平成 21 年度

# 固定資產概要調書

神戸市行財政局主税部固定資産税課

#### 目 次

Ι	土地に関す	ける概要調書報告書	
	第 1 表	納税義務者数に関する調	1
	第 2 表	総括表	2
	第 3 表	納税義務者区分による土地に関する調	4
	第 4 表	宅地に関する調	6
	第 5 表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地)	8
	第 6 表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等)	10
	第 7 表	宅地等の負担調整に関する調(農地+造成費として評価される農業用施設用地・生産緑地地区内の宅地)	11
	第 8 表	宅地等の負担調整に関する調(宅地計・一般山林)	13
	第 9 表	宅地等の負担調整に関する調(複合利用鉄軌道用地(小規模住宅用地・一般住宅用地))	14
	第 10 表	宅地等の負担調整に関する調(宅地比準土地・宅地比準土地以外・総計)	16
	第 11 表	農地の負担調整に関する調(一般市街化区域農地・介在農地・一般農地)	18
	第 12 表	農地の負担調整に関する調(合計)	21
	第 13 表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成17年度以前の課税分から新たに市街化区域農地となったもの)	22
	第 14 表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成18・19年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの)	24
	第 15 表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成20・21年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの)	28
	第 16 表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(合計)	32
	第 17 表	課税標準の特例等に関する調	34
	第 18 表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調	37
	第 19 表	負担調整措置等による軽減額に関する調	40
	第 20 表	平成22年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調	41
п	家屋に関す	ける概要調書等報告書	
	第 21 表	納税義務者数に関する調	42
	第 22 表	総括表	43
	第 23 表	所有者区分による家屋に関する調	44
	第 24 表	木造家屋に関する調	45
	第 25 表	木造以外の家屋に関する調(1)事務所, 店舗, 百貨店, 銀行	47
	第 26 表	木造以外の家屋に関する調(2)住宅、アパート	48
	第 27 表	木造以外の家屋に関する調(3)病院、ホテル	49

第	28	表	木造以外の家屋に関する調(4)工場, 倉庫, 市場	50
第	29	表	木造以外の家屋に関する調(5)その他	51
第	30	表	木造以外の家屋に関する調(6)合計	52
第	31	表	新増分家屋に関する調(1)木造家屋	53
第	32	表	新増分家屋に関する調(2)木造以外の家屋	54
第	33	表	減少分家屋に関する調(1)木造家屋	56
第	34	表	減少分家屋に関する調(2)木造以外の家屋	57
第	35	表	課税標準額等に関する調(その1)	58
第	36	表	課税標準額等に関する調(その2)	59
第	37	表	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調	60
第	38	表	建築年次区分による家屋に関する調	61
第	39	表	家屋の変動に関する調	62
第	40	表	法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成20年度に新たに軽減の対象となったものについて)	63
第	41	表	法附則第15条の6第1項及び第2項の減額適用を受けなかった住宅の個数に関する調(平成20年度に新たに課税の対象となったものについて)	64
第	42	表	新築住宅に関する調	65
第	43	表	法附則第16条の2の規定による軽減税額等に関する調	66
第	83	表	需給事情による減点補正実施状況等に関する調	69
第	84	表	不均衡是正実施状況に関する調	70
第	85	表	在来分家屋の減価状況に関する調	71
第	86	表	積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調	72
第	87	表	家屋の評価方法別棟数調	73
第	88	表	木造家屋に係る物価水準による補正率別団体数調	74
第	90	表	建築年次区分による在来分家屋の減価状況に関する調	75

Ш	都市計画税に関する調報告書	
	第 51 表 都市計画区域及び課税区域に関する調	76
	第 52 表 納税義務者数に関する調	77
	第 53 表 地積及び床面積等に関する調	78
	第 54 表 決定価格及び課税標準額に関する調	79
	第 55 表 平成22年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調	81
	第 56 表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調	82
	第 57 表 課税標準の特例に関する調	84
	第 58 表 宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地)	94
	第 59 表 宅地等の負担調整に関する調(商業地等・宅地計・その他)	96
	第 60 表 宅地等の負担調整に関する調(その他・合計)	98
	第 61 表 農地の負担調整に関する調	99
IV	償却資産に関する概要調書等報告書	
	第 69 表 納税義務者数に関する調	101
	第 70 表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)	102
	第 71 表 償却資産の価格等に関する調(個人分)	103
	第 72 表 償却資産の価格等に関する調(法人分)	104
	第 73 表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法第349条の3関係)	105
	第 74 表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)(法附則第15条関係)	108
	第 75 表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)(法附則第15条関係)	110
	第 76 表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)	113
	第 78 表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)	114
	第 79 表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)	115
	第 80 表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)	116
v	市町村交付金に関する概要調書等報告書	
	平21年度 市町村交付金の交付額等に関する調	117

上地に関する概要調書報告書

	地 1	方を	2共2	団体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
I	2	8	1	0	0	0	0	1

# 平成21年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

			(1)	(2)	(3)
区分個人・法人の別	行番·	号 総数	(人) (d)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個人	0 1	0	285, 011	12, 659	272, 352
法人	0 2	0	15, 386	922	14, 464
計	0 3	0	300, 397	13, 581	286, 816

1	1方4	大学	]]体:	コー	ド	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	0	2

### 第2表 総 括 表

都 道 府 県 名	兵庫県
市町村名	神戸市

_	<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)				(8)	(9)	(10)
	✓ 区分					地	積					決	定 価	格				課	说 標 2	準 額
		行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点以上のもの
地		9			12 (m²)(1)	27 (m²)(口)		57 (m²)(=) 71	9			12 (千円)(ホ)		42 (千円)(ト)56	9			12 (千円)(チ)	27 (千円)(リ)	42(千円)(ヌ)56
Ш	一 般 田	0	1	0	3, 404, 888	44, 046, 738	1, 303, 849	42, 742, 889	0	1	1	6, 254, 617	178, 240	6, 076, 377	0	1	2	6, 098, 043	173, 008	5, 925, 035
H	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0	2	0	51, 198	1, 159, 202	1, 225	1, 157, 977	0	2	1	21, 965, 641	10, 168	21, 955, 473	0	2	2	7, 473, 361	3, 317	7, 470, 044
	一 般 畑	0	3	0	1, 181, 166	5, 394, 580	429, 217	4, 965, 363	0	3	1	381, 971	30, 304	351, 667	0	3	2	369, 430	29, 185	340, 245
畑	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0	4	0	7, 792	313, 547	6, 992	306, 555	0	4	1	9, 627, 239	7, 408	9, 619, 831	0	4	2	3, 433, 580	2, 741	3, 430, 839
	小 規 模 住 宅 用 地	0	5	0		53, 181, 778	128, 770	53, 053, 008	0	5	1	4, 598, 278, 536	4, 647, 001	4, 593, 631, 535	0	5	2	706, 437, 879	751, 957	705, 685, 922
宅	一般住宅用地	0	6	0		7, 938, 597	3, 653	7, 934, 944	0	6	1	422, 593, 839	74, 559	422, 519, 280	0	6	2	131, 005, 116	24, 159	130, 980, 957
地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0	7	0		36, 073, 031	4, 046	36, 068, 985	0	7	1	2, 851, 041, 813	55, 426	2, 850, 986, 387	0	7	2	1, 789, 545, 962	36, 451	1, 789, 509, 511
	計	0	8	0	20, 585, 018	97, 193, 406	136, 469	97, 056, 937	0	8	1	7, 871, 914, 188	4, 776, 986	7, 867, 137, 202	0	8	2	2, 626, 988, 957	812, 567	2, 626, 176, 390
	塩 田	0	9	0	0		$\setminus$	$\setminus$	0	9	1				0	9	2		$\setminus$	
	鉱 泉 地	1	0	0	373	330	20	310	1	0	1	24, 918	311	24, 607	1	0	2	24, 543	252	24, 291
	池 沼	1	1	0	199, 112	112, 796	4, 414	108, 382	1	1	1	61,003	696	60, 307	1	1	2	41, 569	504	41, 065
Щ	一般山林	1	2	0	46, 942, 600	82, 850, 016	9, 619, 673	73, 230, 343	1	2	1	1, 287, 029	148, 671	1, 138, 358	1	2	2	1, 284, 063	148, 627	1, 135, 436
林	介 在 山 林	1	3	0	711, 590	4, 939, 225	173, 701	4, 765, 524	1	3	1	8, 606, 561	81, 092	8, 525, 469	1	3	2	5, 585, 967	52, 782	5, 533, 185
	牧場	1	4	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	4	2	0	0	0
	原 野	1	5	0	2, 432, 120	4, 386, 907	470, 238	3, 916, 669	1	5	1	1, 935, 925	43, 892	1, 892, 033	1	5	2	1, 338, 441	29, 535	1, 308, 906
	ゴルフ場用地	1	6	0	52, 435	11, 992, 936	237	11, 992, 699	1	6	1	36, 134, 817	584	36, 134, 233	1	6	2	25, 122, 913	409	25, 122, 504
+ 1/4	遊園地等の用地	1	7	0	825	41, 292	0	41, 292	1	7	1	1, 025, 735	0	1, 025, 735	1	7	2	718, 014	0	718, 014
雑	単 体 利 用	1	8	0	561, 129	1, 980, 359	41	1, 980, 318	1	8	1	60, 393, 223	277	60, 392, 946	1	8	2	38, 860, 394	183	38, 860, 211
	鉄 小規模住宅用地	1	9	0		151	0	151	1	9	1	21, 457	0	21, 457	1	9	2	3, 529	0	3, 529
種	道合一般住宅用地	2	0	0		0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	用 利 住宅用地以外	2	1	0		277, 336	0	277, 336	2	1	1	45, 193, 982	0	45, 193, 982	2	1	2	26, 399, 932	0	26, 399, 932
地	計	2	2	0	1, 855	277, 487	0	277, 487	2	2	1	45, 215, 439	0	45, 215, 439	2	2	2	26, 403, 461	0	26, 403, 461
	その他の雑種地	2	3	0	111, 352, 607	14, 850, 966	383, 828	14, 467, 138	2	3	1	161, 378, 312	305, 162	161, 073, 150	2	3	2	105, 900, 145	211, 621	105, 688, 524
	計	2	4	0	111, 968, 851	29, 143, 040	384, 106	28, 758, 934	2	4	1	304, 147, 526	306, 023	303, 841, 503	2	4	2	197, 004, 927	212, 213	196, 792, 714
	その他	2	5	0	95, 205, 505				2	5	1				2	5	2			
	合 計	2	6	0	282, 690, 213	269, 539, 787	12, 529, 904	257, 009, 883	2	6	1	8, 226, 206, 618	5, 583, 791	8, 220, 622, 827	2	6	2	2, 849, 642, 881	1, 464, 731	2, 848, 178, 150

- 地 1	方を	大学	]]体:	コー	K	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	0	2

### 第2表 総 括 表 (つづき)

都 道 府	県 名	兵庫県
市町木	寸 名	神戸市

_		<b></b>				(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
		区 分					筆	数		単 位 当 7	こり 価格
地			行	番	号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	法 定 免 税 点  以 上 の も の	平均価格	最 高 価 格
끄	目		9	,		12 (筆)(ル)	27 (筆)(ヲ)	42 (筆)(ワ)	57 (筆)(力)	(ロ) (円/m²)(ヨ)	72 (円/㎡)(夕) 80
		般田	0	1	3	18, 219	49, 960	2, 598	47, 362	142	151
ш		在 田 · 化 区 域 田	0	2	3	249	3, 066	32	3, 034	18, 949	261, 072
畑		般 畑	0	3	3	3, 091	10, 096	1, 065	9, 031	71	72
九四	介 市 街	在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	4	3	50	1, 324	36	1, 288	30, 704	192, 950
	小 住	規 模 宅 用 地	0	5	3		335, 350	4, 489	330, 861	86, 463	1, 825, 722
宅	一般	住宅用地	0	6	3		89, 958	386	89, 572	53, 233	659, 000
地		宅 用 地外 の宅 地	0	7	3		79, 592	332	79, 260	79, 035	2, 639, 728
		計	0	8	3	43, 746	504, 900	5, 207	499, 693	80, 992	2, 639, 728
	塩	田	0	9	3	0					
	鉱	泉 地	1	0	3	5	44	1	43	75, 509	2, 120, 411
	池	沼	1	1	3	243	281	11	270	541	41, 940
山	_	般 山 林	1	2	3	14, 749	28, 014	6, 680	21, 334	16	16
林	介	在 山 林	1	3	3	482	5, 335	633	4, 702	1,742	78, 000
	牧	場	1	4	3	0	0	0	0	0	0
	原	野	1	5	3	3, 158	7, 097	1, 249	5, 848	441	72, 000
	ゴル	フ場用地	1	6	3	78	3, 254	3	3, 251	3, 013	18, 909
ħ#-	遊園	地等の用地	1	7	3	2	4	0	4	24, 841	24, 841
雑		单 体 利 用	1	8	3	993	3, 566	4	3, 562	30, 496	152, 000
	鉄軌複	小規模住宅用地	1	9	3		10	0	10	142, 099	142, 099
種	唱 合	一般住宅用地	2	0	3		0	0	0	0	0
	用 地 用	住宅用地以外	2	1	3		722	0	722	162, 958	889, 287
地		計	2	2	3	3	732	0	732	162, 946	889, 287
	その	他の雑種地	2	3	3	108, 335	27, 449	2, 745	24, 704	10, 867	926, 640
		計	2	4	3	109, 411	35, 005	2, 752	32, 253	10, 436	926, 640
	そ	の他	2	5	3						
	合	計	2	6	3	193, 403	645, 122	20, 264	624, 858	30, 519	

地 1	方グ	大大	]体:	コー	ド	表者 7	番号
2	8	1	0	0	0	0	3

# 第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

_			<b>&gt;</b>				(1)			(2)		(3)		(4)			(5)		(6)
	\		区 分				納利	兑 義	務者	数 数		地		積		決	定	価	格
地		<sub>目</sub>		行	番	号	個	人	法	人		個 人	1	法ノ		個	人	注	人
70.		Н		9			12	(人)(イ)	22	(人)(口)	32	$(m^2)(\nearrow)$	44	(m²	)(二)	56	(千円)(ホ)	68 (=	千円)(へ) 79
田田		_	般 田	0	1	0		7, 773		27		42, 712, 172		30	, 717	6	, 072, 784		3, 593
		介 右 街 1	E 田 · 化区域田	0	2	0		1, 228		19		1, 148, 398		9	, 579	21	, 817, 145		138, 328
畑		_	般 畑	0	3	0		3, 865		20		4, 658, 785		306	, 578		329, 686		21, 981
ΛЩ	市		化区域畑	0	4	0		846		17		300, 731		5	, 824	9	, 495, 267		124, 564
	ſ	小 主 宅	規 模 E 用 地	0	5	0	2	250, 290		6, 197		47, 025, 701		6, 027	, 307	4,002	210, 440	59	1, 421, 095
宅	_		住宅用地	0	6	0		68, 057		1,000		7, 530, 202		404	, 742	393	, 067, 684	2	9, 451, 596
地	比以	主 宅 、外	三 用 地 の 宅 地	0	7	0		32, 501		9, 984		8, 998, 955		27, 070	, 030	758	, 816, 370	2, 09	2, 170, 017
			計	0	8	0	3	350, 848		17, 181		63, 554, 858		33, 502	, 079	5, 154	094, 494	2, 71	3, 042, 708
	ţ	塩	田	0	9	0					_								
	鉱	身	泉 地	1	0	0		11		25		97			213		2,890		21, 717
	ì	池	沼	1	1	0		26		31		19, 383		88	, 999		25, 788		34, 519
山	-	一般	设 山 林	1	2	0		4, 468		393		43, 782, 582		29, 447	, 761		680, 388		457, 970
林	S	个 右	E山林	1	3	0		1, 461		363		2, 059, 174		2, 706	, 350	2	, 934, 083		5, 591, 386
	5	牧	場	1	4	0		0		0		0			0		0		0
	J	原	野	1	5	0		2, 207		176		2, 199, 198		1, 717	471	1	, 275, 875		616, 158
	ゴ	ル:	フ場用地	1	6	0		185		32		2, 123, 023		9, 869	, 676	5	, 307, 878	3	0, 826, 355
±11.		園地	1等の用地	1	7	0		0		1		0		41	, 292		0		1, 025, 735
雑		単	体 利 用	1	8	0		6		34		2, 038		1, 978	, 280		57, 239	6	0, 335, 707
	鉄軌	1.	小規模住宅用地	1	9	0		0		2		0			151		0		21, 457
種	道	複合	一般住宅用地	2	0	0		0		0		0			0		0		0
	用 地	利用	住宅用地以外	2	1	0		4		38		212		277	, 124		7, 671	4	5, 186, 311
地			計	2	2	0		4		40		212		277	, 275		7, 671	4	5, 207, 768
	そ	の他	の雑種地	2	3	0		8, 833		1, 483		6, 460, 931		8, 006	, 207	67	, 203, 944	9	3, 869, 206
			計	2	4	0		9, 028		1, 590		8, 586, 204		20, 172	, 730	72	, 576, 732	23	1, 264, 771
	1	合	計	2	5	0	3	81, 761		19, 842		169, 021, 582		87, 988	, 301	5, 269	305, 132	2, 95	1, 317, 695
				_														_	

1 1	也方々	3共2	団体	コー	ド	表	番号
2	8	1	0	0	0	0	3

#### 第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_			<u> </u>				(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	\		区 分				課税	栗 準 額	筆	数	単 位 平 均	<u>左  当  /</u>		価   格     価   格
地		l 目		行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	(ホ) 個 人	法人	最 高 個 人	法人
1/0		Ħ		9			12 (千円)(ト)	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)		(ハ) (円/m²)(ル)	(二) (円/m²)(ヲ)	56 (円/m²)(ワ)	67 (円/㎡)(力) 77
		_	般 田	0	1	1	5, 921, 835	3, 200	47, 296	66	142	117	151	151
щ			在 田 · 化 区 域 田	0	2	1	7, 413, 042	57, 002	2, 998	36	18, 998	14, 441	261, 072	40, 860
畑		-	般 畑	0	3	1	318, 311	21, 934	8, 992	39	71	72	72	72
ДЦ			在 畑 · 化 区 域 畑	0	4	1	3, 369, 887	60, 952	1, 262	26	31, 574	21, 388	192, 950	44, 740
		小 注	規 模 宅 用 地	0	5	1	615, 580, 641	90, 105, 281	316, 209	14, 652	85, 107	98, 124	1, 439, 631	1, 825, 722
宅	_	般	住宅用地	0	6	1	122, 147, 527	8, 833, 430	87, 285	2, 287	52, 199	72, 766	659, 000	544, 800
地			宅用地トの宅地	0	7	1	491, 103, 095	1, 298, 406, 416	50, 469	28, 791	84, 323	77, 287	2, 500, 760	2, 639, 728
			計	0	8	1	1, 228, 831, 263	1, 397, 345, 127	453, 963	45, 730	81, 097	80, 981	2, 500, 760	2, 639, 728
		塩	田	0	9	1			/	$\setminus$	$\setminus$		$\setminus$	
	鉱		泉地	1	0	1	2, 889	21, 402	11	32	29, 794	101, 958	758, 526	2, 120, 411
		池	沼	1	1	1	18, 327	22, 738	41	229	1, 330	388	41, 940	15, 620
山	-	-	般 山 林	1	2	1	679, 626	455, 810	17, 934	3, 400	16	16	16	16
林	3	介	在 山 林	1	3	1	1, 888, 950	3, 644, 235	2, 841	1, 861	1, 425	2, 066	78, 000	73, 500
		牧	場	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		原	野	1	5	1	880, 264	428, 642	4, 684	1, 164	580	359	72, 000	42, 210
	ゴ	ル	フ場用地	1	6	1	3, 715, 514	21, 406, 990	751	2, 500	2, 500	3, 123	3, 190	18, 909
		園:	地等の用地	1	7	1	0	718, 014	0	4	0	24, 841	0	24, 841
雑		单	鱼 体 利 用	1	8	1	39, 686	38, 820, 525	7	3, 555	28, 086	30, 499	37, 800	152, 000
	鉄軌		小規模住宅用地	1	9	1	0	3, 529	0	10	0	142, 099	0	142, 099
種	道	複合	一般住宅用地	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	用 地	利用	住宅用地以外	2	1	1	5, 370	26, 394, 562	4	718	36, 184	163, 054	36, 186	889, 287
地			計	2	2	1	5, 370	26, 398, 091	4	728	36, 184	163, 043	36, 186	889, 287
사다.	そ	0 1	他の雑種地	2	3	1	46, 181, 705	59, 506, 819	16, 878	7, 826	10, 402	11, 725	196, 670	926, 640
			計	2	4	1	49, 942, 275	146, 850, 439	17, 640	14, 613	8, 453	11, 464	196, 670	926, 640
		合	計	2	5	1	1, 299, 266, 669	1, 548, 911, 481	557, 662	67, 196	31, 175	33, 542		
				_	_	•				-5-				

地1	方を	)共	]]体:	コー	ド	表 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	0	4

#### 第4表 宅地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	<b>区</b>			納税義	務 者 数	地	積	決 定	価 格	
地	分区	行 番	号	個人	法人	個人	法 人	個人	法 人	最高価格地の所在
	別	9		12 (人)	22 (人)	32 (m²)(≺)	44 (m²)(□)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商	繁 華 街	0 1	0	304	139	32, 941	29, 322	22, 595, 728	21, 492, 773	中央区北長狭通1丁目
業	高度商業地区I	0 2	0	54	171	20, 276	335, 328	12, 072, 862	247, 189, 533	中央区小野柄通8丁目
	高度商業地区Ⅱ	0 3	0	744	632	130, 490	634, 967	67, 558, 347	277, 966, 073	中央区三宮町1丁目
地	普通商業地区	0 4	0	6, 199	1, 740	1, 060, 513	1, 580, 197	238, 782, 201	296, 815, 765	中央区北長狭通3丁目
区	計	0 5	0	7, 301	2, 682	1, 244, 220	2, 579, 814	341, 009, 138	843, 464, 144	
住	併用住宅地区	0 6	0	13, 034	2, 542	3, 589, 041	2, 571, 073	461, 379, 729	300, 833, 295	中央区山本通2丁目
宅	高級住宅地区	0 7	0	1, 408	91	446, 192	109, 964	96, 083, 985	20, 970, 651	東灘区山手中央工区47街区
地	普通住宅地区	0 8	0	226, 480	6, 524	48, 019, 231	9, 146, 696	3, 961, 731, 276	729, 177, 738	東灘区岡本2丁目
区	計	0 9	0	240, 922	9, 157	52, 054, 464	11, 827, 733	4, 519, 194, 990	1, 050, 981, 684	
工	大工場地区	1 0	0	149	797	89, 749	11, 800, 003	3, 887, 628	489, 365, 525	中央区港島6丁目
業	中小工場地区	1 1	0	6, 510	1, 699	1, 415, 701	4, 217, 431	111, 116, 477	254, 813, 998	東灘区本山南町6丁目
地	家内工業地区	1 2	0	0	0	0	0	0	0	
区	計	1 3	0	6, 659	2, 496	1, 505, 450	16, 017, 434	115, 004, 105	744, 179, 523	
村	集団地区	1 4	0	11, 722	781	1, 934, 771	635, 632	59, 943, 673	23, 824, 840	須磨区多井畑字地獄谷
落地	村落地区	1 5	0	6, 169	321	6, 352, 899	2, 064, 042	111, 574, 213	37, 236, 779	須磨区多井畑字渋人谷上
区	計	1 6	0	17, 891	1, 102	8, 287, 670	2, 699, 674	171, 517, 886	61, 061, 619	
_	見光 地区	1 7	0	362	127	88, 350	258, 754	6, 128, 731	12, 949, 382	兵庫区福原町
	巻用施設の用に供 ト る 宅 地	1 8	0	881	24	371, 220	118, 670	1, 221, 862	406, 356	西区伊川谷町潤和
生產	€緑地地区内の宅地	1 9	0	30	0	3, 484	0	17, 782	0	
	合 計	2 0	0	274, 046	15, 588	63, 554, 858	33, 502, 079	5, 154, 094, 494	2, 713, 042, 708	中央区三宮町1丁目

<sup>(</sup>注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2. 「</sup>生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地1	方グ	大人	]]体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	4

# 第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

				▶		(	7)	(8)		(9	9)	(10	))						(11)		(12)
		₹.				課	税	票準	額	<u> </u>	<b>筆</b>	数		単	仾	Ĭ.	当	た	ŋ ,	価	格
抴		分	行	番	号	個	Y	法	Į.	個	Į.	法	Į.	平	均	価	格		最 高	価	格
	区		11	笛	b	伸	人	伝	人	但	人		人	(八) 個	人	(二) 法	人	1	固 人	ž.	去 人
	別		9			12	(千円)	24	(千円)	36	(筆)	46	(筆)	<del>(7)</del> (円,	$/ m^2$ )	(口)	(円/m²)	56	(円/m²)	67	$(円/m^2)$ 77
商	繁華	街	0	1	1	11,	702, 120	11, 46	60, 651		463		340	6	85, 945		732, 991		1, 241, 600		1, 465, 000
業	ارا کلاد چاپ چاپ دیار	I 区 I	0	2	1	3,	859, 521	127, 49	99, 766		111		540	5	95, 426		737, 157		1, 390, 786		2, 127, 807
地地	高度商業地		0	3	1	23,	565, 019	146, 64	12, 340		1,052		1, 461	5	17, 728		437, 765		2, 500, 760		2, 639, 728
	普通商業	地区	0	4	1	75,	610, 842		66, 183		8, 727		3, 776	2	25, 157		187, 835		812, 224		805, 246
区	計		0	5	1	114,	737, 502		88, 940		10, 353		6, 117		74, 075		326, 948		2, 500, 760		2, 639, 728
住	併用住宅		0	6	1	145,	063, 416	155, 76	53, 523		18, 973		5, 513		28, 552		117, 007		454, 528		461, 760
宅			0	7	1	17,	728, 424	6, 08	36, 156		1,828		187	2	15, 342		190, 705		341, 970		320, 880
地		地区	0	8	1		432, 145	268, 18	_		280, 926		19, 459		82, 503		79, 720		380, 107		379, 010
区	計		0	9	1	1,004,	223, 985	430, 03	31, 333		301, 727		25, 159		86, 817		88, 857		454, 528		461, 760
工	大工場均		1	0	1	2,	507, 635	315, 65	58, 348		200		1,723		43, 317		41, 472		66, 783		75, 684
業			1	1	1	47,	063, 169	165, 02	27, 244		9, 116		3, 949		78, 489		60, 419		205, 500		212, 310
地	家内工業	地区	1	2	1		0		0		0		0		0		0				
区	計		1	3	1	49,	570, 804	480, 68	35, 592		9, 316		5,672		76, 392		46, 461		205, 500		212, 310
村	集団地		1	4	1		127, 460	15, 19	99, 226		9, 487		790		30, 982		37, 482		113, 000		113, 000
落地	村落地	区	1	5	1	37,	587, 159	24, 48	36, 464		23, 795		2, 219		17, 563		18, 041		74, 200		74, 200
区	計		1	6	1	56,	714, 619	39, 68	35, 690		33, 282		3,009		20, 696		22, 618		113, 000		113, 000
1	鼰 光 地	区	1	7	1	2,	875, 200	7, 95	51,634		575		498		69, 369		50, 045		176, 432		178, 924
	業用施設の用 す る 宅	月に供 地	1	8	1		698, 331	22	21, 938		1, 246		76		3, 291		3, 424		11, 850		3, 450
生產	<b>全緑地地区内</b> (	の宅地	1	9	1		10,822		0		35		0		5, 104		0				
	合 計		2	0	1	1, 228,	831, 263	1, 397, 34	15, 127		356, 534		40, 531		81, 097		80, 981		2, 500, 760		2, 639, 728

<sup>(</sup>注)1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2. 「</sup>生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地	方を	洪	]体:	コー	ド	表都 7	新号 8
2	8	1	0	0	0	0	5

#### 第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		7,	9	ш	.,	12 (人)				9 (筆) 80
		負担水準1.0以上	0	1	0	85, 315	16, 360, 231	868, 016, 594	144, 669, 432	109, 904
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	93, 483	16, 919, 925	1, 216, 565, 934	198, 786, 037	112, 159
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	25, 281	4, 627, 142	470, 917, 137	72, 598, 760	29, 922
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	21, 145	3, 628, 133	460, 896, 397	67, 119, 664	25, 318
	Lette	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	17, 433	2, 935, 723	476, 419, 052	65, 713, 921	21, 398
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	8, 549	1, 595, 882	290, 410, 742	38, 721, 432	10, 663
	/ <del>) ·</del>	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	4, 482	777, 334	177, 173, 937	23, 034, 800	5, 562
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	780	108, 310	28, 628, 376	3, 483, 453	958
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	186	46, 213	9, 645, 307	1, 108, 332	227
	-L	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	43	7, 249	1, 597, 220	167, 678	47
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	19	,		85, 947	25
	/11	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	10	8, 557	910, 955	79, 616	11
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	3	756	70, 422	5, 684	3
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	4	421	61, 664	4, 321	4
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	6	669	19, 143	1, 202	(
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	2	77	6, 869	362	2
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
	_	負担水準0.05未満	2	1	0					
		計	2	2	0	256, 741	47, 025, 701	4, 002, 210, 440	615, 580, 641	316, 209
		負担水準1.0以上	2	3	0	1,638	2, 055, 133	125, 665, 271	20, 944, 211	3, 529
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	1, 914	1, 855, 790	146, 441, 077	23, 963, 442	4, 434
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	1,002	692, 245	79, 053, 551	12, 170, 811	1, 960
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	900	555, 941	73, 675, 124	10, 712, 160	1, 558
	1411-	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0	878	466, 292	78, 090, 541	10, 771, 535	1, 704
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	458	250, 162	51, 354, 946	6, 847, 326	760
	住	負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	310	102, 751	24, 573, 970	3, 205, 077	493
地	土	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0	77	25, 021	8, 683, 796	1, 053, 488	134
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	29	18, 310	3, 240, 082	372, 097	55
		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0	6	,	534, 170	55, 907	
	用	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0	2		46, 365	4,600	4
	,	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0	1	113	12, 748	1, 106	
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0	3	496	30, 402	2, 469	
		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0	1	400	19, 052	1, 052	4
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0					
	-	負担水準0.05未満	4	3	0					
		計	4	4	0	7, 219	6, 027, 307	591, 421, 095	90, 105, 281	14, 652

地	方を	洪	]体:	コー	ド	表都 7	≸号 8
2	8	1	0	0	0	0	5

#### 第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b>——</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	무	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	9	ш	,,	12 (人) 24	$(m^2)$	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	4	5	0	30, 029	4, 386, 765	130, 155, 431	43, 385, 143	41, 038
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	24, 945	1, 819, 387	105, 016, 761	34, 292, 008	29, 384
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	5, 191	451, 210	33, 580, 123	10, 357, 930	6, 057
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	3, 484	312, 426	34, 134, 587	9, 935, 818	4, 111
	/2/	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	2, 519	260, 125	35, 408, 411	9, 765, 497	3, 120
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	1, 752	168, 290	29, 739, 033	7, 930, 408	2, 214
	111	負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	888	115, 317	23, 012, 261	6,000,260	1, 162
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	96	10, 627	1, 645, 453	403, 021	125
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	31	1, 297	181, 509	41, 121	35
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	10	703	69, 160	14, 709	11
	) 11	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	13	1, 148	56, 205	10,752	17
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	4	490	32, 264	5, 629	5
	11년	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	2	1,531	20, 690	3, 262	2
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0					
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	4	886	15, 796	1,969	4
_	/m	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0					
	_	負担水準0.05未満	6	15	0					
		計	6	6	0	68, 968	7, 530, 202	393, 067, 684	122, 147, 527	87, 285
		負担水準1.0以上	6	7	0	365	167, 836	6, 539, 291	2, 179, 763	730
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0	294	73, 315	4, 112, 035	1, 340, 870	761
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0	134	58, 408	3, 952, 721	1, 218, 768	264
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0	73	29, 201	3, 807, 713	1, 107, 800	115
	/2/	負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0	96	48, 207	6, 586, 399	1, 821, 840	226
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0	61	12, 866	2, 371, 878	632, 501	104
	111	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0	42	9, 574	1, 746, 001	457, 534	67
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0	4	832	190, 366	46, 790	6
	-L	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0	2	607	46, 757	10, 344	5
	用	負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0	1	799	29, 852	6, 415	1
	Ж	負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0	1	2, 583	36, 711	6, 736	1
	Life	負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0	1	125	12, 826	1,972	5
		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0					
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0	1	389	19, 046	2, 097	2
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0					
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	8	7	0					
1		計	8	8	0	1,075	404, 742	29, 451, 596	8, 833, 430	2, 287

地1	方を	大人	]]体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	6

# 第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(	(5)
		区	行	番	묽	納税義務者数	地 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
			9	ш	,,	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		負担水準0.7超	0	1	0	11, 918	4, 006, 538	189, 293, 555	132, 505, 489		18, 547
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	11, 492		233, 692, 320	159, 654, 411		16, 904
	-	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	4, 176	782, 166	105, 872, 359	66, 360, 177		5, 594
		負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	3, 421	582, 386	106, 563, 347	63, 938, 008		4,680
	地	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	1, 903	623, 358	78, 538, 745	45, 181, 135		3, 673
		負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	1, 352		40, 340, 378	21, 287, 210		899
	7	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	109	,	4, 059, 742	1, 984, 069		144
	(/)	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	28	3, 137	369, 183	162, 617		17
		負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	7	1, 424	30, 197	11, 263		7
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	3	829	54, 717	18, 215		3
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	1	9	1,827	501		1
	$\widehat{}$	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0						
	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0						
	$\mathcal{L}$	負担水準0.05未満	1	5	0						
		計	1	6	0	34, 410		758, 816, 370	491, 103, 095		50, 469
	1.1.	負担水準0.7超	1	7	0	3, 579		505, 224, 100	353, 656, 870		9, 669
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	3, 562	10, 480, 942	610, 029, 128	396, 518, 934		9, 157
	-	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	1, 574	1, 595, 878	216, 597, 085	132, 683, 958		3, 401
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	1, 304	1, 076, 426	, ,	119, 039, 319		2, 687
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	907	771, 005	, ,	105, 888, 637		2, 523
地	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	521	689, 090	276, 568, 980	144, 260, 772		1, 114
	/ / /	負担水準0.4以上0.45未満	2	3		101	138, 822		35, 688, 457		185
	(/)	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	11	20, 214	24, 064, 320	10, 663, 933		52
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5							
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	2	525	16, 883	5, 536		3
		負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0						
		負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0						
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0						
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0						
	C	負担水準0.05未満	3	1	0						
		計	3	2	0	11, 561	27, 070, 030	2, 092, 170, 017	1, 298, 406, 416		28, 791

-10-

担1	方グ	大人	]]体:	コー	ド	表看 7	番号
2	8	1	0	0	0	0	7

# 第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	문	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	н	.,	12 (人)		39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
宅	住	負担水準0.7超	0	1	0	122	36, 102	68, 590	48, 013	156
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0					
걘	_	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	3	1, 833	11, 090	6, 736	3
	用	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0					
農	地	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	736	318, 548	1, 091, 670		1,020
地	以	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	25	7, 088	24, 409		40
+	外	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	16	7, 649	26, 103	12, 869	27
	$\sigma$	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0					
造	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0					
成		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0					
費	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0					
と		負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0					
,	個	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0					
L	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0					
て		負担水準0.05未満	1	5	0		.=			
評		計 (* 15 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1	6	0	902	371, 220	1, 221, 862	698, 331	1, 246
価	住	負担水準0.7超	1	7	0	1	102	352	246	1
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0					
さ	用	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0					
れ	地	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	10	00.000	001 500	170 005	
る		負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	19	88, 286	301, 532	170, 035	60
農	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	2	907	3, 129	1, 647	3
業	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	2	29, 375	101, 343	50, 010	12
	の	負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満	2	4	0					
用	宅	負担水準0.25以上0.35木満 負担水準0.25以上0.3未満	2	5	0					
施	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	6						
設		負担水準0.15以上0.25未満	2	8	0					
用	<u> </u>	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0					
	法	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0					
地	人	負担水準0.05未満	3		0					
)	)	計	3		0	24	118, 670	406, 356	221, 938	76
		┃		•				·	221, 000	10

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。

<sup>(</sup>例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地 1	方グ	大人	]]体:	コー	F	表 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	0	7

# 第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名 兵庫県 市町村名 神戸市

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	ኯ	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9			12 (人)		) 39 (千円)		69 (筆) 80
宅	住	負担水準0.7超	3	3		5	41			5
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下	3	4	0	2				2
	用	負担水準0.6以上0.65未満	3	5	0	8				9
農		負担水準0.55以上0.6未満	3	6	0	7	1, 13	·		
地	地	負担水準0.5以上0.55未満	3	7	0	9	99	7 3, 428	1, 942	12
	以	負担水準0.45以上0.5未満	3	8	0					
+	外	負担水準0.4以上0.45未満	3	9	0					
造	の	負担水準0.35以上0.4未満	4	0	0					
成	宅	負担水準0.3以上0.35未満	4	1	0					
費		負担水準0.25以上0.3未満 4.15/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	4	2	0					
と	地	負担水準0.2以上0.25未満	4	3	0					
L	$\widehat{}$	負担水準0.15以上0.2未満 4.15以上0.2未満	4	4	0					
7	個	負担水準0.1以上0.15未満 4.12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、1	4	5	0					
評	人	負担水準0.05以上0.1未満	4	6	0					
価	)	負担水準0.05未満	4	7	0	0.1	0.40	15.500	10.000	0.5
		計 (7-10-1-)*#10-0-17	4	8	0	31	3, 48	17, 782	10, 822	35
<i>*</i>	住	負担水準0.7超	4	9	0					
れ	宅	負担水準0.65以上0.7以下	5	0	0					
る	用	負担水準0.6以上0.65未満	5	1	0					
生	地	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	5	2	0					
産		負担水準0.45以上0.50未満	5	3	0					
緑	以	負担水準0.4以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	5	4	0					
地	外	負担水準0.35以上0.4未満	5 5	5 6	0					
地	の	負担水準0.3以上0.35未満	5	7	0					
区	宅	負担水準0.25以上0.35水綱 負担水準0.25以上0.3未満	5	8	0					
	地	負担水準0.2以上0.25未満	5	9	0					
内	,	負担水準0.15以上0.2未満	6	0	0					
$\mathcal{O}$	\(\frac{1}{2}\)	負担水準0.1以上0.15未満	6	1	0					
宅	法	負担水準0.05以上0.1未満	6	2	0					
地	人	負担水準0.05 5人 1、1、1、1 1、1、1、1 	6	3	0					
$\smile$	$\overline{}$	員担水平0.03水個 計	6	4	0	0		0		0
			_	_		· ·		0	0	V

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地1	方グ	大人	]]体:	コー	F	表 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	8

# 第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

	<b>———</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	Δ	9	· IIII ·	7	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	117, 347	22, 969, 965	1, 130, 376, 587		155, 201
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	15, 497	16, 303, 666	694, 517, 655	486, 162, 359	28, 216
地	税負担据置のもの	0	3	0	219, 576	50, 492, 299	4, 394, 848, 455	1, 286, 894, 341	277, 547
TE	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	27, 554	7, 291, 007	1, 647, 394, 505	641, 941, 141	38, 729
計	負担水準0.2未満	0	5	0	0	0	0	0	0
	計	0	6	0	379, 974	97, 056, 937	7, 867, 137, 202	2, 626, 176, 390	499, 693
	負担水準1.0以上	0	7	0	4, 814	63, 189, 025	981, 714	981, 714	20, 848
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0	1	2	0	0	1
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0	145	9, 460, 196	147, 579	145, 846	451
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0	1	1	0	0	1
	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0	13	573, 534	8, 947	7, 811	26
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0	1	3, 219	50	41	1
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0					
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0					
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0					
	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1	7	0	2	78	1	1	3
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0					
	負担水準0.4以上0.45未満	1	9	0					
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2	0	0					
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0					
	負担水準0.25以上0.3未満	2	2	0	3	4, 288	67	23	3
	負担水準0.2以上0.25未満	2	3	0					
林	負担水準0.15以上0.2未満	2	4	0					
''	負担水準0.1以上0.15未満	2	5	0					
	負担水準0.05以上0.1未満	2	6	0					
	負担水準0.05未満	2	7	0					
	計	2	8	0	4, 980	73, 230, 343	1, 138, 358	1, 135, 436	21, 334

-13-

 地方公共団体コード
 表番号

 2
 8
 1
 0
 0
 0
 9

#### 第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)	(	2)		(3)	(4)	(	(5)
		区 分	行	番	П.	納税義務者数	地	積	決定	価格	課税標準額	筆	数
			1 J 9	畄	75	12 (人)		(m²)		(千円)			(筆)8
		負担水準1.0以上	0	1	0								
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0								
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0								
複		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0								
後		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0								
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0								
		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0								
		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0								
合		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0								
	_ [	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0								
		負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0								
		負担水準0. 45以上0. 5未満	1	2	0								
利	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0								
	ŀ	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0								
		負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	1	5	0								
	- 1		1	6 7	0								
用		負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0								
用		負担水準0.13以上0.15未満 負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0								
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0								
	$\overline{}$	負担水準0.05太高 負担水準0.05未満	2	1	0								
	ŀ	計	2	2	0	0		0		0	0		0
鉄 -		負担水準1.0以上	2	3	0	U U		0		0	0		0
		<u>負担水準0.95以上1.0未満</u>	2	4	0	2		151		21, 457	3, 529		10
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0			101		21, 101	0,020		
		負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0								
軌	İ	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0								
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0								
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0								
	住	負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0								
道		負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0								
<u> </u>		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0								
		負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0								
	,	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0								
	Lilly L	負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0								
用		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0								
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0								
		負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0								
		負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0								
地		負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	4	0	0								
		負担水準0.05以上0.1未満	4	1	-								
	$\smile$	負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	4	3	0								
	}	負担小平0.09木個 計	4	4	0	9		151		21, 457	3, 529		10
		ĒΙ	4	4	U	4		101		41,407	5, 529		10

 
 地方公共団体コード
 表番号 7 8

 2 8 1 0 0 0 0 9

#### 第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)		(2)		(	3)		(	4)		(	5)
		区 分	行	番	뮸	納税義務者数		地 積	決	定	価	格	課税	票 準	額	筆	数
			9	ш	.,	12 (人)	24	$(m^2)$	39		(千	円)	54	(₹	円)	69	(筆)8
		負担水準1.0以上	4		0												^
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0												
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0												
複	般	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0												
7友		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0												
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0												
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0												
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0												
合	_	負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0												
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0												
	,	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0												
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0												
利	70	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0												
13	_	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0												
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0												
	個	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0												
_	IIII	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0												
用		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0												
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0												
	)	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0												
		負担水準0.05未満	6	5	0												
鉄		計	6	6	0	0		0				0			0		0
		負担水準1.0以上	6	7	0		<u> </u>										
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0												
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0												
動	般	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0												
籶		負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0												
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0		<u> </u>										
		負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0												
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0												
道		負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0												
	用	負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0												
		負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満	7	7	0												
	地	負担水準0.45以上0.45未満	7	9	0												
用		負担水準0.35以上0.45木綱	8	0	0												
/11	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0												
		負担水準0.25以上0.35木綱 負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0												
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0										_		
		負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0		-								-		
地	人	負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0		-										
		負担水準0.05以上0.1未満	8		0												
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1木満 負担水準0.05未満	8	6 7	0												
		負担水準0.05木個 計	8	8	0	0	<u> </u>	0				0			0		0
		戸	0	0	U	- 0		0				U			U		0

地1	方グ	〉共 🛭	コー	ド	表 7	番号 8	
2	8	1	0	0	0	1	0

# 第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<b>——</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	行	番	무	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
			9		.,	12 (人)		39 (千円)			(筆)80
	宅	負担水準0.7超	0	1	0	7, 038	7, 863, 833	52, 790, 784	36, 953, 549	1	13, 374
	七	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	1, 953	1, 235, 516		12, 207, 136		3, 352
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	516	281, 035	3, 676, 315	2, 289, 124		790
	مادا	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	263	110, 871	1, 448, 016	868, 810		387
	比	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	157	186, 277	501, 438	290, 811		225
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	70	67, 434	648, 240	344, 012		99
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	52	27, 615	247, 498	119, 010		62
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	51	47, 771	264, 415	112, 507		68
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	38	37, 603	477, 243	175, 951		51
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	36	19, 282	94, 073	32, 061		50
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	3	864	19, 255	5, 524		5
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	1	2, 101	2, 382	511		4
	II	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0	8	21, 511	89, 215	17, 843		18
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0	2	74	265	53		3
	$\smile$	負担水準0.05未満	1	5	0	1	82	638	128		1
Ø		計	1	6	0	10, 189	9, 901, 869	78, 019, 848	53, 417, 030	1	18, 489
0)		負担水準0.7超	1	7	0	1, 235	15, 693, 993	73, 342, 120	51, 339, 484		8, 531
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	547	3, 534, 241	55, 093, 667	37, 424, 443		4, 116
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	177	1, 077, 173	32, 237, 731	19, 918, 841		1, 356
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	83	708, 405	32, 171, 381	19, 302, 829		685
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	60	201, 589	19, 554, 214	11, 341, 354		651
	潍	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	27	147, 559	16, 675, 538	8, 747, 115		110
	·	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	16	150, 119	221, 259	104, 145		29
	土.	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	19	68, 536	2, 042, 251	873, 817		62
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	32	76, 918	1, 957, 872	718, 264		78
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	23	120, 346	1, 704, 453	555, 800		211
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0	6	3, 871	198, 949	56, 497		19
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0	6	47, 556	1, 725, 857	382, 072		14
	144	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0	5	36, 233	417, 196	83, 439		11
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0	5	4, 010		14, 910		11
	$\smile$	負担水準0.05未満	3	1	0	4	2,061	30, 424	6, 085		8
		計	3	2	0	2, 245	21, 872, 610		150, 869, 095	1	15, 892

-16-

地 1	地方公共団体コード								
2	8	1	0	0	0	1	0		

# 第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<b>——</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	<u>.                                    </u>
		区 分	行	番	号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		E ,	9		7	12 (人)	24 ( m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	2, 279	4, 228, 397	588, 051	588, 051		5, 173
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	131	70, 003	8, 593	8, 593		237
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	389	453, 368	26, 053	25, 717		902
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0	90	65, 893	7, 023	6, 452		164
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	115	65, 284	4, 797	4, 216		216
そ	. –	負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	47	31, 518	2, 162	1, 784		106
	淮	負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0	77	28, 102	1,876	1, 464		133
		負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0	79	31, 063	2, 893	2,080		110
	4.	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0	118	69, 716	4,011	2, 709		191
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0	199	175, 095	13, 424	8, 266		449
$\mathcal{O}$	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	297	503, 469	39, 475	22, 465		599
0)	146	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0	36	13, 036	1,006	530		48
	101	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0	146	21, 859	1,672	773		173
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0	353	73, 094	4, 349	1, 944		472
	,,	負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0	22	11, 210	4, 162	1, 563		21
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0	24	5, 394	390	129		26
他		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0	6	667	96	24		8
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0	31	10, 493	1, 152	286		42
		負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0	2	37	401	80		2
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05未満	5	3	0	1	72	49	10		1
	地	計	5	4	0	4, 442	5, 857, 770	711, 635	677, 136		9,073
		こよる課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5	5	0	124, 440	90, 387, 387	1, 131, 946, 352	212, 748, 314	1	81, 222
		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5	6	0	23, 770	39, 861, 492	820, 650, 559	574, 455, 392		50, 121
/ 70_1		担据置のもの	5	7	0	222, 771	56, 620, 415	4, 503, 637, 696	1, 358, 737, 414	2	87, 171
<b>⇒</b> 1.	上記.	以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5	8	0	30, 785	20, 926, 156	1, 725, 899, 226	685, 832, 079		45, 862
計	負担水準0.2木両			9	0	66	124, 230	2, 342, 131	505, 417		115
		計	6	0	0	401, 832	207, 919, 680	8, 184, 475, 964	2, 832, 278, 616	5	64, 491

-17-

地 1	方グ	共	]]体:	コー	ド	表看 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	1

## 第11表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道	府 県 名	兵庫県	
市町	村名	神戸市	_

		<b>——</b>					(1)		(2)	(3)			(4)		(5)	
		区	分	行 9	番	号	納税義務者数(人)		地 積 (m²)	決 定 fd 39 (	新 格 千円)		. 標 準 額 (千円)	69	筆	数 (筆) <sub>80</sub>
		本則	負担水準1.0以上	0	1	0										
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0										
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0										
_		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0	4	0										
			負担水準0.6以上0.7未満	0	5	0										
	田		負担水準0.5以上0.6未満	0	6	0										
般	•		負担水準0.4以上0.5未満	0	7	0										
/IIX		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	_	0										
			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0										
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0										
市			負担水準0.1未満	1	1	0										
			計	1	2	0	0	)	0		(	)	0			0
		本則	負担水準1.0以上	1	3	0										
/4		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0										
街		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	_	0										
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0										
			負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0										
化	畑		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0										
10			負担水準0.4以上0.5未満		9	0										
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2		0										
			負担水準0.2以上0.3未満	2		0										
区			負担水準0.1以上0.2未満	2		0										
			負担水準0.1未満	_	3	0										
			計	2		0	0	)	0		(	)	0			0
4-1		本則	負担水準1.0以上	2		0	0	)	0		(		0			0
域		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	2		0	0	)	0		(	)	0	<del>                                       </del>		0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	2		0	0	)	0		(		0			0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	2		0	0	)	0		(		0			0
農			負担水準0.6以上0.7未満	2	_	0	0	)	0		(		0			0
120	計		負担水準0.5以上0.6未満	_	0	0	0	)	0		(		0			0
		t- 1	負担水準0.4以上0.5未満	3		0	0	)	0		(		0			0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	3	_	0	0	)	0		(		0			0
地			負担水準0.2以上0.3未満	_	3	0	0	)	0		(		0			0
			負担水準0.1以上0.2未満	3		0	0	)	0		(		0			0
			負担水準0.1未満		5	0	0	)	0		(		0			0
			計 計	3	6	0	0	)	0		(	)	0			0

-18-

地 1	方位	大公	団体	コー	ド	表看 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	1

### 第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		<b></b>					(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行	番	号	納税義務者数		也 積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆	数
				9			12 (人)	24	(m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	3		0							
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0							
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0							
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0							
			負担水準0.6以上0.7未満	4		0							
	田		負担水準0.5以上0.6未満	4	4	0							
介			負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0							
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0							
			負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0							
			負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0							
			負担水準0.1未満	4	7	0							
			計	4	8	0	0		0	0	0		0
		本則	負担水準1.0以上	4	9	0							
,.		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	5	0	0							
在		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	5	1	0							
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	5	2	0							
			負担水準0.6以上0.7未満	5	3	0							
	畑		負担水準0.5以上0.6未満	5	4	0							
			負担水準0.4以上0.5未満	5	5	0							
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	5	6	0							
			負担水準0.2以上0.3未満	5	7	0							
農			負担水準0.1以上0.2未満	5	8	0							
			負担水準0.1未満	5	9	0							
			<del>] </del>	6	0	0	0		0	0	0		0
		本則	負担水準1.0以上	6	1	0	0		0	0	0		0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	6	2	0	0		0	0	0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	6	3	0	0		0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	6	4	0	0		0	0	0		0
地			負担水準0.6以上0.7未満	6	5	0	0		0	0	0		0
쁘	計		負担水準0.5以上0.6未満	6	6	0	0		0	0	0		0
	百一		負担水準0.4以上0.5未満	6	7	0	0		0	0	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	6	8	0	0		0	0	0		0
			負担水準0.2以上0.3未満	6	9	0	0		0	0	0		0
			負担水準0.1以上0.2未満	7	0	0	0		0	0	0		0
			負担水準0.1未満	7	1	0	0		0	0	0		0
			計	7	2	0	0		0	0	0		0

1 地	方位	〉共	]]体:	コー	ド	表者 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	1

### 第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都;	道床	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		<del></del>				(1)		(2)	(3)	(4)		(5)
		区	行	番	号	納税義務者数		地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
		_	9	123	·	12 (人)	24	$(m^2)$	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	7	3	0	5, 360		22, 902, 387	3, 198, 059	3, 198, 059		21, 951
		負担調整率1.025	7	4	0	4, 334		14, 951, 846	2, 175, 459	2, 129, 126		16, 950
	Ш	負担調整率1.05	7	5	0	1, 642		3, 116, 071	441, 386	400, 210		5, 304
_	Щ	負担調整率1.075	7	6	0	614		961, 798	140, 833	115, 631		1,822
		負担調整率1.10	7	7	0	502		810, 787	120, 640	82, 009		1, 335
		計	7	8	0	12, 452		42, 742, 889	6, 076, 377	5, 925, 035		47, 362
向几		本則	7	9	0	1, 610		2, 627, 463	185, 083	185, 083		2, 993
般		負担調整率1.025	8	0	0	1, 517		1, 392, 918	99, 670	96, 949		2, 754
	畑	負担調整率1.05	8	1	0	1, 142		623, 990	43, 900	39, 574		2, 335
	ДЩ	負担調整率1.075	8	2	0	441		285, 181	20, 447	17, 059		753
農		負担調整率1.10	8	3	0	143		35, 811	2, 567	1, 580		196
/		計	8	4	0	4, 853		4, 965, 363	351, 667	340, 245		9, 031
		本則	8	5	0	6, 970		25, 529, 850	3, 383, 142			24, 944
		負担調整率1.025	8	6	0	5, 851		16, 344, 764	2, 275, 129	2, 226, 075		19, 704
地		負担調整率1.05	8	7	0	2, 784		3, 740, 061	485, 286	439, 784		7, 639
		負担調整率1.075	8	8	0	1, 055		1, 246, 979	161, 280	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2, 575
		負担調整率1.10	8	9	0	645		846, 598	123, 207	83, 589		1, 531
		計·	9	0	0	17, 305		47, 708, 252	6, 428, 044	6, 265, 280		56, 393

-20-

概調土-21

地1	方グ	)共	]]体:	コー	F	表 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	2

# 第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	)
		区 分	行	番	号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
		~	9		Ĭ	12 (人) 2	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	0	1	0	5, 360	22, 902, 387	3, 198, 059	3, 198, 059		21, 951
		負担調整率1.025	0	2	0	4, 334	14, 951, 846	2, 175, 459	2, 129, 126		16, 950
	$\blacksquare$	負担調整率1.05	0	3	0	1, 642	3, 116, 071	441, 386	400, 210		5, 304
	Щ	負担調整率1.075	0	4	0	614	961, 798	140, 833	115, 631		1,822
		負担調整率1.10	0	5	0	502	810, 787	120, 640	82,009		1, 335
合		11 h	0	6	0	12, 452	42, 742, 889	6, 076, 377	5, 925, 035		47, 362
		本則	0	7	0	1,610	2, 627, 463	185, 083	185, 083		2, 993
		負担調整率1.025	0	8	0	1, 517	1, 392, 918	99, 670	96, 949		2, 754
		負担調整率1.05	0	9	0	1, 142	623, 990	43, 900	39, 574		2, 335
	畑	負担調整率1.075	1	0	0	441	285, 181	20, 447	17, 059		753
		負担調整率1.10	1	1	0	143	35, 811	2, 567	1,580		196
-1 ←		<b>11</b>	1	2	0	4, 853	4, 965, 363	351, 667	340, 245		9,031
計		本則	1	3	0	6, 970	25, 529, 850	3, 383, 142	3, 383, 142		24, 944
		負担調整率1.025	1	4	0	5, 851	16, 344, 764	2, 275, 129	2, 226, 075		19, 704
		負担調整率1.05	1	5	0	2, 784	3, 740, 061	485, 286	439, 784		7,639
	Ρl	負担調整率1.075	1	6	0	1, 055	1, 246, 979	161, 280	132, 690		2, 575
		負担調整率1.10	1	7	0	645	846, 598	123, 207	83, 589		1,531
		11-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-14-1	1	8	0	17, 305	47, 708, 252	6, 428, 044	6, 265, 280		56, 393

-21-

概調土一22

地 1	方グ	共区	団体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	3

#### 第13表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	- 釆	号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	9		73	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	982	963, 427	16, 706, 616	5, 568, 872	2, 4
17		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	95	66, 068	1, 649, 729	541, 405	1
11		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	65	27, 142	1, 062, 284	327, 997	
以		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	48	32, 702	804, 315	235, 342	
24.		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	29	10, 157	348, 616	96, 050	
前		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	9	7, 117	133, 335	35, 556	
$\sigma$		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	8	4, 798	146, 968	38, 328	
0)		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	6	2,040	109, 905	26, 830	
課		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	3	1, 218	27, 578	6,074	
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0					
税	田	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	1	581	16, 619	3, 214	
分	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1	2						
N		負担水準0.4以上0.45未満	1	3						
カュ		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	1	228	7, 623	1,007	
6		負担水準0.25以上0.3未満	1	6						
-lare		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0					
新		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	_					
た		負担水準0.1以上0.15未満	1	9						
/_		負担水準0.05以上0.1未満	2							
に		負担水準0.05未満	2	_	0					
		計	2	_	_	1, 247	1, 115, 478		6, 880, 675	2, 8
市		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2		_	582	189, 715	5, 360, 746	, ,	8
街		負担水準0.95以上1.0未満	2		_	70	27, 537	, ,		
1封		負担水準0.9以上0.95未満	2	Ŭ		40	15, 779	,	238, 581	
化		負担水準0.85以上0.9未満		6		27	11, 198	,	148, 014	
10		負担水準0.8以上0.85未満	2	_	_	13	4, 422	227, 046	63, 261	
区		負担水準0.75以上0.8未満	2		0	10		359, 844	95, 959	
LIS		負担水準0.7以上0.75未満	2			1	335	6, 530	,	
域		負担水準0.65以上0.7未満	3			5		78, 159		
農		負担水準0.6以上0.65未満	3		0	1	244	8, 760	2, 026	
戾		負担水準0.55以上0.6未満	3			1	356	9, 614	1,978	
地	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3	_	_					
	/	負担水準0.45以上0.5未満		4						
と		負担水準0.4以上0.45未満		5						
ž.,		負担水準0.35以上0.4未満	3		_					
な		負担水準0.3以上0.35未満	3							
2		負担水準0.25以上0.3未満	3	_						
		負担水準0.2以上0.25未満		9	_					
た		負担水準0.15以上0.2未満	4		4					
		負担水準0.1以上0.15未満		1	-					
£		負担水準0.05以上0.1未満	4		_					
<i>D</i>		負担水準0.05未満		3		550	055 105	0.455.055	0.505.004	-
の		計	4	4	0	750	257, 125	8, 457, 255	2, 725, 631	1, (

地	方グ	洪区	]]体:	コー	k	表看 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	3

#### 第13表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区分	行 9	番	号	納税義務者数 12 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	69	筆 数 (筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	1, 564	1, 153, 142	22, 067, 362	7, 355, 787		3, 339
17		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	165	93, 605	2, 775, 629	909, 415		259
以		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	105	42, 921	1, 834, 671	566, 578		142
前の		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	75	43, 900	1, 312, 584	383, 356		103
課		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	42	14, 579	575, 662	159, 311		51
税		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	19	12, 999	493, 179	131, 515		29
分かり		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	9	5, 133	153, 498	39, 987		9
<i>b</i>		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	11	3, 697	188, 064	46, 058		12
新		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	4	1, 462	36, 338	8, 100		4
たに		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	1	356	9, 614	1,978		2
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	1	581	16, 619	3, 214		2
街	μl	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0	0	0	0		0
化		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0	0	0	0		0
区域		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0	0	0	0		0
農		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	1	228	7, 623	1,007		1
地		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0		0
とな		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0		0
2		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0		0
た		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0		0
も の		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0		0
		負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0		0
		計	6	6	0	1,997	1, 372, 603	29, 470, 843	9, 606, 306		3, 953

-23-

 地方公共団体コード
 表番号

 2
 8
 1
 0
 0
 0
 1
 4

#### 第14表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b>——</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	叧	納税義務者数	地積	決 定 価 格		筆 数
			9	ш	-5	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	4	1, 218	10, 639	2,837	Ę
18		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0					
10		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0					
の		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0					
課		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0					
	ш	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0					
カゝ	田	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0					
Ġ		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0					
9		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0					
新		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0					
70/1		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0					
, _		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
市		負担水準0.05未満	2	1	0					
		計	2	2	0	4	1, 218	10, 639	2,837	Ę
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2	3	0	2	609	25, 672	6, 846	4
		負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0					
1.45		負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0					
域		負担水準0.7以上0.75未満	2							
r#H		負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0					
農		負担水準0.6以上0.65未満	3		0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0					
TE	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0					
논	ДЩ	負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0					
_		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0					
5.		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0					
つ		負担水準0.25以上0.3未満	3	8	0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0					
\$		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0					
		負担水準0.05未満	4	3	0					
の		<del>1</del>	4	4	0	2	609	25, 672	6,846	2

地 1	方グ	大人	]体:	コー	K	表看 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	1	4

#### 第14表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	区    分	納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
.	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6	(m) 1, 827	(千円) 36, 311	9,683	(事)
:	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
,	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
Ļ	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
į	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
`	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
,	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
ř	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
i 計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
Î	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
1	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
1	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
:	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
)	計	6	1,827	36, 311	9,683	

-25-

概調土-26

 地方公共団体コード
 表番号

 2
 8
 1
 0
 0
 0
 1
 4

#### 第14表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

平19 の課税分から新たに市街化区田	区 分 本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.95未満 負担水準0.85以上0.85未満 負担水準0.75以上0.85未満 負担水準0.75以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.65以上0.65未満 負担水準0.55以上0.65未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.4以上0.55未満 負担水準0.3以上0.55未満 負担水準0.0、15以上0.5未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.15以上0.25未満	9 4 4 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	納税義務者数 12 (人) 3	地 積 24 (m²) 821	決 定 価 格 39 (千円) 14,427		筆
19の課税分から新たに市街化田	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.95未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.85未満 負担水準0.75以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.65未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.4以上0.55未満 負担水準0.3以上0.55未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.25未満	4 4 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	6 7 8 9 0 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9	0 0 0 0 0 0 0 0 0					
19の課税分から新たに市街化田	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.95未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.85未満 負担水準0.75以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.65未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.4以上0.55未満 負担水準0.3以上0.55未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.25未満	4 4 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	6 7 8 9 0 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9	0 0 0 0 0 0 0 0 0					
19の課税分から新たに市街化田	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.85未満 負担水準0.75以上0.75未満 負担水準0.65以上0.75未満 負担水準0.65以上0.65未満 負担水準0.5以上0.65未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満	4 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	0 0 0 0 0 0 0 0 0					
課税分から新たに市街化	負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.65未満 負担水準0.55以上0.5未満 負担水準0.4以上0.55未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.25未満	4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	0 0 0 0 0 0 0 0					
課税分から新たに市街化	負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.75未満 負担水準0.65以上0.65未満 負担水準0.55以上0.65未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.3以上0.35以上0.45未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.25未満	4 5 5 5 5 5 5 5 5 6 6 6 6	9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	0 0 0 0 0 0 0					
税分から新たに市街化田	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.75未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.2以上0.3未満 負担水準0.15以上0.25未満	5 5 5 5 5 5 5 5 5 6	1 2 3 4 5 6 7 8	0 0 0 0 0 0					
税分から新たに市街化田	負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.35未満 負担水準0.2以上0.25未満	5 5 5 5 5 5 5 5 6 6	2 3 4 5 6 7 8	0 0 0 0 0					
分から新たに市街化	負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.45以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.15以上0.25未満	5 5 5 5 5 5 5 6 6	3 4 5 6 7 8 9	0 0 0 0 0					
分から新たに市街化	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.25未満	5 5 5 5 5 5 6 6	4 5 6 7 8 9	0 0 0 0					
から新たに市街化	負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.25未満	5 5 5 5 5 6 6	5 6 7 8 9	0 0 0					
から新たに市街化	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.25未満	5 5 5 5 6 6	6 7 8 9	0 0					
から新たに市街化	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	5 5 5 6 6	7 8 9	0					
新たに市街化	負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	5 5 6 6	8	0					
新たに市街化	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	5 6 6	9						<u> </u>
たに市街化	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	6		0					
たに市街化	負担水準0.2以上0.25末満 負担水準0.15以上0.2末満	6	0						
に 市 街 化	負担水準0.15以上0.2未満			0					
に 市 街 化		C	1	0					
街化	負担水準0 1以上0 15未満	О	2	0					
街化		6	3	0					
街化	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0					
化	負担水準0.05未満		5						
化	計	6	_	0	3	821	14, 427	2, 885	
	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6	<u> </u>						
	負担水準0.95以上1.0未満	6							
区	負担水準0.9以上0.95未満	6							
	負担水準0.85以上0.9未満	7							
	負担水準0.8以上0.85未満	7							
域	負担水準0.75以上0.8未満	7							
, ,	負担水準0.7以上0.75未満	7							
農	負担水準0.65以上0.7未満	7							<b></b>
	負担水準0.6以上0.65未満		5						<b></b>
地	負担水準0.55以上0.6未満	7		0					<b></b>
1. 畑	負担水準0.5以上0.55未満	7		0					
٤ 🕅	負担水準0.45以上0.5未満	7		0					
な	負担水準0.4以上0.45未満	7		0					
7-54	負担水準0.35以上0.4未満	8		0					
つ	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	8		0					<del> </del>
	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	8							<del> </del>
た	負担水準0. 2以上0. 25木満 負担水準0. 15以上0. 2未満	8		_					<del> </del>
,	負担水準0.15以上0.2未満 負担水準0.1以上0.15未満	8							<del></del>
4			5 6						<del></del>
Ø		8		0					<del> </del>
v)	負担水準0.05以上0.15未満 負担水準0.05未満		- (	U	l l			ı	

-26-

概調土-27

地 1	方グ	共区	]体:	コー	K	表看 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	1	4

#### 第14表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

区	分	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
大田川アトフ /年	マの1人の1) 細税ぶみとれたよの	(人)	(m²)	(千円)	(千円)	(筆
	外の3分の1)課税がなされたもの	3	821	14, 427	2, 885	
負担水準0.95以 負担水準0.9以		0	0	0	0	
		0	0	0	0	
負担水準0.85以		0	0	0	0	
負担水準0.8以_		0	0	0	0	
負担水準0.75以		0	0	0	0	
負担水準0.7以_		0	0	0	0	
負担水準0.65以		0	0	0	0	
	負担水準0.6以上0.65未満		0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満		0	0	0	
負担水準0.5以_		0	0	0	0	
負担水準0.45以		0	0	0	0	
負担水準0.4以_		0	0	0	0	
負担水準0.35以	上0.4未満	0	0	0	0	
負担水準0.3以_	:0.35未満	0	0	0	0	
負担水準0.25以	負担水準0.25以上0.3未満		0	0	0	
負担水準0.2以_	負担水準0.2以上0.25未満		0	0	0	
負担水準0.15以	負担水準0.15以上0.2未満		0	0	0	
負担水準0.1以_	_0.15未満	0	0	0	0	
負担水準0.05以	上0.1未満	0	0	0	0	
負担水準0.05末	満	0	0	0	0	
	計	3	821	14, 427	2, 885	

 地方公共団体コード
 表番号

 2
 8
 1
 0
 0
 0
 1
 5

#### 第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区 分	í	亍 耆	≨ 長	フ	納税義務者数 12 (人)	24	地 積 (m²)	決 39	定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	<b>筆</b>	数 (筆) <sub>80</sub>
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	Т	0	2		554	33	25, 197	3, 360	03	(/ 00
亚		負担水準0.95以上1.0未満	_	2		0			001		20, 10.	3,000		
20		負担水準0.9以上0.95未満		3		0								
		負担水準0.85以上0.9未満		4	_	0								
$\mathcal{O}$		負担水準0.8以上0.85未満			_	0								
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	; (	0								
課		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	7 (	0								
£24		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	} (	0		ĺ						
税		負担水準0.6以上0.65未満	0	Ĉ	) (	0		ĺ						
分		負担水準0.55以上0.6未満	1	(	) (	0		ĺ						
),	т	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	. (	0								
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	? (	0								
		負担水準0.4以上0.45未満	1	G	} (	0								
6		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	Į (	0								
-4		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	5 (	0								
新		負担水準0.25以上0.3未満	1	(		0								
た		負担水準0.2以上0.25未満	1	7		0								
/_		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	3 (	0								
に		負担水準0.1以上0.15未満	1	Ć		0								
10		負担水準0.05以上0.1未満	2	(	) (	0								
市		負担水準0.05未満		1	_	0								
		計		2		0	2		554		25, 197	3, 360		
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの				0	1		162		8, 257	1, 101		
/14		負担水準0.95以上1.0未満		_	_	0								
化		負担水準0.9以上0.95未満				0								
区		負担水準0.85以上0.9未満				0								
		負担水準0.8以上0.85未満				0								
域		負担水準0.75以上0.8未満		8	_	0								
		負担水準0.7以上0.75未満		ç	_	0								
農		負担水準0.65以上0.7未満		(	_	0								
		負担水準0.6以上0.65未満		1	_	0								
地		負担水準0.55以上0.6未満	_		_	0								
ح	畑	負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満				0								
۲		負担水準0.4以上0.5木満 負担水準0.4以上0.45未満		- 4		0								
な		負担水準0.35以上0.45未満		(	_	0								
5.		負担水準0.3以上0.35未満		7	_	0								
つ		負担水準0. 3以上0. 35木満 負担水準0. 25以上0. 3未満		8		0								
		負担水準0.2以上0.25未満				0								
た		負担水準0.15以上0.2未満	_	(		0		_						
ı		負担水準0.1以上0.15未満		1		0								
₽		負担水準0.05以上0.1未満		_	_	0								
Ø		負担水準0.05未満				0								
V)		員担小平0.00不個 計		4		0		_	162		8, 257	1, 101		

地	方グ	、共区	]体:	コー	ド	表看 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

#### 第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

	区 分	納税義務者数(人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	3	716	33, 454	4, 461	Ş
20	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	(
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	(
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	(
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	(
分,	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農 地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
표 と	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
つ	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
\$	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	3	716	33, 454	4, 461	

-29- 概調土-30

 地方公共団体コード
 表番号

 2
 8
 1
 0
 0
 0
 1
 5

#### 第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>					(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	9	行:	番	ク	納税義務者数(人)	地	積 (㎡)		課 税 標 準 額 54 (千円)	<ul><li>筆数</li><li>(筆) 80</li></ul>
1		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		1	5	_	2	24	1, 377	26, 53		09 (#) 80
平		負担水準0.95以上1.0未満		1		0	2		1, 011	20,00	1,100	`
21		負担水準0.9以上0.95未満		_	_	0						
21		負担水準0.85以上0.9未満		_		0						
$\mathcal{O}$		負担水準0.8以上0.85未満		1		0						
-		負担水準0.75以上0.8未満				0						
課		負担水準0.7以上0.75未満		_	1	0						
		負担水準0.65以上0.7未満		_		0						
税		負担水準0.6以上0.65未満		5		0						
^		負担水準0.55以上0.6未満		5		0						
分		負担水準0.5以上0.55未満		5		0						
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満		_	_	0						
//-		負担水準0.4以上0.45未満			7	0						
Ġ		負担水準0.35以上0.4未満				0						
		負担水準0.3以上0.35未満			-	0						
新		負担水準0.25以上0.3未満		_	0	0						
		負担水準0.2以上0.25未満		_		0						
た		負担水準0.15以上0.2未満		_		0						
		負担水準0.1以上0.15未満			3	0						
に		負担水準0.05以上0.1未満		_		0						
-		負担水準0.05未満				0						
市		景恒水平0.00水個 計		3	_	0	9		1, 377	26, 53	1,769	
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		_	7	0	1		4, 607	137, 25		
[E]		負担水準0.95以上1.0未満		3		0	т		4,007	101, 20	3, 100	
化		負担水準0.9以上0.95未満		3		0						
, .		負担水準0.85以上0.9未満		7	-	0						
区		負担水準0.8以上0.85未満		7		0						
		負担水準0.75以上0.8未満		_		0						
域		負担水準0.7以上0.75未満		_		0						
		負担水準0.65以上0.7未満			4	0						
農		負担水準0.6以上0.65未満			5	0						
내		負担水準0.55以上0.6未満			6	0						
地		負担水準0.5以上0.55未満			7	0						
ح	畑	負担水準0.45以上0.5未満		_	_	0						
٠		負担水準0.4以上0.45未満		_		0						
な		負担水準0.35以上0.4未満		_	0	0						
		負担水準0.3以上0.4米個 負担水準0.3以上0.35未満		_	1	0						
つ		負担水準0.25以上0.3未満			2	0						
		負担水準0.2以上0.25未満		3		0						
た		負担水準0.15以上0.25米個 負担水準0.15以上0.2未満				0						
a		負担水準0.1以上0.15未満		3		0					+	
£		負担水準0.05以上0.15米個 負担水準0.05以上0.1未満		3	_	0						
Ø		負担水準0.05以上0.1木個 負担水準0.05未満		3	-	0						
V)		負担水準0.05木満 計		3		0			4,607	137, 25	3 9, 150	
		рΙ	(	,	U	U	4		4,007	131, 26	9, 100	

1	方グ	共区	]体:	コー	K	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

#### 第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	区 分	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	(人)	(m²) 5, 984	(千円) 163, 784	(千円) 10,919	(筆)
平	負担水準0.95以上1.0未満	0	0, 964	103, 764	10, 919	
21	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
の 課	負担水準0.85以上0.95木綱 負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.9未満	0	0	0		
分		0	0	0	0	
か	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
6	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
に	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区 域	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
農	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
ح ا	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
£	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
の	計	6	5, 984	163, 784	10, 919	

-31-

 地方公共団体コード
 表番号

 2
 8
 1
 0
 0
 0
 1
 6

#### 第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b>_</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	문	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u> </u>	9		73	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	993	967, 397	16, 783, 410	5, 579, 723	2, 488
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	95	66, 068	1, 649, 729	541, 405	164
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	65	27, 142	1, 062, 284	327, 997	97
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	48	32, 702	804, 315	235, 342	69
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	29	10, 157	348, 616	96, 050	37
合		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	9	7, 117	133, 335	35, 556	9
		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	8	4, 798	146, 968	38, 328	8
		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	6	2,040	109, 905	26, 830	7
		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	3	1, 218	27, 578	6,074	3
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	0	0	0	0	0
	田	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	1	581	16, 619	3, 214	2
	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	0	0	Ü	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	1	228	7, 623	1,007	1
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0		0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	2	1	0	0	0	0	0	0
		<b>∄</b> †	2	2		1, 258	1, 119, 448	21, 090, 382	6, 891, 526	2, 885
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2		0	589	195, 093	5, 531, 928	1, 804, 012	872
		負担水準0.95以上1.0未満	2		0	70	27, 537	1, 125, 900		95
		負担水準0.9以上0.95未満	2	Ŭ		40	15, 779	772, 387	238, 581	45
		負担水準0.85以上0.9未満		6		27	11, 198	508, 269	148, 014	34
		負担水準0.8以上0.85未満	2			13	4, 422	227, 046	63, 261	14
		負担水準0.75以上0.8未満		8	0	10	5, 882	359, 844	95, 959	20
		負担水準0.7以上0.75未満	2			1	335	6, 530	,	1
		負担水準0.65以上0.7未満	3	_	0	5	1,657	78, 159	,	5
		負担水準0.6以上0.65未満	3		0	1	244	8, 760	2, 026	1
		負担水準0.55以上0.6未満	3			1	356	9, 614	1,978	2
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3		0	0	0	0	0
		負担水準0.45以上0.5未満		4	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.4以上0.45未満		5		0	0	· ·	· ·	0
		負担水準0.35以上0.4未満	3			0	0	· ·	V	0
		負担水準0.3以上0.35未満	3		0	0	0	ů		0
-3.1		負担水準0.25以上0.3未満		8		0	0	v	V	0
計		負担水準0.2以上0.25未満		9		0	0	Ů		0
		負担水準0.15以上0.2未満	4			0	0	0	v	0
		負担水準0.1以上0.15未満	_	1		0	0	·	· ·	0
		負担水準0.05以上0.1未満		2		0	0	0	V	0
		負担水準0.05未満		3		0	0	0 222 127	0	0
		**************************************	4	4	0	757	262, 503	8, 628, 437	2, 742, 728	1,089

地 1	方グ	K	表看 7	昏号 8			
2	8	1	0	0	0	1	6

#### 第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行 9	番	号	納税義務者数 (人)	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 <sup>39</sup> (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 <sup>(筆)</sup> 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5	0	1,582	1, 162, 490	22, 315, 338	7, 383, 735	3, 360
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	165	93, 605	2, 775, 629	909, 415	259
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	105	42, 921	1, 834, 671	566, 578	142
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	75	43, 900	1, 312, 584	383, 356	103
合		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	42	14, 579	575, 662	159, 311	51
		負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	19	12, 999	493, 179	131, 515	29
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	9	5, 133	153, 498	39, 987	9
		負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	11	3, 697	188, 064	46, 058	12
		負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	4	1, 462	36, 338	8, 100	4
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	1	356	9, 614	1,978	2
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	1	581	16, 619	3, 214	2
	μI	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	1	228	7, 623	1,007	1
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0	0
計		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0	0
		計	6	6	0	2,015	1, 381, 951	29, 718, 819	9, 634, 254	3, 974

-33-

1	方を	大公	団体	コー	ド	表者 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	7

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		<b>→</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		地 目	行 番	무	田	畑	宅 地	山 林	その他	計
区	分		9	· /ɔ	12 (千円)	23 (千円)	34 (千円)	45 (千円)	56 (千円)	67 (千円) 77
	/# O 1/5	評価額の1/2の額	0 1	0			722, 460		1, 111	723, 571
	第 9 項	減額後の課税標準額	0 2	0			420, 117		777	420, 894
ľ	第 11 項	評価額の1/2の額	0 3	0						0
法	另 11 項	減額後の課税標準額	0 4							0
	第 20 項	評価額の1/4の額	0 5							0
	31, =v 3,	減額後の課税標準額	0 6							0
第	hele as a T	評価額の1/3の額	0 7	_						0
>14	第 23 項	減額後の課税標準額	0 8							0
	(新法分)	評価額の1/6の額減額後の課税標準額	0 9							0
349	第 23 項	減額後の課税標準額   評価額の1/6の額	1 0	0						0
0.10	(旧法分)	減額後の課税標準額	1 2	_						0
•		評価額の1/2の額	1 3							0
条	第 24 項	減額後の課税標準額	1 4	_						0
	第 27 項	評価額の1/2の額	1 5							0
	(新法分)	減額後の課税標準額	1 6	0						0
の	第 27 項	評価額の1/6の額	1 7	0						0
	(旧法分)	減額後の課税標準額	1 8							0
	第 29 項	評価額の1/2の額	1 9							0
3	214 =- 21	減額後の課税標準額	2 0							0
	第 32 項	評価額の1/3の額	2 1	0						0
-		減額後の課税標準額評価額の1/2の額	2 2 2	_						0
	第 33 項	評価額の1/2の額減額後の課税標準額	2 4	_						0
		評価額の1/2の額	2 5	_			12, 790, 302			12, 790, 302
		減額後の課税標準額	2 6				8, 918, 743			8, 918, 743
法	第 13 項	評価額の3/5の額	2 7				1,111,111			0
附		減額後の課税標準額	2 8	0						0
	第 15 項	評価額の1/2の額	2 9	0						0
則	(旧法分)	減額後の課税標準額	3 0							0
第		評価額の1/5の額	3 1	_						0
15	第 15 項	減額後の課税標準額	3 2							0
	(旧法分)	評価額の1/2の額	3 3	_						0
条	佐 1 元 五	減額後の課税標準額	3 4				10 104 700			10, 104, 700
	第 15 項 (旧法分)	評価額の1/2の額減額後の課税標準額	3 5 3 6			1	18, 104, 762 12, 618, 329			18, 104, 762 12, 618, 329
	(旧伝刀)	減額後の課税標準額	ა ხ	U			12, 018, 329			12, 018, 329

-34-

地	方を	く共同	団体	コー	기	表者 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	7

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道	府 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		<b>→</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		地 目	行番号	문	田	畑	宅 地	山 林	その他	計
区	分	9	11 Ш ,	,	12 (千円)	23 (千円)	34 (千円)	45 (千円)	56 (千円)	67 (千円) 77
	第 29 項	評価額の1/2の額	3 7	0						0
	免 49 項	減額後の課税標準額	3 8	0						0
	第 42 項			0						0
N.L.	N) 12 -X			0						0
法				0						0
	第 47 項			0						0
				0						0
附		DA BA DA . BA DA DA I BA		0			5, 209, 953			5, 209, 953
	第 49 項			0			3, 626, 692			3, 626, 692
		771 101 04 111 100 111 1 101		0			3, 020, 032			0, 020, 032
	Arte so set			0						0
則	第 50 項			0						
		減額後の課税標準額	5 0	0						
		評価額の2/3の額	5 1	0						0
第	第 51 項			0						0
>14	N1 01 -X			0						
				0						
				0			32, 347			32, 347
15	第 52 項			0			22, 643			22, 643
				0						
				0			57, 318			57, 318
条	<b>.</b>	11 12 13 1		0			40, 123			40, 123
^	第 53 項	77. 10. 0.		0						
		減額後の課税標準額	6 2	0						
	第 57 項	評価額の1/2の額	6 3	0						0
	另 57 項	減額後の課税標準額	6 4	0						0
法第の 附152	第 2 項	評価額の1/2の額	6 5	0						0
附15 2 則条		減額後の課税標準額	6 6	0						0
		評価額の3/5の額	6 7	0			57, 315			57, 315
法15 附条	第 1 項	731 131 34 111 32 131	6 8	0			38, 607			38, 607
則の 第3	# 1 供	7 131		0						0
2,00		731 131 34 111 32 131		0						0
合	計			0	0		36, 974, 457	C	,	36, 975, 568
	***	減額後の課税標準額	7 2	0	0	0	25, 685, 254	0	777	25, 686, 031

-35-

地	方を	ド	表者 7	番号			
2	8	1	0	0	0	1	7

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		<b>&gt;</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
		地 目	行番号	寻	田	畑	宅 地	山 林	その他	計
区	分		9	1	12 (千円)	23 (千円)	34 (千円)	45 (千円)	56 (千円)	67 (千円) 77
法 附	第 2 項	(平成23年度末までに新築) 評 価 額	7 3	0			218, 683			218, 683
則 第	(新法分)	減額分に相当する 課税標準額	7 4	0			5, 399			5, 399
15 条	第 2 項	(平成17年度末までに新築) 評 価 額	7 5	0			22, 995			22, 995
の 8	(旧法分)	減額分に相当する 課税標準額	7 6	0			1, 277			1, 277
法	第 7 項	市街化区域農地としての 評 価 額	7 7	0			46, 784			46, 784
份	37 T 3	徴収猶予分に相当する 課税標準額	7 8	0			5, 898			5, 898
則	第 8 項	市街化区域農地としての 評 価 額	7 9	0						0
第	<i>7</i> 7 0 78	徴収猶予分に相当する 課税 標準額	8 0	0						0
29	第 16 項	市街化区域農地としての 評 価 額	8 1	0						0
条の	777 IO 7X	減額分に相当する 課税標準額	8 2	0						0
5	第 17 項	市街化区域農地としての 評 価 額	8 3	0						0
	N1 11 A	減額分に相当する 課税標準額	8 4	0						0

-36- 概調土-37

1	方グ	大学	]]体:	コー	ド	表看 7	≸号 8
2	8	1	0	0	0	1	8

# 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		<b></b>				(1)	(2)	(3)				(4)	(5)	(6)		(7)
						坩		漬				決	定価	格	単位当力	こり 価格
	区	分	行	番	号	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
			9			12 (m²)(イ)	23 (m²)		9			12 (千円)(口)	23 (千円)	34 (千円)		46 $(\Box/m^2)_{56}$
	介	在 田	0	1	0	38, 837	308	38, 529	0	1	1	865, 385	294	865, 091	22, 282	261, 072
	介	在 畑	0	2	0	50, 450	6, 398	44, 052	0	2	1	991, 861	467	991, 394	19, 660	71, 689
宅	地	介 在 山 林	0	3	0	4, 939, 225	173, 701	4, 765, 524	0	3	1	8, 606, 561	81, 092	8, 525, 469	1,742	78, 000
農	地等	章介在山林	0	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	
		特 定 市 農 (平17以前参入分)	0	5	0	1, 116, 395	917	1, 115, 478	0	5	1	21, 023, 462	9, 874	21, 013, 588	18, 832	99, 100
市	Ħ	特 定 市 農 (平18以後参入分)	0	6	0	3, 970	0	3, 970	0	6	1	76, 794	0	76, 794	19, 344	99, 100
街	Щ	上記以外	0	7	0		0		0	7	1		0		0	
1. 4		小 計	0	8	0	1, 120, 365	917	1, 119, 448	0	8	1	21, 100, 256	9, 874	21, 090, 382	18, 833	99, 100
化		特 定 市 農 (平17以前参入分)	0	9	0	257, 719	594	257, 125	0	9	1	8, 464, 196	6, 941	8, 457, 255	32, 843	192, 950
区	畑	特 定 市 農 (平18以後参入分)	1	0	0	5, 378	0	5, 378	1	0	1	171, 182	0	171, 182	31, 830	192, 950
	ДЩ	上記以外	1	1	0		0		1	1	1		0		0	
域		小 計	1	2	0	263, 097	594	262, 503	1	2	1	8, 635, 378	6, 941	8, 628, 437	32, 822	192, 950
<b>#</b>		特 定 市 農 (平17以前参入分)	1	3	0	1, 374, 114	1, 511	1, 372, 603	1	3	1	29, 487, 658	16, 815	29, 470, 843	21, 459	192, 950
農	計	特 定 市 農 (平18以後参入分)	1	4	0	9, 348	0	9, 348	1	4	1	247, 976	0	247, 976	26, 527	192, 950
地	БΙ	上記以外	1	5	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	
		計	1	6	0	1, 383, 462	1, 511	1, 381, 951	1	6	1	29, 735, 634	16, 815	29, 718, 819	21, 494	192, 950

-37-

地1	方を	表 7	番号				
2	8	1	0	0	0	1	8

## 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

-38-

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	<del></del>					(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	
						課	说 標	準 額	<u>a</u>	<u>*</u>	数	
	区	分	行 9	番	号	総額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの <sup>(筆)</sup> 71	
	介	在 田	0	1	2	578, 733	215	578, 518	152	3	149	
	介	在 畑	0	2	2	688, 542	431	688, 111	204	5	199	
宅	地	介 在 山 林	0	3	2	5, 585, 967	52, 782	5, 533, 185	5, 335	633	4, 702	
農	地等	育介 在 山 林	0	4	2	0	0	0	0	0	0	
		特 定 市 農 (平17以前参入分)	0	5	2	6, 883, 777	3, 102	6, 880, 675	2, 901	29	2, 872	
市	Ħ	特 定 市 農 (平18以後参入分)	0	6	2	10, 851	0	10, 851	13	0	13	
街	Щ	上記以外	0	7	2		0			0		
		小 計	0	8	2	6, 894, 628	3, 102	6, 891, 526	2, 914	29	2, 885	
化		特 定 市 農 (平17以前参入分)	0	9	2	2, 727, 941	2, 310	2, 725, 631	1, 112	31	1, 081	
区	畑	特 定 市 農 (平18以後参入分)	1	0	2	17, 097	0	17, 097	8	0	8	
	ΛЩ	上記以外	1	1	2		0			0		
域		小 計	1	2	2	2, 745, 038	2, 310	2, 742, 728	1, 120	31	1, 089	
農		特 定 市 農 (平17以前参入分)	1	3	2	9, 611, 718	5, 412	9, 606, 306	4, 013	60	3, 953	
辰	計	特 定 市 農 (平18以後参入分)	1	4	2	27, 948	0	27, 948	21	0	21	
地	μι	上記以外	1	5	2	0	0	0	0	0	0	
		計	1	6	2	9, 639, 666	5, 412	9, 634, 254	4, 034	60	3, 974	

地1	方を	大人	]]体:	コー	F	表看 7	番号
2	8	0	1	8			

## 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

<b>_</b>					(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	
						納	税	義	務	者	数
			,_	777	_	各	区 分	別	市街化区域農地に係	る実数(法定免税点末	満のものを含む。)
	区	分	行	番	号	総数	法定免税点	法定免税点以上のもの	田 • 畑 別	適用区分別	全 体
			9			12 (人)	木 何 い も の 21 (人)		39 (人)	48 (人)	57 (人) 66
	介	在 田	0	1	3	129	3	126			
	介	在 畑	0	2	3	164	5	159			
宅	地	介 在 山 林	0	3	3	2, 365	534	1,831			
農	地等	第介在山林	0	4	3	0	0	0			
		特 定 市 農 (平17以前参入分)	0	5	3	1, 146	27	1, 119			
市	田田	特 定 市 農 (平18以後参入分)	0	6	3	13	2	11			
街	Щ	上記以外	0	7	3		0				
1. 4			0	8	3				1, 153		
化		特 定 市 農 (平17以前参入分)	0	9	3	729	29	700			
区	畑	特 定 市 農 (平18以後参入分)	1	0	3	7	0	7			
	ДЩ	上記以外	1	1	3		0				
域			1	2	3				733		
農		特 定 市 農 (平17以前参入分)	1	3	3					1, 595	
辰	計	特 定 市 農 (平18以後参入分)	1	4	3					19	
地	PΙ	上記以外	1	5	3						
			1	6	3	11の粉体の光体					1,600

(注) 17~19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

· 地	地方公共団体コード								
2	8	1	0	0	0	1	9		

# 第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_				<b>-</b>			(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
		区	分	行 9	番	号	評価総地積 (m²)(イ)	決 定 6 総 額	法定免税点	千 円 ) 法定免税点 以上のもの <sup>(二)</sup> 71		番	号	軽 減 課税標準の 特例によるも の 12 (ホ)	置によるもの		軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) 57	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 72 <sup>(リ)</sup> 80	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
11111	平	_	般田	0	1	0	44, 046, 738	6, 254, 617	178, 240	6, 076, 377	0	1	1	0	151, 342		329, 582	141, 138	142
	点	_	般畑	0	2	0	5, 394, 580	381, 971	30, 304	351, 667	0	2	1	0	11, 422		41, 726	71, 376	71
	式 ( 平	宅 (宅地 A	地 ・Bを除く)	0	3	0	96, 697, 974	7, 870, 261, 401	4, 770, 199	7, 865, 491, 202	0	3	1	4, 109, 705, 802	1, 130, 540, 101		5, 245, 016, 102	81, 501	81, 390
ſ	西	<b>→</b> ∯	般 山 林	0	4	0	82, 850, 016	1, 287, 029	148, 671	1, 138, 358	0	4	1	0	2, 922		151, 593	15, 543	16
Ŷ.	去	小		0	5	0	228, 989, 308	7, 878, 185, 018	5, 127, 414	7, 873, 057, 604	0	5	1	4, 109, 705, 802	1, 130, 705, 787		5, 245, 539, 003		34, 404
	F 3	用地・ 費)	(農業用施設 農地+造成	0	6	0	491, 928	1, 634, 936	6, 718	1, 628, 218	0	6	1	0	707, 949		714, 667		3, 324
7			(生産緑地地 宅地・農地等 費)	0	7	0	3, 504	17, 851	69	17, 782	0	7	1	0	6, 960		7, 029		5, 094
0	カ -	一般市征	<b></b>	0	8	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0		0		0
A	也	上記地	以外の目の計	0	9	0	40, 055, 047	346, 368, 813	449, 590	345, 919, 223	0	9	1	17, 881	111, 433, 041	19, 867, 257	131, 767, 769		8, 647
		小	計	1	0	0	40, 550, 479	348, 021, 600	456, 377	347, 565, 223	1	0	1	17, 881	112, 147, 950	19, 867, 257	132, 489, 465		8, 582
		合	計	1	1	0	269, 539, 787	8, 226, 206, 618	5, 583, 791	8, 220, 622, 827	1	1	1	4, 109, 723, 683	1, 242, 853, 737	19, 867, 257	5, 378, 028, 468		30, 519

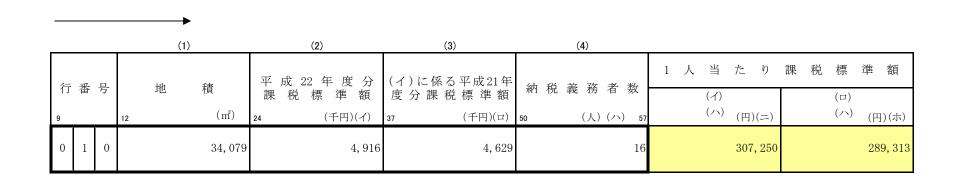
<sup>(</sup>注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2. 「</sup>宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方グ	共民	団体	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	2	0

#### 第20表 平成22年度に新たに法定免税点以上 になる見込みの土地に関する調

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市



-41-

Ⅱ 家屋に関する概要調書等報告書

地方公共団体コード							表番号			
2	8	1	0	0	0	2	1 8			

#### 第21表 納税義務者数に関する調

-42-

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	•	(1)	(2)	(3)
区分個人・法人の別	行番号	総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
個 人	90 1 0	439, 290	9, 498	429, 792
法人		18, 460	244	18, 216
計		<sup>58</sup> 457, 750	9,742	73 80 448, 008

地	方公	表番号			
2	8	7	2		

# 第22表 総 括 表

-43-

						(	(1)		(2)	(3)			
[2	区 分		行	番	号	棟	数	床	面 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	単位当たり価格 (円)	提示平均価額(円)	単位当たり価格 提示平均価額 (%)
木	総	数	9	1	0	12 T	249, 362	20 ± 2	4, 332, 752	31 * 42 602, 405, 527	24, 757	24, 783	100
		税点	0	2	0	1	11, 106	オ	503, 382	903, 397	1, 795		
造	法定免利以上の	税点	0	3	0	ウ	238, 256	<sup>д</sup>	3, 829, 370	<sup>7</sup> 601, 502, 130	25, 242		
木	総	数	0	4	0	П	347, 034	7 6	60, 975, 517	<sup>9</sup> 3, 444, 544, 914	56, 491	56, 064	101
造 以		税点の	0	5	0	サ	834	セ	21, 920	85, 752	3, 912		
外		税点の	0	6	0	シ	346, 200	у 6	60, 953, 597	3, 444, 459, 162	56, 510		
	総	数	0	7	0		596, 396	8	35, 308, 269	4, 046, 950, 441	47, 439		
計	未満の	税点の	0	8	0		11, 940		525, 302	989, 149	1, 883		
		税点の	0	9	0		584, 456	8	34, 782, 967	<sup>7</sup> 4, 045, 961, 292	47, 721	(参考)	
非認	果 税 家	屋	1	0	0		28, 695	1	6, 949, 314			実際免税点の額	200,000 円

坩	łj.	方公	- F	表番号		
1 2		8	0	2	3	

# 第23表 所有者区分による家屋に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				<b>→</b>	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	•
			_	_	個人	が同	有 ~	す る	家 屋	法人が所る	有する家屋	
⊵	分	行	番	号	棟 数	床面積(㎡)	決 定 価 格 <sup>(千円)</sup>	課税標準額	単位当たり価格 (円)	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	90	1	0	<sup>12</sup> 242, 663	23, 564, 371	<sup>30</sup> 585, 290, 667	<sup>42</sup> 585, 284, 340	24, 838	6, 699	768, 381	
	法定免税点	0	2	0	10, 931	495, 598	885, 891	885, 891	1, 788	175	7, 784	
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	231, 732	23, 068, 773	584, 404, 776	584, 398, 449	25, 333	6, 524	760, 597	
木	総数	0	4	0	303, 631	29, 755, 061	1, 562, 243, 300	1, 562, 243, 300	52, 503	43, 403	31, 220, 456	
造 以	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	5	0	739	18, 587	75, 070	75, 070	4, 039	95	3, 333	
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	302, 892	29, 736, 474	1, 562, 168, 230	1, 562, 168, 230	52, 534	43, 308	31, 217, 123	
	総数	0	7	0	546, 294	53, 319, 432	2, 147, 533, 967	2, 147, 527, 640	40, 277	50, 102	31, 988, 837	
計	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0	8	0	11, 670	514, 185	960, 961	960, 961	1, 869	270	11, 117	
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0	9	0	534, 624	52, 805, 247	2, 146, 573, 006	2, 146, 566, 679	40, 651	49, 832	31, 977, 720	
				<b>&gt;</b>	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
	- "	,_		н	法人が	所 有 す	る家屋		合		計	T
∑	分	行	番	号	決定価格	課税標準額 (千円)	単位当たり価格	棟 数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格(円)
木	総数	90	1	1	17, 114, 860	17, 101, 323	22, 274	<sup>36</sup> 249, 362	24, 332, 752	<sup>54</sup> 602, 405, 527	602, 385, 663	24, 757
	法定免税点未満のもの	0	2	1	17, 506	17, 506	2, 249	11, 106	503, 382	903, 397	903, 397	1, 795
造	法定免税点以上のもの	0	3	1	17, 097, 354	17, 083, 817	22, 479	238, 256	23, 829, 370	601, 502, 130	601, 482, 266	25, 242
木	総数	0	4	1	1, 882, 301, 614	1, 868, 825, 585	60, 291	347, 034	60, 975, 517	3, 444, 544, 914	3, 431, 068, 885	56, 491
造以	法定免税点未満のもの	0	5	1	10, 682	10, 682	3, 205	834	21, 920	85, 752	85, 752	3, 912
外	法定免税点以上のもの	0	6	1	1, 882, 290, 932	1, 868, 814, 903	60, 297	346, 200	60, 953, 597	3, 444, 459, 162	3, 430, 983, 133	56, 510
	総数	0	7	1	1, 899, 416, 474	1, 885, 926, 908	59, 377	596, 396	85, 308, 269	4, 046, 950, 441	4, 033, 454, 548	47, 439
計	法定免税点未満のもの	0	8	1	28, 188	28, 188	2, 536	11, 940	525, 302	989, 149	989, 149	1, 883
	法定免税点以上のもの	0	9	1	1, 899, 388, 286	1, 885, 898, 720	59, 397	584, 456	84, 782, 967	4, 045, 961, 292	<sup>1</sup> 4, 032, 465, 399	47, 721

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	7	4

# 第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	兵庫県	
市町村名	神戸市	_

				(1)	(2)	(3)
区分				村	<b>*</b>	数
家屋の種類	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	9	1	0	211, 299	6, 272	32 205, 027
共同住宅·寄宿舎	0	2	0	6, 691	42	6, 649
併 住宅部分1	0	3	0	4, 195	525	3, 670
用 その他の用の部分2	0	4	0	4, 195	525	3, 670
宅 計(棟数については 1の数値を記入	0	5	0	4, 195	525	3, 670
農 家 住 宅	0	6	0	3, 337	614	2, 723
旅館・料亭・ホテル	0	7	0	311	1	310
事務所・銀行・店舗	0	8	0	2, 894	237	2, 657
劇場・病院	0	9	0	207	1	206
公 衆 浴 場	1	0	0	29	0	29
工場・倉庫	1	1	0	2, 624	227	2, 397
土 蔵	1	2	0	2, 831	384	2, 447
附 属 家	1	3	0	14, 944	2, 803	12, 141
合 計	1	4	0	7 249, 362	11, 106	<sup>†</sup> 238, 256

-45-

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	2	4

# 第24表 木造家屋に関する調(その2)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

				<b>-</b>		(	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
							床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
家	屋の種類	分 :	行	番 -	号	総 (m²)	数 (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点未満のもの(千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (<)	(二) (イ) (円) (ト)	(ホ) (ロ) (円) (チ)	( <u>^)</u> ( <u>/</u> ) (円) (リ)
卓	月 住 宅	9	0	1	1		153, 800		<sup>34</sup> 20, 859, 945	<sup>45</sup> 564, 280, 726		<sup>67</sup> 563, 634, 214			27, 020
共「	司住宅・寄宿	\$	0	2	1	b	082, 654	2, 442	1, 080, 212	22, 883, 268	5, 496	22, 877, 772	21, 136	2, 251	21, 179
併	住 宅 部 分 :	-	0	3	1		243, 385	16, 725	226, 660	2, 259, 032	39, 693	2, 219, 339	9, 282	2, 373	9, 791
用住	その他の用の部分	2	0	4	1		119, 876	8, 237	111, 639	1, 112, 658	19, 551	1, 093, 107	9, 282	2, 374	9, 791
宅	(1 + 2) 書		0	5	1		363, 261	24, 962	338, 299	3, 371, 690	59, 244	3, 312, 446	9, 282	2, 373	9, 791
農	ま ま 住 宅	•	0	6	1		446, 073	56, 232	389, 841	1, 069, 721	39, 175	1, 030, 546	2, 398	697	2, 644
旅館	・料亭・ホテ	ル	0	7	1	e	62, 816	38	62, 778	978, 739	81	978, 658	15, 581	2, 132	15, 589
事務	5 所・銀行・店	舗	0	8	1		231, 525	7, 282	224, 243	4, 986, 574	24, 026	4, 962, 548	21, 538	3, 299	22, 130
劇	場・病院		0	9	1	g	26, 535	50	26, 485	777, 769	69	777, 700	29, 311	1, 380	29, 364
Ĭ.	杂 浴 場		1	0	1	h	7, 189	0	7, 189	74, 777	0	74, 777	10, 402	0	10, 402
エ	場・倉庫		1	1	1	1	202, 797	10, 434	192, 363	1, 396, 758	17, 447	1, 379, 311	6, 887	1,672	7, 170
	土   蔵		1	2	1		100, 841	12, 800	88, 041	218, 567	13, 498	205, 069	2, 167	1, 055	2, 329
	附 属 家		1	3	1	k	655, 261	95, 287	559, 974	2, 366, 938	97, 849	2, 269, 089	3, 612	1, 027	4, 052
	合 計		1	4	1	24,	332, 752	<sup>*</sup> 503, 382	<sup>†</sup> 23, 829, 370	602, 405, 527	903, 397	601, 502, 130	24, 757	1, 795	25, 242

坩	1	方公	・ド	表看	番号			
12		8	1	0	0	0	2	5

## 第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店、銀行

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<del></del>	<b>&gt;</b>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
区分					棟 数						
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点			
構造別	-	Ħ	,5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数		
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	2, 588	19 0	0	33	2, 588	47 53 O		
鉄筋コンクリート造	0	2	0	3, 374	0	2	0	3, 372	0		
鉄 骨 造	0	3	0	7, 141	0	35	0	7, 106	0		
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	1,723	0	24	0	1, 699	0		
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	170	0	0	0	170	0		
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0		
計	0	7	0	14, 996	0	61	0	14, 935	0		

-			•	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				床	面	積	決	定価	格	単 位	当 た り	価 格
区 分 構造別	行	行番号		総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (口)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ) (ロ) (円) (チ)	( <u>^)</u> ( <u>/</u> ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	3, 307, 308	23	3, 307, 308	<sup>45</sup> 312, 837, 235	56	<sup>67</sup> 312, 837, 235	94, 590	0	94, 590
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 487, 006	56	2, 486, 950	158, 849, 242	123	158, 849, 119	63, 872	2, 196	63, 873
鉄 骨 造	0	3	1	<sup>†</sup> 4, 726, 253	1, 147	4, 725, 106	370, 124, 113	3, 567	370, 120, 546	78, 312	3, 110	78, 331
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	183, 332	496	182, 836	4, 677, 695	3, 029	4, 674, 666	25, 515	6, 107	25, 568
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	オ 11, 316	0	11, 316	206, 667	0	206, 667	18, 263	0	18, 263
そ の 他	0	6	1	<i>д</i>	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	10, 715, 215	1, 699	10, 713, 516	846, 694, 952	6, 719	846, 688, 233	79, 018	3, 955	79, 030

-47-

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	2	6

## 第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

			<b>&gt;</b>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	悉	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	7			棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	61, 728	19 0	26	33	61, 708	47 53 O
鉄筋コンクリート造	0	2	0	152, 737	0	42	0	152, 695	0
鉄 骨 造	0	3	0	19, 359	0	61	0	19, 298	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	44, 515	0	44	0	44, 471	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1, 427	0	14	0	1, 413	0
その他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	279, 766	0	181	0	279, 585	0

			<b>•</b>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの		総 額 (千円)(二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)		(二) (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	1	12 * 6, 309, 114	23	34	45	56	67 77			
鉄筋コンクリート造	0	2	1	<sup>7</sup> 19, 773, 405	221	19, 773, 184	1, 170, 535, 706	4, 221	1, 170, 531, 485	59, 197	19, 100	59, 198
鉄 骨 造	0	3	1	3, 320, 204	2, 955	3, 317, 249	162, 925, 027	5, 269	162, 919, 758	49, 071	1, 783	49, 113
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	5, 644, 899	809	5, 644, 090	164, 735, 887	4, 332	164, 731, 555	29, 183	5, 355	29, 187
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	<sup>+</sup> 80, 803	218	80, 585	1, 263, 712	1, 537	1, 262, 175	15, 639	7, 050	15, 663
そ の 他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	35, 128, 425	4, 263	35, 124, 162	1, 926, 297, 575	17, 457	1, 926, 280, 118	54, 836	4, 095	54, 842

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
12	8	1	0	0	0	2	78

## 第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

			<b>&gt;</b>	-	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区	分					杉			数	
	73	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別		11	行 番 号 ┗		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリー	卜造	9	1	0	268	19 0	26	33	268	47 53 O
鉄筋コンクリー	ト造	0	2	0	577	0	1	0	576	0
鉄 骨 造		0	3	0	318	0	0	0	318	0
軽 量 鉄 骨	造	0	4	0	61	0	0	0	61	0
れ ん が ii コンクリートブロッ	告 ク 造	0	5	0	20	0	0	0	20	0
そ の 他		0	6	0	0	0	0	0	0	0
計		0	7	0	1, 244	0	1	0	1, 243	0

		<u> </u>		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円)(二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	(ホ) (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	1	12 <sup>×</sup> 744, 290	23	34 744, 290	45	56	67 77, 234, 651	103, 770		103, 770
鉄筋コンクリート造	0	2	1	932, 740	77	932, 663	73, 302, 834	109	73, 302, 725	78, 589	1, 416	78, 595
鉄 骨 造	0	3	1	330, 010	0	330, 010	30, 796, 148	0	30, 796, 148	93, 319	0	93, 319
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	ع 10, 883	0	10, 883	337, 771	0	337, 771	31, 037	0	31, 037
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	f 1, 154	0	1, 154	27, 717	0	27, 717	24, 018	0	24, 018
その他	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	2, 019, 077	77	2, 019, 000	181, 699, 121	109	181, 699, 012	89, 991	1, 416	89, 995

地	方公	・ド	表習	番号			
2	8	1	0	0	0	2	8

# 第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	· 分					柜			数	
	. Я	行	釆	문	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別		17	行番号		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンク	リート造	9	1	0	181	19 0	26	33 0	180	47 53 O
鉄筋コンクリ	リート造	0	2	0	18, 879	0	63	0	18, 816	0
鉄 骨	造	0	3	0	9, 652	0	83	0	9, 569	0
軽 量 鉄	骨 造	0	4	0	3, 002	0	79	0	2, 923	0
れ ん がコンクリートブ	<ul><li>造</li><li>ロック造</li></ul>	0	5	0	3, 280	0	83	0	3, 197	0
そ の	他	0	6	0	1	0	0	0	1	0
計		0	7	0	34, 995	0	309	0	34, 686	0

		<b>→</b>		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	( <del>=</del> ) ( <del>/</del> )	(ホ) (ロ)	( <u>\(\)</u>
	0			(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (/\)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円)(へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0	1	1	900, 693	15	900, 678	53, 202, 938	63	53, 202, 875	59, 069	4, 200	59, 070
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 921, 350	794	2, 920, 556	97, 721, 157	7, 815	97, 713, 342	33, 451	9, 843	33, 457
鉄 骨 造	0	3	1	7, 929, 084	4, 630	7, 924, 454	296, 859, 046	7, 900	296, 851, 146	37, 439	1, 706	37, 460
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	316, 043	3, 236	312, 807	2, 705, 171	9, 980	2, 695, 191	8, 560	3, 084	8, 616
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	× 86, 652	1, 484	85, 168	1, 062, 550	10, 122	1, 052, 428	12, 262	6, 821	12, 357
そ の 他	0	6	1	ネ 43	0	43	320	0	320	7, 442	0	7, 442
計	0	7	1	12, 153, 865	10, 159	12, 143, 706	451, 551, 182	35, 880	451, 515, 302	37, 153	3, 532	37, 181

地	方公	・ド	表習	番号			
2	8	1	0	0	0	2	9

## 第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		-	-	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	悉	문	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	,	行番号		棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	23	19 0	26	33	23	47 53 O
鉄筋コンクリート造	0	2	0	6, 976	0	22	0	6, 954	0
鉄 骨 造	0	3	0	2, 118	0	17	0	2, 101	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	3, 585	0	177	0	3, 408	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 331	0	66	0	3, 265	0
そ の 他	0	6	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	0	16, 033	0	282	0	15, 751	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ロ)		総 額 (千円)(二)		法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	(ホ) (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	1	71, 254	23	<sup>34</sup> 71, 254	45	56	67 77 5, 014, 041	70, 369		70, 369
鉄筋コンクリート造	0	2	1	261, 632	258	261, 374	12, 701, 183	2, 870	12, 698, 313	48, 546	11, 124	48, 583
鉄 骨 造	0	3	1	437, 053	772	436, 281	18, 779, 059	1, 023	18, 778, 036	42, 967	1, 325	43, 041
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	133, 568	3, 862	129, 706	941, 539	16, 860	924, 679	7, 049	4, 366	7, 129
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	^ 55, 428	830	54, 598	866, 262	4, 834	861, 428	15, 629	5, 824	15, 778
その他	0	6	1	水 0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	7	1	958, 935	5, 722	953, 213	38, 302, 084	25, 587	38, 276, 497	39, 942	4, 472	40, 155

地	方公	表看	昏号				
2	8	1	0	0	0	7	0

## 第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		-	-	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					植			数	
	行	番	문	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	17	Ħ	,5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	64, 788	19 0	26 21	33	64, 767	47 53 O
鉄筋コンクリート造	0	2	0	182, 543	0	130	0	182, 413	0
鉄 骨 造	0	3	0	38, 588	0	196	0	38, 392	0
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	52, 886	0	324	0	52, 562	0
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	8, 228	0	163	0	8, 065	0
そ の 他	0	6	0	1	0	0	0	1	0
計	0	7	0	347, 034	0	# 834	0	346, 200	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの		総 額 (千円)(二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ) (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	1	11, 332, 659	<b>23</b> 75	<sup>34</sup> 11, 332, 584	875, 126, 108	56	<sup>67</sup> 875, 123, 947		28, 813	
鉄筋コンクリート造	0	2	1	26, 376, 133	1, 406	26, 374, 727	1, 513, 110, 122	15, 138	1, 513, 094, 984	57, 367	10, 767	57, 369
鉄 骨 造	0	3	1	16, 742, 604	9, 504	16, 733, 100	879, 483, 393	17, 759	879, 465, 634	52, 530	1, 869	52, 558
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	6, 288, 725	8, 403	6, 280, 322	a 173, 398, 063	34, 201	173, 363, 862	27, 573	4, 070	27, 604
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	235, 353	2, 532	232, 821	b 3, 426, 908	16, 493	3, 410, 415	14, 561	6, 514	14, 648
その他	0	6	1	43	0	43	320	0	320	7, 442	0	7, 442
計	0	7	1	60, 975, 517	21, 920	60, 953, 597	<sup>9</sup> 3, 444, 544, 914	85, 752	<sup>9</sup> 3, 444, 459, 162	56, 491	3, 912	56, 510

地	方公	・ド	表習	番号			
2	8	1	0	0	0	3	18

# 第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

				-				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		[	<u>X</u>	分				棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋	屋の種	<b>人</b> 類	\		行	番	号	総数	うち増築分	総 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築資評点数       (ロ)       (イ)     (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	専	用	住	宅	90	1	0	2, 928	18 46	<sup>24</sup> <sup>a</sup> 321, 459	1,774	<sup>41</sup> 25, 949, 518	133, 154	<sup>60</sup> 21, 797, 595	70 79 111, 849	80, 724	67, 808
	共同住	主宅	• 寄	宿舎	0	2	0	61	0	b 14, 406	0	1, 183, 238	0	993, 920	0	82, 135	68, 993
新	併	用	住	宅	0	3	0	0	0	С 0	0	0	0	0	0	0	0
	農	家	住	宅	0	4	0	0	0	d 0	0	0	0	0	0	0	0
	旅館・	料亭	- ホ	テル	0	5	0	13	0	e 1, 756	0	211, 326	0	177, 514	0	120, 345	101, 090
増	事務所	• <b>銀</b>	そ 行・	店舗	0	6	0	28	3	<sup>f</sup> 3, 221	103	189, 031	6, 049	158, 786	5, 081	58, 687	49, 297
	劇場	·	病	院	0	7	0	5	0	1, 171	0	107, 026	0	89, 902	0	91, 397	76, 774
	公	衆	浴	場	0	8	0	0	0	h 0	0	0	0	0	0	0	0
分	工場	·	倉	庫	0	9	0	11	0	<sup>i</sup> 753	0	38, 615	0	32, 437	0	51, 282	43, 077
	土	-	蔵		1	0	0	0	0	j 0	0	0	0	0	0	0	0
	附	厚		家	1	1	0	23	1	<sup>k</sup> 687	21	43, 476	1, 179	36, 520	990	63, 284	53, 159
	合		計		1	2	0	3, 069	n 50	343, 453	1,898	27, 722, 230	140, 382	23, 286, 674	<sup>7</sup> 117, 920	80, 716	67, 802

-53-

地	方公	洪区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	2

## 第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
		✓ 区分				棟	数	床	面 積	再建築	費評点数	決 定	価 格	単位当たり 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋0	)種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点) (ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	<del>(ロ)</del> (イ) (点)	$\frac{(\wedge)}{(A)}$ (円)
	事務	鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	<sup>12</sup> 5	18 0	67, 833	33 0	<sup>41</sup> 7, 006, 125	51 0	<sup>60</sup> 7, 552, 603	70 79 ()	103, 285	111, 341
	所・	鉄筋コンクリート造	0	2	0	10	0	4, 691	0	607, 558	0	654, 948	0	129, 516	139, 618
	店	鉄 骨 造	0	3	0	158	4	<sup>†</sup> 174, 840	656	14, 642, 346	50, 774	15, 784, 449	54, 734	83, 747	90, 279
	•	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	21	1	2,048	30	98, 920	1, 719	104, 459	1, 815	48, 301	51, 005
新	百貨店	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1	0	त्रे 20	0	591	0	637	0	29, 550	31, 850
7121	44	その他	0	6	0	0	0	<sub>گ</sub>	0	0	0	0		0	0
	行	計	0	7	0	195	5	249, 432	686	22, 355, 540	52, 493	24, 097, 096	56, 549	89, 626	96, 608
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	33	0	* 8,571	0	1, 139, 002	0	1, 002, 322	0	132, 890	116, 943
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	5, 847	4	<sup>7</sup> 714, 083	201	86, 529, 543	25, 794	76, 145, 998	22, 699	121, 176	106, 635
		鉄 骨 造	1	0	0	111	0	5 30, 372	0	3, 257, 013	0	2, 866, 171	0	107, 237	94, 369
増	ア	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	647	6	90, 744	90	7, 567, 468	5, 359	6, 659, 372	4, 716	83, 394	73, 386
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	その他	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<u>۲</u>	計	1	4	0	6, 638	10	843, 770	291	98, 493, 026	31, 153	<sup>d</sup> 86, 673, 863	27, 415	116, 730	102, 722
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造		5	0	1	0	2, 220	0	360, 378	0	388, 487	0	162, 332	174, 994
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	5	1	<sup>t</sup> 14, 312	1, 137	1, 781, 550	140, 686	1, 920, 511	151, 660	124, 479	134, 189
		鉄 骨 造	1	7	0	8	1	6,811	91	1, 021, 645	11, 747	1, 101, 333	12, 663	149, 999	161, 699
	<b>!</b>	軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	2	0	<sup>9</sup> 826	0	53, 544	0	56, 542	0	64, 823	68, 453
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0	0	0	<del>ا</del> 0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	2	0	0	0	0	<sup>ツ</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
	ル	計	2	1	0	16	2	24, 169	1, 228	3, 217, 117	152, 433	3, 466, 873	164, 323	133, 109	143, 443

-54-

概調家−14

ţ	也	方公	表看	番号				
1	,	8	1	0	0	0	3	28

## 第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<b>—</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	✓ 区分				棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり	単位当たり価格
家屋∉	<b>入</b> )種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (m²) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築費評点数 ( <u>(ロ)</u> (点)	(25)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	92	2	0	12	0	24 F 38, 486	33	<sup>41</sup> 2, 270, 694	0	<sup>60</sup> 2, 447, 808	70 79 0	59, 001	63, 603
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	71	2	2, 233	286	103, 135	26, 565	111, 180	28, 637	46, 187	49, 790
	•	鉄 骨 造	2	4	0	98	5	207, 931	2, 510	12, 858, 708	136, 042	13, 720, 241	145, 157	61, 841	65, 985
新	倉庫	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0	30	0	<sup>=</sup> 1,716	0	64, 396	0	67, 294	0	37, 527	39, 216
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0	6	1	92	13	4, 732	986	5, 101	1, 063	51, 435	55, 446
	市	その他	2	7	0	0	0	<sup>х</sup>	0	0	0	0	0	0	0
増	場	計	2	8	0	206	8	250, 458	2, 809	15, 301, 665	163, 593	16, 351, 624	174, 857	61, 095	65, 287
相		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0	105	2	2, 969	86	140, 961	2, 964	150, 405	3, 163	47, 478	50, 658
		鉄 骨 造	3	1	0	78	64	3, 524	347	300, 147	35, 072	320, 257	37, 422	85, 172	90, 879
分	の	軽 量 鉄 骨 造	3	2	0	37	0	ラ 855	0	27, 515	0	28, 753	0	32, 181	33, 629
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0	6	0	^ 59	0	4, 644	0	4, 955	0	78, 712	83, 983
	他	その他	3	4	0	0	0	<del>*</del>	0	0	0	0	0	0	0
		計	3	5	0	226	66	7, 407	433	473, 267	38, 036	504, 370	40, 585	63, 895	68, 094
		슴 計	3	6	0	e 7, 281	<sup>g</sup> 91	1, 375, 236	5, 447	139, 840, 615	437, 708	131, 093, 826	463, 729	101, 685	95, 325

地	方公	表看	昏号				
2	8	1	0	0	0	73	3

# 第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

<b>_</b>		(1)	(2)	(3)	
区分	2 平 日	棟数	床 面 積	決定価格	単位当たり価格
家屋の種類	行番号	総数	総 数 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(口) (円)
専 用 住 宅	0 1 0	1, 172	19	28	
共 同 住 宅 · 寄 宿 舎		94	<sup>45</sup> 16, 301	54 63 203, 761	12, 500
併 用 住 宅	0 3 0	12 47	2, 942	<sup>28</sup> 37, 270	12, 668
農家住宅		38 28	2, 503	54 63 4, 443	1, 775
旅館・料亭・ホテル	0 5 0	12 1	19 401	9, 072	22, 623
事務所・銀行・店舗		<sup>38</sup> 58	4, 317	54 63 86, 090	19, 942
劇 場・ 病 院	0 7 0	12 2	276	2, 507	9, 083
公 衆 浴 場		38 0	45 0	54 63 O	0
工場・倉庫	0 9 0	12 46	3, 649	<sup>28</sup> 14, 387	3, 943
土 蔵		38 9	<sup>45</sup> 221	54 63 209	946
附属家	1 1 0	181	4, 301	6, 433	1, 496
合 計		38 1,638	45 132, 907	54 1,737,522	13, 073

地	方公	:共同	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	4

## 第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

-57-

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

			(1)		(2)	(3)	
区分	行番号	棟	数	床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	11 笛 ク	総	数	総	数 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	(口) (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店・銀行	90 1 0	12	152	19	120, 769	20	53, 061
住宅・アパート		38	449	45	71, 340	<sup>54</sup> 2, 002, 706	28, 073
病院・ホテル	0 3 0	12	10	19	6, 319	438, 875	69, 453
工場・倉庫・市場		38	246	45	73, 777	1, 786, 726	24, 218
そ の 他	0 5 0	12	113	19	9, 045	354, 051	39, 143
合 計		38	970	45	281, 250	10, 990, 499	39, 077

概調家−17

地	方公	共5	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	5

# 第35表 課税標準額等に関する調(その1)

(1) 法定免税点以上のもの 分 特例率 行番号 価 90 1 0 12 7 4, 045, 961, 292 (A) 第 9 項(日本放送協会) 1/2 513, 857 3 1/3 0 3 0 12 第10項(日本原子力研究開発機構) 2/3 三 第 11 項(登録有形文化財等) 1/2 0 5 0 12 108,065 税 1/3四 第 15 項 (宇宙航空研究開発機構) 2/3第16項(海洋研究開発機構) 0 9 0 12 2/3 2/3の 第18項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構) 4/5 1 1 0 12 1/2 第19項(水資源機構) 3/4  $\mathcal{O}$ 第20項(特定地方交通線) 1/4 1 5 0 12 第22項(科学技術振興機構) 1/2  $\mathcal{O}$ 1/3 第23項(農業·食品産業技術総合研究機構) 1 7 0 12 2/3 第24項(関西国際空港株式会社) 1/2 第26項(信用協同組合等) 特 1 9 0 12 3/5 4, 629, 560 る 第29項(中部国際空港) 1/2 も 第31項(社会保険診療報酬支払基金) 1/3 2 1 0 12 第32項(自動車安全運転センター) 1/3  $\mathcal{O}$ 第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構) 法 第2項(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設) 1/2 附 第9項(特定路外駐車場) 第12項(心身障害者多数雇用事業所) 29,912 則 第13項 (外貿埠頭公社が平成10年3月31日までに取得した資産) 213, 470 3 3/5 第23項(中核的地方卸売市場構築事業) 3 1 0 12 第25項(鉄道施設、軌道施設の貸付けを行う法人) 67, 100 – 第28項(利用者利便の向上に資する停車場等) 3/4 第29項(並行在来線の譲受資産) 1/2 3 3 0 12 五 第33項 (鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事) 2/3 第36項(特定用途港湾施設) 1/2 3 5 0 12 条 第37項 (一般廃棄物処理施設) 1/2 第39項(民間資金等の活用による公共施設等の整備等) 1/2 3 7 0 12 の 第40項(都市利便施設) 1/2 82,470 33 額 第42項(成田国際空港株式会社) 2/3 3 9 0 12 規 第43項 (国立大学の校舎) 1/2 第44項(特定重要港湾施設) 1/2 4 1 0 12 定 第45項(都市鉄道施設及び駅付帯設備) 2/3 1/2 4 3 0 12 第47項(特定外貿埠頭指定会社等) 3/5 第49項(郵便事業株式会社等) 1/2 4 5 0 12 な 4, 587, 396 よ 第50項(日本電気計器検定所) 2/3 第51項(日本消防検定協会) 2/3る 第52項 (小型船舶検査機構) 2/3 る 4 9 0 12 第53項(軽自動車檢查協会) 2/3 も 第54項(鉄道再生事業) 1/4 第55項(鉄道事業再構築事業) 1/4 5 1 0 12 の 第57項 (重要無形文化財の公演施設) 1/2

地	方公	表番号					
2	8	1	0	0	0	3	6

# 第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

							(-)
		区	分	特例率	行 番	号	法定免税点以上のもの
	法附則第一五条の二	筆り頂	(三島特例)※法附則第15条の3の適用のないもの	1/2	90 1		(千円)
			(三島等に係る承継特例)	3/5		Ů	23 341 33
	法附則第一五条の三	11	( " )法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	3/10	0 3	0	12
課	佐門則第一五米の二	第2項	(三島等に係る基盤整備事業)	-		_	23 33
		]]	( 〃 )法附則第15条の2第2項の適用のあるもの	-	0 5	0	
	昭四七年附則第八条			1/2		$\leq$	23 208, 597 33
税	昭六二年附則第三条			1/4	0 7	0	12
176	平成三年附則第八条		(都市基盤整備公団) (都市基盤整備公団)	1/3	0 9	T //	23 33
		711		1/3	0 3	0	23 33
l-m²		第5項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	1/6	1 1	0	12
標	平成七年附則第六条	11	(日本電気計器検定所)	1/6		_	23 33
	<b>中成七年</b> 門 則 第 八 未	]]	(日本消防検定協会)	1/6	1 3	0	12
		11	(小型船舶検査機構)	1/6			23 33
進		JJ	(軽自動車検査協会)	1/6	1 5	0	12 39, 893
'			(関西文化学術研究都市の文化学術研究施設)	1/2	$1 \mid 7$	$\overline{}$	23 33
	平成十年附則第六条	第 5 項	(都市基盤整備公団) (指定法人等の大規模外質埠頭)	$\frac{1/2}{1/2}$	1 /	0	23 424, 251 33
	平成十三年附則第八条		(高圧ガス保安協会)	$\frac{1/2}{1/6}$	1 9	0	
の	1 — 1 10 /0 /0 /0 /0		(日本電気計器検定所)	1/3		Ť	23 33
		11	(日本消防検定協会)	1/3	2 1	0	12
	平成十五年附則第十一条	11	(小型船舶検査機構)	1/3			23 33
特	1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M 1 M	,,,	(軽自動車検査協会)	1/3	2 3	0	12 41, 944
			(高圧ガス保安協会)	1/3		$\leq$	23 33
		第15項	(農山漁村電気施設)	1/2	2 5	- 0	12
Ital		第 14 項	(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	$\frac{1/2}{3/4}$	2 7	10	23 33 12
例		第 20 項	(介護老人保健施設)	5/6	4 1	- 0	23 64, 096 33
	平成十六年附則第十条		W. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	1/2	2 9	()	
		第 23 項	(国の機関との共同研究施設)	3/4		_	23 33
に		第26項	(中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	3 1	0	12
			(社会保険診療報酬支払基金)	1/6			23 33
	T - 1	第 10 項	(自動車安全運転センター)	1/6	3 3	0	
ょ	平成十七年附則第七条	第11項	(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	1/2 5/6	3   5		23 676, 286 33 12 525, 635
4		第 1/1 項	(特定路外駐車場)	5/6	3 3		23 325, 035
				1/3	3 7	0	12
		第8項	(農業・生物系特定産業技術研究機構)	2/3		<u> </u>	23 33
り			(特定路外駐車場)	7/8	3 9	0	12
	平成十八年附則第十三条	第17項	(介護老人保健施設)	7/8	_		23 503, 795 33
		第 18 項	(外貿埠頭公社が平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産)	1/2	4 1	0	12 164, 367
減				1/5	4 0		23 33
175%			(中核的地方卸売市場構築事業) (利用者利使の向上に貸する停車場等)	1/2 2/3	4 3	0	12
			(高圧ガス保安協会)	1/2	4 5	0	12
alarm .				1/2	1 0		23 33
額		弟 3 項	(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	5/6	4 7	0	12
	平成十九年附則第六条	第4項	(特定自転車駐車場)	2/3	_	_	23 33
	1 75 T 75 T 1 1 1 1 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	第5項	(特定路外駐車場)	7/8	4 9	0	12
に		第6項	(国立大学法人等との共同研究施設)	1/2		$\overline{}$	23 33
'-		第11項		3/4 1/2	5 1	0	]IZ
			(洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備) (特定信用協同組合等以外の信用協同組合等)	$\frac{1/2}{56/100}$	5 3	0	107, 417
2.	平成十九年附則第八条		(特定信用協同組合等が平成19年1月2日から平成22年1月1日までに取得した資産)	56/100	0 0		23 33
な		第4項	(日本電気計器検定所)	1/2	5 5	0	12
		11	(日本消防検定協会)	1/2			23 33
	平成二十年附則第十条	]]	(小型船舶検査機構)	1/2	5 7	0	12
る	1 1 11 21 21 1 24	// // 10 TE	(軽自動車検査協会)	1/2		$\overline{}$	23 33
			(外貿埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した資産)	1/2	5 9	- 0	12 24, 770
			(中核的地方卸売市場構築事業)	1/2	6 1		23 33 12 482, 671
が石		第4項	(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設)	$\frac{1/2}{5/6}$	0 1	U	23 402, 071
額	平成二十一年附則第八条	第 10 項	(地下駅火災対策施設)	2/3	6 3	0	12
			(洪水時の円滑かつ迅速な避難のための施設又は設備)	2/3		Ť	23 33
			# (B)		6 5	0	13, 495, 893
			課 税 標 準 額 (A)-(B)	_		_	4, 032, 465, 399 33
			A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR				

地	方公	:共区	団体	コー	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	3	7

#### 第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調

都道府県	具 名	兵庫県
市町村	名	神戸市

	<b></b>					(1)	(2)	(3)
_			v17			裕		数
区	分	行	番	号	個	数	床面積	軽減税額
法附則第15条の6第1	項 (1/2減額)	9	1	0	12	12, 064	1, 216, 761	31 39 548, 583
法附則第15条の6第2	2 項 (1/2 減 額)	0	2	0		31, 102	2, 477, 294	1, 595, 658
法附則第15条の7第1	項 (1/2減額)	0	3	0				
法附則第15条の7第2	2 項 (1/2 減額)	0	4	0		_		
	第一種(2/3減額)	0	5	0				
法附則第15条の8第1項	第二種(1/2減額)	0	6	0				
	第二種(2/3減額)	0	7	0				
法附則第15条の8第3項	1/3減額されるもの	0	8	0		134	13, 791	7, 583
佐門則第10末のo第5項	2/3減額されるもの	0	9	0		138	11, 746	12, 773
法附則第15条の8第4	1項 (2/3減額)	1	0	0		158	6, 100	4,640
法附則第15条の8第5項	1/3減額されるもの	1	1	0				
佐門則第10末の6第5項	2/3減額されるもの	1	2	0				
法 附 則 第 15 条 の 9 第 1	. 項 ( 1/2 減 額 )	1	3	0		254	22, 190	2,826
法附則第15条の9第4	4項 (1/3減額)	1	4	0		50	4,008	464
法 附 則 第 15 条 の 9 第 5		1	5	0				
法附則第15条の9第9		1	6	0		50	4, 862	482
法附則第15条の9第1		1	7	0				
(平成18年附則第13条第29項)	2/3減額されるもの	1	8	0		243	13, 972	9, 327
	3/4 滅領されるもの	1	9	0		0	0	0
(平成18年附則第13条第31項)	3/5減額されるもの	2	0	0		106	1, 930	1, 223
(平成21年附則第8条第13項)	1/3減額されるもの	2	1	0		0	0	0
( 1 // 22 1   11 // 3/10 // 3/10 // 3/	2/3減額されるもの	2	2	0				
۸ =1		2	3	0		44, 299	3, 772, 654	
合 計	う ち 個 人	2	4	0		34, 933	3, 207, 752	1, 811, 474
	うち法人	2	5	0		9, 366	564, 902	372, 085

					(4)			(5)		(6)	(7)	(8)	(9)
	^		行番号		平成21年	き度に	新たに	工軽減対象	ととな	こったもの	平成21年度	で軽減期間の約	終了するもの
区	分	仃			個	数	床	面積(㎡)	軽	減税額	個 数	床面積	軽減税額
法附則第15条の6第1	項 (1/2減額)	9	1	1	12 T	3, 440	21 イ	349, 949	31 ウ	168, 509	4, 469	49 452, 186	59 67 191, 612
法 附 則 第 15 条 の 6 第 2	項 (1/2減額)	0	2	1	工	7, 192	オ	583, 698	カ	420, 260	6, 382	528, 473	322, 535
法附則第15条の7第1	項 (1/2減額)	0	3	1					_				
法 附 則 第 15 条 の 7 第 2	項 (1/2減額)	0	4	1		=							
N. Bull Bull Maria Francis Maria and	第一種(2/3減額)	0	5	1					_				
法附則第15条の8第1項	第二種(1/2 減額)	0	6	1					_				
	第二種(2/3減額)	0	7	1		7.1		C 101	_	0.001	0.7	4.054	0,000
法附則第15条の8第3項	1/3減額されるもの	0	9	1		74 93		6, 484 6, 362		3, 621 7, 264	37 29	4, 854	2, 632 3, 289
法附則第15条の8第4	百 (9/9 減 頻)	1	0	1	-	93		0, 302		7, 204	106	3, 414 4, 043	2, 845
	1/3減額されるもの	1	1	1		0		0		0	100	4, 043	2, 040
法附則第15条の8第5項	2/3減額されるもの	1	2	1		0		0		0	0	0	0
法附則第15条の9第1	項 (1/2減額)	1	3	1		123		10, 924		1, 069	30	5, 067	1, 018
法附則第15条の9第4	項 (1/3減額)	1	4	1		50		4,008		464	50		464
法附則第15条の9第5	項 (1/3減額)	1	5	1									
	/ ( -/ - V/1 P/1 /	1	6	1		50		4, 862		482	50	4, 862	482
法 附 則 第 15 条 の 9 第 10	71 ( -7 - 171 191 7	1	7	1									
(平成18年附則第13条第29項)	2/3減額されるもの	1	8	1		16		1, 130		833	60	3, 992	2, 455
	3/4減額されるもの	1	9	1		0		0		0	0	0	0
(平成18年附則第13条第31項)	3/5 減額されるもの	2	0	1		0		0		0	106	1, 930	1, 223
(平成21年附則第8条第13項)	1/3減額されるもの 2/3減額されるもの	2	2	1									
	4/3/成領されるもの	2	3	1		11, 038		967, 417		602, 502	11, 319	1, 012, 829	528, 555
合 計	うち個人	2	4	1		7, 584		699, 987		416, 661	9, 856		475, 882
ш н	うち法人	2	5	1		3, 454		267, 430		185, 841	1, 463	85, 922	52, 673

地	方公	:共區	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	8

# 第38表 建築年次区分による家屋に関する調

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
				木造	家 屋	木造以外	トの家屋	Ē	H	単 位	当 た り	価 格
建築年次	行	番	号	床 面 積 (㎡)(イ)	決 定 価 格 (千円)(ロ)	床 面 積 (㎡)(ハ)	決 定 価 格 (千円)(二)	床 面 積 (㎡)(ホ)	決 定 価 格 (千円)(〜)	<u>(口)</u> (イ) (円)	<u>(二)</u> (ハ) (円)	<u>(〜)</u> (ホ) (円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	12	<sup>23</sup> 13, 752, 349	<sup>34</sup> 1, 896, 926	<sup>45</sup> 24, 010, 935	<sup>56</sup> 5, 428, 799	67 77		12, 658	6, 956
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	649, 459	5, 864, 298	939, 798	16, 457, 539	1, 589, 257	22, 321, 837	9, 030	17, 512	14, 045
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	864, 339	9, 655, 070	2, 020, 132	38, 101, 981	2, 884, 471	47, 757, 051	11, 170	18, 861	16, 557
44 年 1 月 2 日 ~ 47 年 1 月 1 日	0	4	0	1, 158, 756	15, 614, 696	2, 924, 162	68, 080, 922	4, 082, 918	83, 695, 618	13, 475	23, 282	20, 499
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	1, 149, 945	17, 852, 943	3, 705, 274	115, 792, 750	4, 855, 219	133, 645, 693	15, 525	31, 251	27, 526
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	1, 229, 297	19, 991, 876	2, 585, 823	93, 223, 609	3, 815, 120	113, 215, 485	16, 263	36, 052	29, 675
53 年 1 月 2 日 ~ 56 年 1 月 1 日	0	7	0	1, 561, 530	25, 987, 701	2, 805, 282	108, 151, 613	4, 366, 812	134, 139, 314	16, 642	38, 553	30, 718
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	1, 390, 385	23, 132, 708	3, 312, 539	153, 174, 958	4, 702, 924	176, 307, 666	16, 638	46, 241	37, 489
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	1, 276, 061	22, 784, 790	3, 376, 860	172, 235, 949	4, 652, 921	195, 020, 739	17, 856	51, 005	41, 914
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	1, 746, 383	35, 843, 134	5, 028, 011	274, 769, 734	6, 774, 394	310, 612, 868	20, 524	54, 648	45, 851
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	1, 309, 665	30, 161, 824	6, 108, 874	390, 228, 815	7, 418, 539	420, 390, 639	23, 030	63, 879	56, 668
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	1, 476, 131	44, 959, 885	4, 707, 564	312, 118, 404	6, 183, 695	357, 078, 289	30, 458	66, 301	57, 745
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	2, 602, 633	101, 623, 731	7, 680, 284	534, 877, 389	10, 282, 917	636, 501, 120	39, 047	69, 643	61, 899
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	1, 454, 397	65, 365, 689	4, 874, 449	387, 915, 568	6, 328, 846	453, 281, 257	44, 943	79, 581	71, 621
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	1, 320, 137	69, 606, 755	3, 425, 008	277, 029, 805	4, 745, 145	346, 636, 560	52, 727	80, 884	73, 051
平成17年1月2日~平成20年1月1日		6	0	1, 268, 308	76, 921, 404	4, 209, 295	347, 281, 117	5, 477, 603	424, 202, 521	60, 649	82, 503	77, 443
平成20年1月2日~平成21年1月1日 (新増分)	1	7	0	<sup>†</sup> 343, 453	23, 286, 674	1, 375, 236	<sup>1</sup> 31, 093, 826	1, 718, 689	154, 380, 500	67, 802	95, 325	89, 825
合計(平成21年度総評価額等)	1	8	0	<sup>±</sup> 24, 332, 752	* 602, 405, 527	60, 975, 517	<sup>9</sup> 3, 444, 544, 914	85, 308, 269	4, 046, 950, 441	24, 757	56, 491	47, 439

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	9

# 第39表 家屋の変動に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

	>			(1)	(2)	(3)	(4)
				木 造	家屋	木 造 以 タ	小の家屋
摘 要	行	番	号	床 面 積	決定   価格     (千円)	床面積(㎡)	決 定 価 格 (千円)
平成20年度の概要調書(修正前) (1)	9	1	0	<sup>12</sup> 24, 118, 182	643, 909, 522	59, 851, 883	3, 427, 603, 407
20 年 20 他 の 捕 捉 誤 り (2)	0	2	0	3, 838	28, 696	5, 615	737, 612
度   19. 1. 1以前の新築分及び (3)   概   増 築 分 の 捕 捉 漏 れ	0	3	0	7, 842	157, 721	19, 644	597, 912
要 19. 1. 2 ~ 20. 1. 1 の (4) 減 少 分 の 捕 捉 誤 り	0	4	0	12, 827	190, 266	27, 379	551, 456
書 19. 1. 2 ~ 20. 1. 1 の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0	5	0	3, 459	27, 805	14, 633	250, 851
修 正 19. 1. 2 ~ 20. 1. 1 の 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0	11, 376	609, 348	50, 592	4, 043, 358
平成20年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6)	0	7	0	24, 124, 194	644, 485, 434	59, 903, 758	3, 431, 206, 460
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	132, 907	1, 737, 522	281, 250	10, 990, 499
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0	12, 891, 54]	63, 580, 112	44, 788, 519	105, 332, 537
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	(		( )	
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0		5, 380		34, 151
課税·非課税変更分家屋 (12)	1	2	0	△ 1,988	△ 54, 327	△ 22, 227	△ 1, 466, 487
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) - (8) + (12) 23, 989, 299	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 579, 118, 853	(7) - (8) + (12) 59, 600, 281	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 3, 313, 451, 088
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0	341, 555	23, 168, 754	1, 369, 789	130, 630, 097
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0	1,898	117, 920	5, 447	463, 729
平成21年度の決定価格等 (13) + (14) + (15) (16)	1	6	0	± 24, 332, 752	* 602, 405, 527	60, 975, 517	3, 444, 544, 914

地	方公	共国	団体	コー	- F	表看	番号	
2	8	1	0	0	0	4	0	

# 第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 都 道 府 県 名

関する調(平成21年度に新たに軽減の対象となったものについて)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

					(1)	(2)	到 <u></u>	(4)	た	(5)	(6) )	(7)	(8) 面	(9) 積
区	分	行	番	号	50 ㎡ リ (貸家の用に供	以上 100	型 <u>≡</u> ㎡ 以 下 ㎡以上100㎡以下)	1	m²			120 m²	<u>ш</u> 超 140 n	
					個数(個	床面積峭	軽減税額	個 数	数 (個)	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個)	床面積峭	軽減税額
第1項・	3年間適用	9	1	0	1, 285	106, 562	2 25 51,000	33	, 176	125, 907	61, 099	54 642	59	67 74
第2項・	5年間適用	0	2	0	5, 279	375, 068	269, 702	1	, 270	131, 470	95, 613	388	54, 214	32, 629
合	計	0	3	0	6, 564	481, 630	320, 702	2	2, 446	257, 377	156, 712	1, 030	136, 731	69, 604
	<del>-</del>				(10)	(11)	(12)	(13)		(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
						個	<u> </u>		た		) F	k ·	面	積
区	分	行	番	号	140 m²	超 160 r	ng 以 下	160	m²	超 200 m <sup>2</sup>	以下	200 m²	超 240 n	î 以 下
	9		個数(個	床面積。	軽減税額	個 数	数 (個)	床面積。	軽減税額	個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額		
第1項・	・3年間適用	9 0	1	1	178	17	25	33	121	21, 659	6, 870	<sup>54</sup> 27	59	67 74
第2項・	・5年間適用	0	2	1	151	24, 080	13, 425		88	17, 486	7, 382	9	2, 129	810
合	計	0	3	1	329	50, 511	23, 549		209	39, 145	14, 252	36	8, 160	2, 437
					(19)	(20)	(21)	(22)		(23)	(24)			
					1 個 🗎		床 面 積							
区	分	行	番	号	240 m²	超 280 r	n <sup>2</sup> 以下			計				
					個数(個	床面積	軽減税額	個 数	汝 (個)	床面積(㎡)	軽減税額			
第1項・	3年間適用	9	1	2	12	17	25	33 T	3, 440	<sup>38</sup> 372, 006	46 ウ 53 168, 509			
第2項・	・5年間適用	0	2	2	7	1,886	699	7	, 192	606, 333	<sup>†</sup> 420, 260			
合	計	0	3	2	18	4, 785	1, 513	10	, 632	978, 339	588, 769			

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号	
2	8	1	0	0	0	4	18	

# 第41表 法附則第15条の6第1項及び第2項の減額適用を受けなかった住宅 都道府県名

個数に関する調(平成21年度に新たに課税の対象となったものについて)

市町村名神戸市

兵庫県

				<b>→</b> (1	)		(2)			(3)			(4)			(5)	
				A	床	面	積	要	件	を	満	た	さ	な	V	住	宅
区 分	行	番	号		$0 \text{ m}^2$	28 300		超以下	300 320		超下	320	) m²	超		計	
				未	満(個)	000	, 111 %	(個)	020	111 2	(個)			(個)			(個)
第1項・3年間適用	9 0	1	0	12	334	17		3	22		1	27		9	32		347
第2項・5年間適用	0	2	0		2, 663			0			0			3			2, 666
合 計	0	3	0		2, 997			3			1			12		_	3, 013

					<b>&gt;</b>	(6)		(	7)		(8)		(9)			(10)		(11	1)		(12)		(13)	
					I	В	居	住	割	合	カミ 1/2		未満	Ø	併	用	住	宅	等	A・B 額のi	の要件を満 箇用 を 受 /	たさな ナなか	いたった	めに減 . 住 宅
区	分	行	番	号		計 (	(個)	う 50㎡ (貸 40㎡ ) オ	ち 、 家の場で き満 (個	合 2 到)	<u>床 面 積</u> 280 ㎡ 超 300 以 下(		要 <u>件</u> 300 ㎡ 超 以	を 320 ㎡ 下(個)		m²	な 超 (個)	い 住 小	宅 計 (個)	個	数	床	面	積 (㎡)
第1項・	3年間適用	90	1	1	12		1	17		1 22		0	27	0	32		0	37	1	42	347	47		7, 377
第2項・	5年間適用	0	2	1			38		3	8		0		0			0		38		2, 666		3	39, 451
合	計	0	3	1			39		3	9		0		0			0		39		3, 013		4	6, 828

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表習	番号
12	8	1	0	0	0	4	28

### 第42表 新築住宅に関する調

	_						(	1)		(2)			(3)		(4)		
		区 分		行	番	무	棟	数	住	居	数	E	床面積	決	定 価 格	床面積	決定価格
				1,7		. 5		200	·				(m²)		(千円)	住居数	床面積(円)
木	_	専 用 住 宅	(1)	<sup>9</sup> 0	1	0	12	2, 864	18	2	2,870		317, 201		21, 524, 838	111	67, 859
造	戸	併 用 住 宅	(2)		_		42	0	48		0	54	0	62	71	0	0
	建	農家住宅	(3)	90	3	0	12	0	18		0	24	0	32	0	0	0
家		共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	(4)	\	_		42	83	48		454	54	15, 274	62	1,041,027	34	68, 157
屋	計	+ (1) + (2) + (3) + (4)	(5)	90	5	0	12	2, 947	18	3	3, 324	24 a	332, 475	<b>32</b> b	22, 565, 865	100	67, 872
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(6)	_	_		42	0	48		0	54	0	62	<sup>7</sup> ð	0	0
木		鉄筋コンクリート造	(7)	90	7	0	12	340	18		340		37, 933	32	3, 736, 003	112	98, 490
	戸	鉄 骨 造	(8)		_		42	56	48		56	54	7, 787	62	666, 152	139	85, 547
\/-	建	軽 量 鉄 骨 造	(9)	90	9	0	12	559	18		565	24	71, 379	32	5, 208, 083	126	72, 964
造	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(10)		/		42	0	48		0	54	0	62	71 0	0	0
以	宅	そ の 他	(11)	91	1	0	12	4	18		4	24	1, 100	32	70, 246	275	63, 860
	-	小計 (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11)	(12)	_	_		42	959	48		965	54	118, 199	62	9, 680, 484	122	81, 900
外		鉄骨鉄筋コンクリート造	(13)	91	3	0	12	32	18		101	24	8, 189	32	958, 144	81	117, 004
	共	鉄筋コンクリート造	(14)	\			42	5, 305	48	8	8,023	54	620, 027	62	66, 512, 468	77	107, 274
	同	鉄 骨 造	(15)	<sup>9</sup> 1	5	0	12	49	18		534	24	18, 183	32	1, 772, 900	34	97, 503
0		軽 量 鉄 骨 造	(16)	_	/		42	78	48		435	54	18, 321	62	1, 376, 616	42	75, 139
家	住	れ ん が 造 コンクリートブロック造	(17)	91	7	0	12	0	18		0	24	0	32	0	0	0
	宅	そ の 他	(18)		_		42	34	48		34	54	6, 242	62	516, 201	184	82, 698
		小計 (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18)	(19)	91	9	0	12	5, 498	18	ć	9, 127	24	670, 962	32	71, 136, 329	74	106, 021
屋		寄 宿 舎	(20)		_		42	6	48		210	54	15, 937	62	1, 690, 666	76	106, 084
	Ī	計 (12) + (19) + (20)	(21)	92	1	0	12	6, 463	18	10	0, 302	<b>24</b> c	805, 098	<b>32</b> d	82, 507, 479	78	102, 481
	合	計 (5) + (21)	(22)		_		42	9, 410	48	13	3, 626	54	1, 137, 573	62	105, 073, 344	83	92, 366

地	方公	共[	団体	コー	- ド	表写	番号
2	8	1	0	0	0	4	3

# 

		▶			(1	)		(2)		(3)	(4)			(5)		(6)
第						糸	ž.	Ž	数		平成21年	三度に新	斤たに車	経減の対1	象とな.	ったもの
1 0 も項	区 分	行	番	号	個	数	床	面 積 (㎡)	軽	減 税 額 (千円)	個	数	床	面 積 (㎡)	軽 減	. 税 額 (千円)
の規	法附則第15条の6等の適用のあるもの	D 0	1	0	12	2, 256	19	210, 135	28	58, 093	37	11	44	1, 319	53	561
の定	法 附 則 第 15 条 の 6 等 の	0	2	0		1,801		255, 077		135, 774		3		1, 159		838
によ	適用のないもの 1/3	0	3	0		3, 709		414, 325		132, 191						
る	合 計	0	4	0		7, 766		879, 537		326, 058		14		2, 478		1, 399
		•			(7	')		(8)		(9)	(10)	)		(11)	(	(12)
第					平成21年	度で第15	条の6等	のみ軽減期	間の終	了するもの	平成 21	年度で	で軽減	期間が	終了す	るもの
1 0 も項	区 分	行	番	号	個	数	床	面 積 (㎡)	軽	減 税 額 (千円)	個	数	床	面 積 (m²)	軽 減	. 税 額 (千円)
の規	法附則第15条の6等の適用のあるもの	り り	1	1	12	1, 215	19	114, 880	28	26, 973	37	0	44	0	53	61 ()
の定	法 附 則 第 15 条 の 6 等 の	0	2	1					_			1,260		147, 447		66, 641
によ	適用のないもの 1/3	0	3	1								2, 270		241, 614		78, 717
る	合 計	0	4	1		1, 215		114, 880		26, 973		3, 530		389, 061		145, 358
		<b>&gt;</b>			(1	)		(2)		(3)	(4)			(5)		(6)
第 1						糸		ž	数		平成21年	三度 に 新	<b>斤たに</b>	経減の対1	象とな.	ったもの
1 も項 の	区 分	行	番	号	個	数	床	面 積 (㎡)	軽	減 税 額 (千円)	個	数	床	面 積 (㎡)	軽 減	. 税 額 (千円)
規	法附則第15条の6等の適用のあるもの	D 0	5	0	12		19		28		37		44		53	61
	法附則第15条の6等の適用のないもの	D 0	6	0												
よる	合 計	0	7	0		0		0		0		0		0		0
		<b>&gt;</b>			(7	')		(8)		(9)	(10)	)		(11)	(	(12)
第 1					平成21年	度で第15	条の6等	のみ軽減期	間の終	了するもの	平成 21	年度で	で軽減	期間が糸	終了す	るもの
1 も項 の	区 分	行	番	号	個	数	床	面 積 (㎡)	軽	減 税 額 (千円)	個	数	床	面 積 (㎡)	軽 減	税 額 (千円)
規定	法附則第15条の6等の適用のあるもの	D 90	5	1	12		19		28		37		44		53	61
	法附則第15条の6等の適用のないもの	<b>り</b> 0	6	1												
よる	合 計	0	7	1		0		0		0		0	_	0		0

地	方公	共[	団体	コー	- ド	表写	番号
2	8	1	0	0	0	4	3

# 

	•	•				(1)		(2)			(3)			(4)		(5)			(6)	)
第 1						糸	総		ž	数			平成21	年度に新	新たに	軽減	の対1	象と	なっ	たもの
1 3 も項 の		行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減税	. 額 (千円)	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)
規	法附則第15条の6等の適用のあるもの	90	8	0	12		19			28			37		44			53		61
	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	9	0																
よる	合計	1	0	0		0			0			0		C	)		0			0
	-					(7)		(8)			(9)		(	(10)		(11)			(12	)
第 1					平成21年	F度で第15	条の6	等のみ	軽減期	間の終	子する	<b>3もの</b>	平成2	21年度	で軽減	期	間が糸	終了	する	5 6 0
3 も項 の		行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減税	. 額 (千円)	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)
規定		90	8	1	12		19			28			37		44			53		61
	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	9	1					_	_										
ょ		1	0	-																
る		1	0	1		0			0			0		C	)		0			0
	•	1	0	1		(1)		(2)	0		(3)	0		(4)	)	(5)	0		(6)	0
第	•		0	1		(1)	総	(2)		数	(3)	0					v	象と		
第 1 4 も項	区分	<u>.                                    </u>	番番		個	(1)	<b>念</b>	(2)	ž.	-	(3) 減 税			(4)			v		なっ	
第14項の規	区 分	行	番			(1) 养	<b>念</b>		積	-		額	平成21	(4) 年度に乳	新たに	軽減	の対象		なっ	たもの 税 額
第14項の規定に	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの	行 9 <sub>1</sub>	番	号	個	(1) 养	念床		積	軽		額	平成21個	(4) 年度に乳	新たに	軽減	の対象	軽	なっ	たもの 税 額
第14項の規定	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの	行 9 <sub>1</sub>	番 1 2	号	個	(1) 养	念 床		積	軽		額	平成21個	(4) 年度に乳	新たに 床 44	軽減	の対象	軽	なっ	たもの 税 額
第14項の規定による	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計	行 <sup>9</sup> 1 1	番 1 2	号 0 0	但	(1) * 数	念 床		積 (m²)	軽		. 額 (千円)	平成21 個 37	(4) 年度に <sup>計</sup> 数	新たに 床 44	軽減	の対1 積 (㎡)	軽	なっ	たもの 税 額 (千円) 61
第14項の規定による 第	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計	行 <sup>9</sup> 1 1	番 1 2	号 0 0	個 12	数 数	念 床 19	面 (8)	積 (㎡)	軽 28	(9)	. 額 (千円)	平成21個	(4) 年度に対数 数 (10)	新たに 床 44	軽減面 (11)	での対 (m)	軽 53	なっ 減 (12	たもの 税 額 (千円) 61 0
第14項の規定による	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計	行 <sup>9</sup> 1 1	番 1 2	号 0 0	個 12	数 数 0	念 床 19 5条の6等	面 (8)	積 (㎡)	軽 28 間の終	(9)	. 額 (千円) 0	平成21個	(4) 年度に対数 数 (10)	新たに 床 44	軽減面 (11)	での対 (m)	軽 53	なっ 減 (12 する	たもの 税 額 (千円) 61 0
- 第14項の規定による 第14項の規定による 第14項の規	区 分  法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計  区 分	行 91 1 1	番 1 2 3	号 0 0	個 12 平成214	(1) 数 0 (7) F度で第18	念 床 19 5条の6等	面 (8) 等のみ	積 (㎡) 0 軽減期	軽 28 間の終	減 税 (9) §了する	、額 (千円) 0 3もの	平成21 個 37	(4) 年度に 数 (10) (10)	新たに 床 44	軽減 面 (11) 域期	の対1 積 (m²)	軽 53	なっ 減 (12 する	たもの 税 額 (千円) 61 0
第14項の規定による 第14項の規定	区 分  法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計  区 分  法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のあるもの	行 <sup>9</sup> 1 1 1	番 1 2 3	号 0 0	個 12 平成21年 個	(1) 数 0 (7) F度で第18	念 床 19 6条の6等 床	面 (8) 等のみ	積 (㎡) 0 軽減期	軽 28 軽	減 税 (9) §了する	、額 (千円) 0 3もの	平成21 個 37 平成2	(4) 年度に 数 (10) (10)	新たに 床 44	軽減 面 (11) 域期	の対1 積 (m²)	軽 53 終了 軽	なっ 減 (12 する	たもの 税 額 (千円) 61 0

地	方公	共5	団体	コー	- ド	表	番号
2	8	1	0	0	0	4	3

# 

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

	•					(1)		(2)			(3)			(4)		(5)			(6)	
第 1	j					糸	È		*	数			平成21	年度に新	新たに	軽減	の対象	象とか	なった	こもの
6 も項 の	区分	行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減税	,額 (千円)	個	数	床	面	積 (㎡)		減移	<ul><li>額</li><li>(千円)</li></ul>
規の定	法附則第15条の6等の適用のあるもの	91	4	0	12		19			28			37		44			53		61
のべ	法附則第15条の6等の適用のないもの	1	5	0																
る	合 計	1	6	0		0			0			0		0			0			0
						(7)		(8)			(9)		(	10)		(11)			(12)	
第 1					平成21年	F度で第15	条の69	等のみ	軽減期	間の網	終了する	ろもの	平成2	21年度	で軽減	或期 🏻	間が 糸	終了	する	もの
6 も項		行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減税	. 額 (千円)	個	数	床	面	積 (㎡)	軽	減移	ź 額 (千円)
規の定	法附則第15条の6等の適用のあるもの	<sup>9</sup> 1	4	1	12		19			28			37		44	_		53		61
0) 12	法附則第15条の6等の適用のないもの	1	5	1																
\(\cdot\)																				

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
1 2	8	1	0	0	0	8	3

### 第83表 需給事情による減点補正実施状況等に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

_					<b></b> (	1)					(2)				(3)				(4)					(	5)					(6)		
	行	番	号	<u>7</u>	平成18年度	こに	票給:	補正	平成2	1年月	度に	需給	補正	平成21	年度	こおける	平	成	21	4	年 ,	度	に	お	け	る	改	IE	0	) 内	訳	
	11	ш	7,5		適用の	カ	有	無	適	用	の	有	無	需給補	正の改	正の有無	需給の	補正縮ノ	Eの適 小 の	5 用 有	項目 無	需	給 2 2 統	育正の	り適 の	用地有 無	域 無	需済縮	給 小	東正の 7	率 の	)
9	0	1	0		12				15					18			21					24					2	27			2	29

(注:「有」に該当する場合「1」を記入すること)

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表	番号
2	8	1	0	0	0	8	4

### 第84表 不均衡是正実施状況に関する調

-70-

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	<b>&gt;</b>			(	1)		(2)		(3)	)		
	<i>x</i>	777.	п	1c++	W	1	<del></del>	1=	不均衡	是正	単位当た	り価格
区分	行	番	亏	棟	数	床	面 (m²)	積 ) (イ)	による	曽減額 (ロ) (千円)	(ロ) (イ)	- (円)
木造家屋	9	1	0	12		20			30	41		0
木造以外の家屋	0	2	0									0
計	0	3	0		0			0		0		0

地	方公	共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
1 2	8	1	0	0	0	8	5

### 第85表 在来分家屋の減価状況に関する調

-71-

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	<b>→</b>				(1)		(2)			(3)			
区分	行	番	号	棟	数	床	面	積	減	価	額	単位当た	
							(n	<sup>2</sup> )(イ)		(口)	千円)	(イ)	
木 造 家 屋	9	1	0	12	119, 697	20	12, 89	1, 541	30	3, 58	41 30, 112		4, 932
木造以外の家屋	0	2	0		258, 857		44, 78	88, 519	10	)5, 33	32, 537		2, 352
計	0	3	0		378, 554		57, 68	80, 060	16	88, 91	2, 649		2, 928

地	表看	番号					
12	8	1	0	0	0	78	6

#### 第86表 積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	行悉号	平成21年度評価額		• 寒 冷	補 正 率	積雪・寒冷補正がないとした場合の評価額
E N		(千円)(イ)		寒冷地域の率 (b)	計 100-(a+b) (口)	(イ) / (ロ) ×100 (千円)
木 造 家 屋	9 0 1 0	12 キ	23	25	27	0
木造以外の家屋 【軽量鉄骨造,れんが造及びコンクリート】		40 <i>T</i>	51	53	55	67 0
計	0 3 0	0	23	25	27	29 39 0

(注)「積雪・寒冷補正率の「計(ロ)」には、木造家屋においては「100-(a+b)」の数値が75を下まわる場合には75と記載すること。 また、木造以外の家屋においては、該当のある場合97若しくは95が記載されるものであること。

地	表看	番号					
12	8	1	0	0	0	8	7 8

#### 第87表 家屋の評価方法別棟数調

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
			新	増	分	在	来	分	
区分	行 番	号	木造家屋	木造以外の家屋	合 計 (イ)+(ロ) (ハ)	木造家屋	木造以外の家屋	合計 (二)+(ボ) (へ)	合計 (ハ)+(へ)
(1)部分別評価方法	0 1		3, 069	7, 281	10, 350	36	44	52	10, 350
(2) 比準評価方法	0 2	0			0			0	0
(3) 乗率評価方法	0 3	0				246, 343	339, 844	586, 187	586, 187
(4) 合計 (1)+(2)+(3)	0 4		3, 069	e 7, 281	10, 350			586, 187	596, 537

<sup>(</sup>注)在来分家屋の評価方法については、原則として「(3)乗率評価方法」(再建築費評点補正率による評価方法)によるため、

<sup>(1)、(2)</sup>の評価方法により評価した家屋がある場合については、別紙にその理由を記載すること。

地方公共団体コード							番号
2	8	1	0	0	0	8	8

### 第88表 木造家屋に係る物価水準による補正率別団体数調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

_				▶	(1)			(:	2)			(3)	
行番号			物	価	水	準	に	ょ	る	補	正	率	
11	'HI'	J			1.00			0.	95			0.90	
9	1	0	12			1	16				20		23

(注:該当欄に「1」を記入すること)

-74-

地	表看	昏号					
12	8	1	0	0	0	9	0

# 第90表 建築年次区分による在来分家屋の減価状況に関する調

	_			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
				木	造家	屋	木 造	以外の	家屋
建築年次	行	行番		棟 数	減 価 床 面 積 (㎡)	減 価 額 (千円)	棟 数	減価床面積	減 価 額 (千円)
38 年 1 月 1 日 以 前	9	1	0	115	5, 794	24, 811	296	122, 731	169, 927
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	7	572	1,859	678	310, 108	885, 624
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	9	859	3, 138	1,760	510, 820	1, 178, 681
44年1月2日~47年1月1日	0	4	0	8	808	3, 047	3, 007	572, 179	1, 384, 166
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	140	22, 502	82, 375	13, 539	2, 180, 850	2, 945, 184
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	258	38, 838	194, 760	16, 288	2, 263, 653	4, 228, 380
53年1月2日~56年1月1日	0	7	0	254	35, 765	209, 285	19, 222	2, 457, 186	3, 534, 268
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	7, 282	731, 350	1, 824, 845	23, 013	3, 022, 726	4, 895, 863
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	9, 049	926, 884	4, 750, 810	23, 159	3, 014, 170	5, 122, 316
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	15, 820	1, 723, 691	8, 688, 977	11, 309	3, 058, 075	8, 067, 474
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	11, 144	1, 293, 044	7, 156, 332	28, 034	5, 928, 599	13, 429, 281
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	13, 584	1, 471, 473	7, 689, 241	20, 727	4, 161, 757	10, 575, 287
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	25, 176	2, 600, 275	12, 034, 933	27, 499	5, 473, 428	16, 060, 127
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	13, 421	1, 453, 630	6, 648, 002	29, 870	4, 842, 599	8, 495, 459
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	12, 108	1, 319, 301	6, 862, 550	21, 596	3, 413, 641	8, 104, 373
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	11, 322	1, 266, 755	7, 405, 147	18, 860	3, 455, 997	16, 256, 127
合 計	1	7	0	119, 697	12, 891, 541	63, 580, 112	258, 857	44, 788, 519	105, 332, 537

Ⅲ 都市計画税に関する調報告書

州	地方公共団体コード								
12	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	1		

# 平成21年度 都市計画税に関する調

# 第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区	分	行	番	号	市町村の面積(千㎡)	市街化区域(千㎡)	市街化調整区域(千㎡) B	その他(手 m²) <sub>C</sub>	$\ddagger$ (A+B+C) ( $\ddagger$ m <sup>2</sup> )
課税区域	成の面積	9	1	0	12	103, 937	33	<b>43</b> ウ	53 ± 62 103, 937
都市計画区	区域の面積	0	2	0	<sup>甲</sup> 552, 230	204, 000	349, 370	丰	553, 370
					(6)	(7) (8)	(9)		
区	分	行	番	号	都市計画区域の 市街信指 定の 有 無 設定	と区域等の 都市計画科の 有無 課 税 の 有	説の 都市計画事業の 無 認 可 の 有 無		

区 分	行者	番号		市街化区域等の 設 定 の 有 無		都市計画事業の 認 可 の 有 無
課税区域の面積	90	1 1	12	13	14	15 16
都市計画区域の面積	0	2 1	т 1	1	<sup>#</sup> 1	
			指定有「1」	設定有······「1」 設定無·····「2」	課税有「1」	認可有······「1」 認可無·····「2」

地	方グ	、共区	]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	2

#### 第52表 納税義務者数に関する調

-77-

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

(1) (3) 法定免税点未満のもの(人) 法定免税点以上のもの(人) 区 分 行番号 9 1 258, 023 個 人 0 262, 768 4, 745 土 地 法 人 2 0 13,884 450 13, 434 計 3 0 276,652 5, 195 271, 457 4 個 人 0 430, 504 9,308 421, 196 5 家 屋 法 人 0 18,091 239 17,852 計 6 0 448, 595 9, 547 439, 048 7 個 人 0 0 503, 133 9,860 493, 273 実 数 法 人 8 0 23, 276 555 22, 721 9 計 0 526, 409 10, 415 515, 994

地	方グ	〉共 🖯	]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7 5	3

## 第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(1)						(2)						(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市	訂 化	区	域	市	ī 街	化	調	整	区	域		そ	Ø	他		計
土	宅	宅 地	9	1	0	12			87, 881	24							34					45 \$\frac{5}{87,881}\$
地	地	その他	0	2	0				13, 083													7 13, 083
の	等	小 計	0	3	0				100, 964							0					0	100, 964
地	唐	農 地	0	4	0				2, 519													ح 2, 519
積 (千㎡)		計	0	5	0				103, 483							ッ 0					0	103, 483
家床	木	造家屋	0	6	0			21	, 875, 131													21, 875, 131
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0				, 213, 525													59, 213, 525
の積 (㎡)		計	0	8	0			81	, 088, 656							= 0				Ì	<b>0</b>	81, 088, 656
土	宅	宅 地	0	9	0				453, 603													ネ 453, 603
地	地	その他	1	0	0				21, 133													21, 133
0	等	小 計	1	1	0				474, 736							0					0	474, 736
筆	島	農 地	1	2	0				6, 105													6, 105
数 (筆)		計	1	3	0				480, 841							ホ 0					₹0	480, 841
家屋	木	造家屋	1	4	0				222, 415													222, 415
の棟	木造	以外の家屋	1	5	0				335, 767													335, 767
数 (棟)		計	1	6	0				558, 182							۵				,	0	558, 182

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \\ 8 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$	表番号		
	8 1		

## 第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	号	決	定	価	格
					1,1	ш	,,	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	その他(千円)	計 (千円)
		住	小規二	個人	9	1	0	3, 962, 391, 011	24	34	45 ± 57 3, 962, 391, 011
		宅	模地	法人	0	2	0	586, 010, 628			586, 010, 628
	宅	用	<ul><li>一 住</li><li>宅</li></ul>	個人	0	3	0	343, 795, 860			343, 795, 860
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	28, 533, 617			28, 533, 617
	地	非用住	個 人 住宅」	. 非 用 地	0	5	0	735, 597, 803			735, 597, 803
		宅 地	法 人 住 宅 J	. 非用地	0	6	0	2, 061, 406, 341			2, 061, 406, 341
地		小	計		0	7	0	7, 717, 735, 260	0	0	7, 717, 735, 260
		農	地		0	8	0	29, 867, 776			29, 867, 776
	7	<i>σ</i> .	) 他	Ĺ	0	9	0	251, 604, 718			251, 604, 718
		章	†		1	0	0	7, 999, 207, 754	0	0	7, 999, 207, 754
家	木	造	家	屋	1	1	0	566, 486, 845			566, 486, 845
屋	木道	告 以 夕	トの家	屋	1	2	0	3, 383, 915, 455			3, 383, 915, 455
产		青	+		1	3	0	3, 950, 402, 300	0	0	3, 950, 402, 300
	合		計		1	4	0	11,949,610,054	<sup>7</sup> 0	a 0	11, 949, 610, 054

地	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	4

# 第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	課		票	額	実定税率	調定見込額
								市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) <sub>A</sub>	В	A×B (千円)
		住	小規	個人	0	1	1	1, 225, 782, 675	25	35	1, 225, 782, 675	61	69 79/
		宅	規 用 地	法人	0	2	1	179, 117, 557			179, 117, 557		
	宅	用	<ul><li>一 住</li><li>宅</li></ul>	個人	0	3	1	211, 751, 421			211, 751, 421		
土		地	用 般 地		0	4	1	17, 091, 127			17, 091, <sup>5</sup> 27		
	地	非 住	個 住宅 月			5	1	475, 177, 716			475, 177, <sup>Ž</sup> 16		
		宅 地	法 住宅 月	非用地	0	6	1	1, 277, 706, 895			1, 277, 706, $\overset{\sharp}{895}$		
地		小	計		0	7	1	3, 386, 627, 391	0	0	$3,386,627,\overset{\hat{\pi}_3}{391}$		
		農	地		0	8	1	19, 416, 410			19, 416, 410		
	7	E 0	他	ı	0	9	1	160, 472, 069			160, 472, 069		
		計	•		1	0	1	3, 566, 515, 870	0	0	3, 566, 515, 870		
家	木	造	家	室	1	1	1	566, 465, 504			566, 465, 504		
屋	木造	告 以 外	、の 家	屋	1	2	1	3, 371, 157, 974			3, 371, 157, 974		
庄		計	•		1	3	1	3, 937, 623, 478		0	3, 937, 623, 478	/	
	合		計		1	4	1	7, 504, 139, 348	0	ь О	7, 504, 139, 348	0.300 %	22, 512, 418

-80-

地	方グ	表番号					
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	5

## 第55表 平成22年度に新たに法定免税点以上になる 見込みの土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)		
区分	行番号	地 積(m²)	平成22年度分課税標準額	左に係る平成21年度 分課税標準額	納税義務者数(人)	1人当たり記	果税標準額
			(千円) A	(千円) B	С	<u>A</u> C(円)	<u>A</u> (円)
法定免税点以上になる見込みの土地	9 0 1 0 12	34, 079	3, 469	3, 185	50 57 16	216, 813	199, 063

-81-

坩	方々	大大	]体:	コー	1	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	6

#### 第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	号		積	決定価格	課税標準額	筆 数
<del></del>		<u> </u>			_	(人)	(千㎡)	(千円)	(千円) 54 6	(筆)
		本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	0	1	0	1, 563	1, 153	22, 066, 688	14, 711, 125 <sup>6</sup>	3, 338
	<b>半</b> の	争別による(価格の5万の2万味代がなどれた)ともの 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	0	2	0	166	94	2, 800, 171	1, 835, 162	261
	_15	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	104	42	1, 810, 804		141
特	DX.	負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	75	15	1, 312, 584	766, 712	103
	111	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	42	13	575, 661	318, 623	51
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	19	44	493, 180		29
	街	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	9	5	153, 498	79, 974	9
定		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	11	4	188, 064	92, 118	12
足		負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	4	2	36, 338	16, 200	4
	年化	負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	1	0	9, 614	3, 955	2
	·	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	1	1	16, 618	6, 429	2
		負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0					
市		負担水準0.4以上0.45未満	1	. 3	0					
	N	負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0					
	以 域	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	1	0	7, 623	2, 014	1
		貝担小平U. 23以上U. 3不何	1	6	0					
A+-		負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0					
街		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0					
	参	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0				ļ	
	444	負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
	入地	負担水準0.05未満	2	1	0					
化		計	2	2	0	1, 996	1, 373	29, 470, 843		3, 953
		本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2	3	0	12	6	178, 372		14
	平の	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満	2	4	0	6	3	69, 605	23, 433	7
	0)	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0					
区			2	6	0					
<u> </u>	市	負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2		0				<b></b>	
		負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	2	9	0					
	/\	負担水準0.6以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満	3	0	0				<b> </b>	
域		負担水準0.55以上0.6未満	3		0				<del>                                     </del>	
		負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0					
		負担水準0. 45以上0. 5未満	3	4	0					
	度区	負担水準0. 4以上0. 45未満	3	5	0					
農		負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0					
120	以	負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0					
	域	負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	3	8	0					
	後	負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0					
rat.	農	負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0					
地	参	負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4	2	0					
	ュ 地	負担水準0.05未満	4	3	0					
	/\		_							

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \\ 8 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 75 \\ 6^8$	ŧ	也方么	〉共 🖯	]体:	コー	ド	表都	番号
	2	8	1	0	0	0	7 5	6

#### 第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数 (筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	1, 575	1, 159	<sup>39</sup> 22, 245, 060	14, 743, 588	69 80 3, 352
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	172	97	2, 869, 776	1, 858, 595	268
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	104	42	1, 810, 804	1, 118, 631	14
	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	75	15	1, 312, 584	766, 712	10
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	42	13	575, 661	318, 623	5
	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	19	44	,		2
合	負担水準0.7以上0.75未満	5	1	0	9	5	153, 498	79, 974	
_	負担水準0.65以上0.7未満	5	2	0	11	4	188, 064		1
	負担水準0.6以上0.65未満	5	3	0	4	2	36, 338	16, 200	
	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	1	0	9,614	/	
	負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	1	1	16, 618	6, 429	
	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	0	0	0	0	
∌I.	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	1	0	7, 623	2, 014	
計	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	6	5	0	0	0	0	0	
	計	6	6	0	2,014	t 1, 382	29, 718, 820	19, 269, 868	3, 97
第 61	表 の う ち 生 産 緑 地 に 係 る も の	6	7	0	715	₹ 1, 137	<sup>*</sup> 148, 956	<sup>t</sup> 5 146, 542	2, 13

-83-

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 5 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 7 \end{bmatrix}$	地	方グ	、共区	]体	<b>u</b>	ド	表看	番号
	1 2	8	1	0	0	0	7 5	78

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)					(2)				(3)				(4)	)			((	5)				(6)				(	7)				(8)		_
					法	第	702	条	第	2 J	頁 か	0	۲	書	D	規	定	に	ょ	る	課	税標	準	Ø	特	例	に	ょ	り	減	額	٤	な	る	課	税	票準	重 額	
 	. ,	怎	3E. F	_ [			法			第		7	02			条			第			2		項			カュ			つ	1		2	-		書	Ė		Ī
X	分	11	番号	ਤੋਂ <b>'</b>	第9項 会	(日)	本放; )	<b>送協</b>	第10 研 9	項( 芒開	日本原発 機	原子力 構 )	第11 化	項 ( 財	(登録	录有形 第 )	文章	第23項 至業技	頁(農 技術総 構	*業・ *合研 )	食品 守機	第24	項(閉 朱 式	関西国 会 社	国際空土)	第20	5項 合	(信用 等	協同  )	組貨	第 27 <sup>1</sup> 村	項 ( 構	(水資)	源機	幾 第2	29項 港	(中部	3国際空	1714
							(千	円)			(	(千円)				(千円	月)			(=	千円)			(-	千円)				(千円	])			(	千円)				(千円)	
宅地	宅 地	90	1	0	12		419,	287	22				32				4	2				52				62				7:	2				82			9	
等	その他	0	2	0				745																															
農	地	0	3	0																																			1
土	地 計	0	4	0			420,	032				0					0				0	)			0					0					0			(	)
家	屋	0	5	0			513,	857								108, 0	65											4,	629, 5	60			_	_					
合	計	0	6	0			933,	889				0				108, 0	65				0	)			0			4, (	629, 5	60					0			(	)

-84-

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 5 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 7 \end{bmatrix}$	地	方グ	、共区	]体	コー	ド	表看	昏号
	2	8	1	0	0	0	7 5	78

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(9)			(	(10)			(11	)		(12)	(13)	(14)	(15)	(16)
					法 第 7 特 例		第 2 項 よ	頁かぐ り 減		i の st	規定に よる	こよる 課 ₹	)課 税 说 標	標準の 準額	法附則第	15条、法附具	則第15条の2又は法附則	15条の3の規定によ	る課税標準の特例により	減額となる課税標準額
					法	第	702	条	第	2	項	₫2 ~	o 2	. 書		法	附	則	j 15	条
X	分	रे	行番号	클 - <sup>1</sup>	第31項 療報酬	(社会 支払	(保険 基金)	診 第3 運	2項( 転セ	自動፤ ン タ	車安全 一)	第333	項(郵 生命保 構	便貯金・ 険管理機 )	第2項	(倉庫)	第13項(外貿埠頭公 社の特定用途港湾施 設(H10.3.31まで取 得 分 ))	第28項 (大規模改	良 第29項(並行在来線 に係る譲受固定資 産 )	第33項(高齢者・障 害者等の移動円滑化 停 車 場 建 物 等)
							(千円	)			(千円)			(千円)		(千円)	(千円)	(千円	(千円)	(千円)
宅地	宅	地 9	0 1	1	12			22				32			42		8, 918, 743	62	72	82 91
等	その	他	0 2	1																
農	地	<u>h</u>	0 3	1																
土	地	計	0 4	1				0			0			0			8, 918, 743		0 0	0
家	屋	m/cri	0 5	1													213, 470			
合	計	†	0 6	1				0			0			0		C	9, 132, 213		0 0	0

-85- 概調都-11

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \ 8 \ \ 1 \ \ 0 \ \ 0 \ \ 0 \ \ \ \ \ \ \ \$	地	方グ	〉共 医	]体	コー	ド	表看	番号
	2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	78

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
		法附則第15条	、 法 附 則 第 15	条の2又は法阶	寸則 15 条 の 3 の	規定による課程	説標準の特例に	こより減額とな	る課税標準額
			法	附	則	第	15	条	
区分	行番号	第36項(PFI公共荷さ ばき施設)	第37項(PFI一般廃棄物 処 理 施 設)	第39項(民間資金等 の活用による公共施 設 等 )	第40項(認定都市再生事業)	第42項(成田国際空港)	第43項(国立大学法 人 の 校 舎 )	第44項(指定特定重 要港湾に係る港湾施 設 )	第45項(都市鉄道施設 等)
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
宅 宅 地	90 1 2	12	22	32	42	52	62	72	82 91
等その他	0 2 2								
農地	0 3 2								
土地計	0 4 2	0	0	0	0	0	0	0	0
家屋	0 5 2				82, 470				
合 計	0 6 2	0	0	0	82, 470	0	0	0	0

-86-

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 5 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 7 \end{bmatrix}$	地	方グ	〉共 医	]体	コー	ド	表看	昏号
	2	8	1	0	0	0	7 5	78

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)
					法 附 則 第 15 条	、 法 附 則 第 15	条の2又は法阶	対則 15 条の3の	規定による課程	说標準の特例に	より減額とな	る課税標準額
						法	附	則	第	15	条	
X	分	行	番	号	第47項(外貿埠頭公 社の民営化会社に係 る 承 継 特 例)	第49項(郵便事業· 郵便局株式会社)	第50項(日本電気計器 検 定 所)	第51項(日本消防検定協会)	第52項(小型船舶検 査機構)	第53項(軽自動車検査協会)	第54項(鉄道再生事業)	第55項(鉄道再構築事業)
					(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
宅地	宅 地	90	1	3	12	3, 604, 124	32	42	22, 643	62 40, 123	72	82
等	その他	0	2	3								
農	地	0	3	3								
土	地計	0	4	3	0	3, 604, 124	0	0	22, 643	40, 123	0	0
家	屋	0	5	3		4, 587, 396						
合	計	0	6	3	0	8, 191, 520	0	0	22, 643	40, 123	0	0

-87-

$\begin{bmatrix} 2 & 8 & 1 & 0 & 0 & 0 & 5 & 7 \end{bmatrix}$	地	方公	洪	]]体	コー	ド	表看	番号
	2	8	1	0	0	0	5	7

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

					(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)
					法附則第15条、法陸	付則第15条の2又は法附 準	則15条の3の規定によ	る課税標準の特例に。 額	より減額となる課税標	改正法の規定に、	よるもの平成21年	改正法附則第11条
					法 附 則 第 15 第	法附則第15条の2	法 附 」	則 第 15	条 の 3	第 2 項	第 3 項	第 4 項
×	分	行	番 -		第57項(重要無形 化財の公演施設 (千円		係る承継特例)(法附 則第15条の2第2項の	第1項(旅客会社等に 係る承継特例)(法附 則第15条の2第2項の 三島特例に係るもの に 限 る ) (千円)	第2項(旅客会社等 に係る基盤整備事 業 )	旧法附則第15条第2 項 ( 倉 庫 )	旧法附則第15条第45 項(地下駅火災対策 施 設 ) (千円)	旧法附則第15条第46 項(地下街等の洪水 時 避 難 施 設 ) (千円)
宅地	宅 地	9	1	4	12	22	38, 607	42	52	62	72	82 91
等	その他	0	2	4								
農	地	0	3	4								
土	地 計	0	4	4		0 0	38, 607	0	0	0	0	0
家	屋	0	5	4			341			482, 671		
合	計	0	6	4		0 0	38, 948	0	0	482, 671	0	0

-88-

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \ 8 \ \ 1 \ \ 0 \ \ 0 \ \ 0 \ \ \ \ \ \ \ \$	地	方グ	、共区	]体	コー	ド	表看	昏号
	2	8	1	0	0	0	7 5	78

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

			(41)				(42)			(43	3)			(44)				(45)			(46	i)		(47)			(4	3)
		改 1	E 法	· 0	規	定	にょ	こる	ŧ	の 平	成	20	年 i	改 正	法	附 貝	則第	§ 16	条		ミの規 付	l定による 則	がもの平 第	成19 <sup>4</sup> 8	年改正法 条	もの	法の規 平成1 <u>則</u> 第	起定による 9年改正法 5 11 条
					第				2			項	į				第	4	項	第	2	項	第	3	項	<u>A</u>	第 2	項
区分	行番号	旧法第3項(日本定	49条( 電気 所	の3第2 計器 )	25 旧海 項	法第3 (日本 会	消防	)3第26 険定協 )	旧法 項(/	第349纟 小型船 構	条の3第 舶検査 )	写27   €機□	項(軽	349条 自動車 会	の3第28 1検査協 )	項( 特) (H1	定用语	埠頭 金港 ~H2	公社の 弯施設 0.3.31	こ書第 用協同	第30項 引組合	第2項かつ 頁(特定信 等以外の 組合等)	こ書第 用協同	02条第 第30項 引組合	52項かっ (特定信 等(合併 ))	言 旧法	·附則釒 ( <i>倉</i>	第15条第2 1 庫 )
				(千円	)			(千円)			(千F	円)			(千円)	6	٠ ٦	V 14	(千円)			(千円)			(千円)			(千円)
宅 宅地	0 1 5	12			22				32			4	12			52				62			72			82		91
等その他	0 2 5																											
農地	0 3 5																											
土地計	0 4 5				0							0				)			0							0		0
家 屋	0 5 5																		24, 770			107, 417	7					
合 計	0 6 5				0			C				0			(	)			24, 770			107, 417	7		(	0		0

-89-



 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(49)			(!	50)			(5	51)			(	(52)				(53)				(54)			(55				(56)	
					正法の の平成 付 則	)規定 以19年 第	でよる 改正法 11 条	改正注	生の; 附	規定( 則	こよる タ	もの <sup>国</sup> 第	区成18 20	8年	改正法 条	改	正法	の規	定に	よる	\$ O	平月	成 17 年	改正	法阝	付則 [	第 10 条	もの平	iの規 成16 則 第	年改正	よる E法 条	改正法の もの平原 附 則	戈15年	による 改正法 18 条
					第	3	項	第	Ĵ	2	項	第	5 3	3	項		第	4	項		第	5	項		第	6	項	第	3	項		第	3	項
X	分	行	番号	旧項時	法附貝 (地下 <del>〕</del> 避	川第18 新 新 施	5条第53 の洪水 i 設)				条第18 公社の 施設 3.3.31 分))	旧法 項(大 場	が則第 に規模 建 <i>は</i>	第15 莫改, 物	条第39 良停車 等 )	旧沒項酬	s第34 (社会 支 扣	9条¢ 保険 ¼ 基	か3第39 診療報 金)	9 旧 设 項 t	法第3 (自動 z ン	49条 動車第 タ	の3第40 安全運転 ー )	日沒項	· 附!	則第1 倉	5条第3庫 )	3 旧法附項	対則第 ( 倉	第15条 · 庫	第3 )	旧法第3項(日本定	49条¢ 電気 所	か3第28 計器検 )
							(千円)	6	C 4X		(千円)				(千円)				(千円)				(千円)				(千円)			(千	円)			(千円)
宅地	宅 地	90	1 6	5 12				22				32				42				52				62				72				82		91
	その他	0	2 6	5								_																						
農	地	0	3 6	5												_																		
土井	也 計	0	4 6				0				0				0					)			C					)			0			0
家	屋	0	5 6	5						16	54, 367															1,	201, 921							
合	計	0	6 6	5			0			16	54, 367				0				(	)			C	)		1,	201, 921				0			0

-90-

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 5 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 7 \end{bmatrix}$	地	方グ	〉共 医	]体	コー	ド	表看	昏号
	2	8	1	0	0	0	7 5	7

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			(57)	(58)	(59)	(60)	(61)	(62)	(63)	(64)
			改正法の規定に、	よるもの平成15年	改正法附則第18条	改正法の規定による もの平成10年改正法	改正法の規算	定によるもの	平成7年改正	法 附 則 第 12 条
			第	3	項	附則第13条第2項	Q.F.	第	3	項
区分	行 番	号	旧法第349条の3第29 項(日本消防検定協 会 )	旧法第349条の3第30 項(小型船舶検査機 構 )	旧法第349条の3第31 項(軽自動車検査協 会 )	旧法附則第15条第19 項(指定法人等大規 模外貿埠頭)	旧法第349条の3第27 項(農業・生物系特 定産業事業研究機 構 )	旧法第349条の3第30 項(日本電気計器検 定 所)	旧法第349条の3第31 項(日本消防検定協 会 )	旧法第349条の3第32 ,項(小型船舶検査機 構 )
			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
宅 宅地	9 1	7	12	22	32	12, 618, 329	52	62	72	82 91
等その他	0 2	7								
農地	0 3	7								
土地計	0 4	7	0	0	0	12, 618, 329	0	0		0
家 屋	0 5	7			41, 944	424, 251				
合 計	0 6	7	0	0	41, 944	13, 042, 580	0	C	0	0

-91-

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \ 8 \ \begin{bmatrix} 1 \\ \end{bmatrix} \ 0 \ \begin{bmatrix} 0 \\ \end{bmatrix} \ 0 \ \begin{bmatrix} 0 \\ \end{bmatrix} \ \begin{bmatrix} 7 \\ 5 \\ \end{bmatrix} \ \begin{bmatrix} 7^8 \\ \end{bmatrix}$	地	地方公共団体コード表番												
	2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	78						

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

					(65)	(66)	(67)		(68)	(69)	(70)	(71)	(72)
区分	行	番	п.	改正法の規定による もの平成7年改正法 附 則 第 12 条 第 3 項	合 計	法附則第29 <sup>§</sup> 第 7	条の5 項	法附則第29条の5 第 8 項	法附則第29条の5 第 16 項	法附則第29条の5 第 17 項	法 附 則 第 16 条 の 2 第 10 項 (阪神・淡路大震災)	法 附 則 第 16 条 の 2 第 13 項 (新潟県中越地震災害)	
	. ਸੰ	11	<b>省</b>		旧法第349条の3第33 項(軽自動車検査協 会 )		徴収猶予分に材る 課 税 標 語	泪当す 準 額	徴収猶予分に相当す る 課 税 標 準 額	減額分に相当する課 税 標 準 額	減額分に相当する課 税 標 準 額	減額分に相当する課 税 標 準 額	減額分に相当する課 税 標 準 額
					(千円)	(千円)	(	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
宅地	宅 地	90	1	8	12	25, 661, 856	32		42	52	62	72	82 91
等	その他	0	2	8		745							
農	<b>地</b>	0	3	8		C	)						
土	地 計	0	4	8	0	25, 662, 601		0	0	0	0	0	0
纺	、 屋	0	5	8	39, 893	12, 622, 393						13, 271, 559	
2	計	0	6	8	39, 893	38, 284, 994		0	0	0	0	13, 271, 559	0

-92- 概調都-18

地	方グ	、共区	地方公共団体コード表番												
1 2	8	1	0	0	0	7 5	78								

都道府県名	兵庫県	
市町村名	神戸市	

					(73)	(74)	(75)
					法附則第16条の2 第 15 項 (能登半島地震災害)	法附則第16条の2 第 17 項 (新潟県中越沖 地震災害)	の平成17年改正法附則
×	<b>三</b> 分	行	番	号	税標準額	税標準額	減額分に相当する課税 標準額
					(千円)	(千円)	(千円)
宅地	宅 地	90	1	9	12	22	32 41
等	その他	0	2	9			
農	<b>地</b>	0	3	9			
土	地 計	0	4	9	0	0	0
家	₹ 屋	0	5	9			9, 273, 041
e	計	0	6	9	0	0	9, 273, 041

-93- 概調都-19

地方公共団体コード 表番号											
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	8				

#### 第58表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)		課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
	小	負担水準1.0以上	90	1	0	83, 900	16, 198	<sup>39</sup> 961, 925, 794	<sup>54</sup> 320, 641, 931	102, 460
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	97, 085	17, 473	1, 289, 587, 617	421, 924, 165	115, 225
	規	負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	18, 801	3, 357	377, 396, 225	116, 369, 576	22, 751
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	16, 029			111, 129, 263	19, 566
	模	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	16, 405		459, 945, 523	126, 869, 418	20, 110
		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	8, 186		285, 592, 576	76, 158, 021	10, 172
	住	負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	4, 031	702	, ,	44, 330, 380	5, 012
		負担水準0.65以上0.7未満	0	8	0	572		/ /	5, 804, 567	714
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0	9	0	134			1, 899, 178	170
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	36		1, 539, 666	323, 179	40
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1	. 1	0	14		,	152, 631	20
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	9	Ü	000,010		9
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	4		88, 189		4
,		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	3	0	,		3
宅	_	負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	4	1	14, 314		4
		負担水準0.25以上0.3未満	1	6	0	2	0	6, 869	725	2
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1	7	0					
	IIE	負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0					
	Į.	負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0					
	)	負担水準0.05未満	2	1	0				-	
		計	2	2	0	245, 215			1, 225, 782, 675	296, 262
		負担水準1.0以上	2	3	0	1, 636		130, 568, 364	43, 522, 788	3, 543
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	1, 930		148, 337, 421	48, 574, 100	4, 384
	TH	負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	921	651	77, 266, 575	23, 794, 292	1, 839
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	829		70, 393, 456	20, 460, 861	1, 454
	模	負担水準0.8以上0.85未満 毎担水準0.75以上0.95末満	2	(	0	843	436	74, 513, 170	20, 566, 243	1, 670 724
	仅	負担水準0.75以上0.8未満 毎担水準0.7以上0.75大港	2	8		429 294			13, 379, 134	457
地	住	負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満	2	9	0			24, 167, 760	6, 303, 430	109
20	اللم	負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0	70 27			1, 891, 595 506, 808	46
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3	-	0	5		499, 588	104, 491	40
		負担水準0.5以上0.55未満	3		0	υ 9	0		9, 500	5 6
	用	負担水準0.45以上0.55未満	3		0	1	0		2, 212	1
	/14	負担水準0.4以上0.45未満	3		0	1	U	12, 140	2, 212	1
	地	負担水準0.35以上0.4未満	_	6	0					
1		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0					
		負担水準0.25以上0.3未満		8	0	1	0	19,052	2, 103	9
		負担水準0.2以上0.25未満	3	9	0	1	· ·	10,002	2, 100	2
	法	負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4	1	0					
					_	<b>!</b>	ł	<del>i</del>	<del>1</del>	l
	人		4	2	()					
	人	負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満	4	3	0					
	人)	負担水準0.05以上0.1未満	_		_	6, 988	5, 911	<sup>2</sup> 586, 010, 628	<sup>t</sup> 179, 117, 557	14, 240

地	表看	昏号					
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	8

#### 第58表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)		(千円)	筆 数 (筆)
	1	負担水準1.0以上	4	5	0	22, 150	1, 751	<sup>39</sup> 88, 073, 816	58, 715, 877	69 26, 303
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	24, 221	1,583	100, 861, 979	65, 882, 218	28, 107
	ńЛ	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	4, 851	336	31, 902, 455	19, 674, 840	5, 473
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	3, 341			19, 461, 524	3, 858
		負担水準0.8以上0.85未満	4		0	2, 431	231	35, 176, 873	19, 402, 265	2, 986
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5		0	1, 738			15, 781, 084	2, 197
		負担水準0.7以上0.75未満	5		0	866			11, 948, 848	1, 122
		負担水準0.65以上0.7未満	5	_	0	82		/ /	751, 125	110
		負担水準0.6以上0.65未満	5		0	28			79, 983	32
		負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0	9			27, 743	10
		負担水準0.5以上0.55未満	5	5	0	10			13, 961	14
		負担水準0. 45以上0. 5未満	5	6	0	3			9, 694	3
	地	負担水準0.4以上0.45未満	5	7	0	1	0	,	109	1
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0	1	Ü	511	103	1
宅	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0	3	0	8, 175	2, 150	3
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0	0	0	0,110	2, 100	0
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0					
	II	負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0					
		負担水準0.05未満	6	5	0					
	_							IC.	ぬ	
		計	6	6	0	59, 734	,			70, 219
		負担水準1.0以上	6	7	0	295				603
		負担水準0.95以上1.0未満			0	284		-, ,	2, 605, 716	744
		負担水準0.9以上0.95未満	_	9	0	115			2, 239, 108	218
		負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0	69			2, 168, 412	109
		負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0	96			3, 643, 680	226
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0	61			1, 219, 408	104
Ltfa.	.—	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0	43			1, 000, 819	69
地		負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0	3	0			4
	-	負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0	2	1	46, 757	20, 688	5
	ш	負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0	1	1	29, 852	12, 829	1
		負担水準0.5以上0.55未満	7	7	0					
		負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0	1	0	12, 826	3, 944	5
		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0					
		負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0					
		負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0	1	0	19, 046	4, 195	2
		負担水準0.2以上0.25未満	_	3	0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0					
		負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0					
		負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0					
	$\smile$	負担水準0.05未満	8	7	0					
		計	8	8	0	971	352	<sup>28</sup> , 533, 617	<sup>0</sup> 17, 091, 127	2,090



#### 第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	ļī	納税義務者	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		△ N	11	田	ク	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	商	負担水準0.7超	90	1	0	8, 992	2, 790	<sup>39</sup> 169, 593, 608	118, 715, 525	69 13, 713
	業	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	11, 335	2, 798	232, 565, 537	158, 899, 203	16, 644
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	4, 120			65, 991, 545	5, 505
	等	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	3, 377	558		63, 715, 614	4, 608
	_	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	1, 882	297		44, 496, 423	2, 622
	11-	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	598			21, 265, 593	846
	非	<b>負担水準0.4以上0.45未満</b>	0	7	0	81	6		1, 938, 282	110
	住	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	8	1	295, 915	131, 446	10
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	4	0	17, 601	6, 586	4
	用	負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	2	0	50, 717	16, 998	2
宅	地	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	1	0	1,827	501	1
	地	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0					
	•	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0					
	個	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0					
	人	負担水準0.05未満	1	5	0					
	()	計	1	6	0	30, 400	7, 280			44, 065
	商	負担水準0.7超	1	7	0	3, 082	11, 017	483, 287, 008	338, 300, 905	8, 153
	業	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	3, 458	10, 184		395, 180, 703	8, 812
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	1, 555	1, 573	215, 701, 448	130, 205, 020	3, 367
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	1, 282	1, 035		118, 732, 786	2,633
	等	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	883	688		106, 863, 961	2, 455
地	$\overline{}$	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	515		, ,	142, 899, 686	1, 094
	非	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	93		, ,	34, 886, 065	163
	住	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	10	18	23, 988, 616	10, 632, 233	47
	宅	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0					
	用	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	2	1	16, 883	5, 536	3
		負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0					
	地	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0					
	٠	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0					
	法	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0					
	人	負担水準0.05未満	3	1	0					
	$\odot$	計	3	2	0	10, 880	25, 178	<sup>5</sup> 2, 061, 406, 341	<sup>1</sup> , 277, 706, 895	26, 727

-96-

概調都一22



#### 第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
			行	番	무	納税義務者	地積。	決定価格	課税標準額	筆 数
				,		(人)	(←m²)	(千円)	(千円)	(筆)
宇	<b>.</b>	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3	3	0	107, 981	20, 195	<sup>39</sup> 1, 186, 743, 477	426, 997, 598	132, 909
	-	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	3	4	0	12, 074	13, 807	652, 880, 616	457, 016, 430	21, 866
掛	1	税負担据置のもの	3	5	0	208, 719		4, 257, 459, 177		
	_	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	3	6	0	25, 414	6, 393	1, 620, 651, 990	727, 571, 211	35, 780
計	L	負担水準0.2未満	3	7	0	0	0	0	0	0
р		計	3	8	0	354, 188	<sup>±</sup> 87, 881	<sup>2</sup> 7, 717, 735, 260	<sup>‡</sup> 3, 386, 627, 391	453, 603
	宅	負担水準0.7超	3	9	0	3, 336	2, 369	30, 324, 679		
	_	負担水準0.65以上0.7以下	4	0	0	1, 733	965	16, 312, 094		
	地	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0	333	196	2, 949, 146		
そ		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0	199	62	1, 122, 347	673, 408	
C	比	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	130	172	410, 194		
	淮	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0	52	55	527, 588		
		負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0	26	19	178, 106		
_	土	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0	42	42	206, 931	88, 300	
の	地	負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0	26	31	415, 592		35
	쁘	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0	13	13	75, 793		
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0	3	1	19, 255		5
	/	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0	1	2	2, 382	511	4
他	値	負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0	8	21	89, 215		18
	Д	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0	1	0	155	31	2
		負担水準0.05未満	5	3	0	1	0	638	128	1
		計	5	4	0	5, 904	3, 948	52, 634, 115	35, 850, 663	10, 740

-97-

概調都一23

地方公共団体コード表番号									
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 6	0		

#### 第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	<b>4</b> =	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Δ N	11	田	b	(人)	( ← m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	宅	負担水準0.7超	9 ()	1	0	745	3, 982	<sup>39</sup> 42, 687, 622	<sup>54</sup> 29, 881, 335	69 80 4, 441
	地	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	460	3, 088	52, 115, 815	35, 397, 575	3, 481
	쁘	負担水準0.6以上0.65未満	0	3		153	,	28, 879, 604		709
	比	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	69	593	31, 907, 685		640
	2/64-	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	55	193	19, 513, 313	11, 318, 246	641
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	19	106	16, 352, 321		56
	+	負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	13	146	192, 700	90, 403	23
		負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	16	34	1, 818, 730	782, 437	22
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	31	72	1, 824, 627	671, 253	76
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	18	49	1, 325, 396	429, 625	163
		負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	6	4	197, 195	56, 010	17
	法	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	5	46	1, 708, 457	378, 472	13
		負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0	4	29	327, 811	65, 562	10
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0	4	4	71, 381	14, 276	9
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	1	5	0	4	1	24, 414		6
		計	1	6	0	1,602	9, 122	198, 947, 071		10, 307
		負担水準1.0以上	1	7	0	49	11	18, 990		73
		負担水準0.95以上1.0未満	1	8	0	3	1	66	66	3
の	宅、	負担水準0.9以上0.95未満	1	9	0					
	D	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85去満	2		0					
		<b>東西水中○: ○</b>   ○    ○	2	1	0					
	地	負担水準0.75以上0.8未満	2	_	0					
	Al Al	負担水準0.7以上0.75未満	2	3	0	-		501	0.00	,
	/ /	負担水準0.65以上0.7未満	2		0	I	0	501	363	1
	比	負担水準0.6以上0.65未満	2	5	0					
	レレ	負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	2		0					
	$\sigma$		2	7	0					
他	2/44-	負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満	2	8	0					
TE	準	負担水準0.35以上0.4未満	3		0					
	١,	負担水準0.3以上0.35未満	3	1	0	6	1	3, 580	1, 344	Q
	Ⅰ. ±	負担水準0.25以上0.3未満	3	2	0	0	1	3, 000	1, 011	0
	土	負担水準0.2以上0.25未満	3	3	0					
		負担水準0. 15以上0. 2未満	3	4	0					
	+#	負担水準0.1以上0.15未満	3	5	0	1	0	395	79	1
	地工	負担水準0.05以上0.1未満	3	6	0	_				_
		負担水準0.05未満	3	7	0					
		計	3	8	0	60	13	23, 532	20, 842	86
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3	9	0	108, 030	20, 206		427, 016, 588	132, 982
_		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	4	0	0	16, 155	20, 158	725, 892, 917		32, 828
2	I.	税負担据置のもの	4	1	0	211, 398	52, 510			270, 750
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	4	2	0	26, 142	7, 987	, , ,	, ,	38, 112
計	ŀ	負担水準0.2未満	4	3	0	29	103	2, 224, 848	481, 785	64
		計	4	4	0	361, 754	100, 964	7, 969, 339, 978	3, 547, 099, 460	* 474, 736



#### 第61表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 兵庫県 市 町 村 名 神戸市

							(1)	(	(2)		(3)		(4)		(5)
		X	分	行	番	무	納税義務者	地	積	決定	歪価 格	課税	標準額	筆	数
			93	11	宙	ク	(人)		(千㎡)		(千円)		(千円)		(筆)
_	本貝	川による(価格の3分の2)	課税がなされたもの	90	1	0	12	24		39		54		69	80
般		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0						1			
			負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0							-		
市		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	0	4	0									
街	上		負担水準0.6以上0.7未満	0	5	0									
化	記		負担水準0.5以上0.6未満	0	6	0									
	以		負担水準0.4以上0.5未満	0	7	0									
区	外		負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0									
域			負担水準0.2以上0.3未満	0	9	0									
			負担水準0.1以上0.2未満	1	0	0									
農			負担水準0.1未満	1	1	0				Į.					
地			計	1	2	0	Ф 0	よ	0	6	C	) 9	0	る	(
	本貝	別による課税がなされたも	O	1	3	0									
_			負担水準0.9以上1.0未満	1	4	0									
介	Ŀ.		負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0									
			負担水準0.7以上0.8未満	1	6	0									
在	記		負担水準0.6以上0.7未満	1	7	0									
	п		負担水準0.5以上0.6未満	1	8	0									
##	El		負担水準0.4以上0.5未満	1	9	0									
農	以		負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0									
	ы		負担水準0.2以上0.3未満	2	1	0									
地	外		負担水準0.1以上0.2未満	2	2	0									
			負担水準0.1未満	2	3	0									
			計	2	4	0	0		0		C	)	0		(

-99-

概調都一25



#### 第61表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	行	番	号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1	ш	,,	(人)	( <b>千</b> m²)	(千円)	(千円)	(筆)
_	本則による課税がなされたもの	9 2	5	0	325	543	<sup>39</sup> 60, 762	60, 762	<sup>69</sup> 784
般	上 負担調整率1.025が適用されたもの	2	6	0	363	586	87, 364	85, 120	1, 298
	記 負担調整率1.05が適用されたもの	2	7	0	23	6	576	519	42
農	以 負担調整率1.075が適用されたもの	2	8	0	3	1	164	139	6
地	外   負担調整率1.10が適用されたもの	2	9	0	1	1	90	2	1
20	計	3	0	0	715	1, 137	148, 956	146, 542	2, 131
	本則による課税がなされたもの	3	1	0	325	543	60, 762	60, 762	784
合	上 負担調整率1.025が適用されたもの	3	2	0	363	586	87, 364	85, 120	1, 298
	記 負担調整率1.05が適用されたもの	3	3	0	23	6	576	519	42
	以 負担調整率1.075が適用されたもの	3	4	0	3	1	164	139	6
計	外   負担調整率1.10が適用されたもの	3	5	0	1	1	90	2	1
HI	計	3	6	0	715	n 1, 137	<sup>3</sup> 148, 956	146, 542	を 2,131

-100-

概調都一26

IV 償却資産に関する概要調書等報告書

地	方グ	:共区	]]体:	コー	表番号		
2	8	1	0	0	0	76	9

#### 第69表 納税義務者数に関する調

-101-

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)
個人・別 法人の別	区分	行者	番号	総	数		法定免税点以上のもの
		۰.		10	(イ) (人)	(口) (人)	(イ) - (ロ) (ハ) (人)
個	人	9	1 0	12	9, 741	7, 276	38 2, 465
法	人	0	2 0		27, 906	14, 734	13, 172
合	<b>*</b>	0	3 0		37, 647	22, 010	15, 637

地	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	7	0				

#### 第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

_							(	1)				(2)					(3)				(	(4)	
	種	類	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額(千円)	課税適用	果 税 標準の を受り	の特例	引規定	の ()	額 (イ)	の 以外	内のもの	訳 ) (ロ) (千円)
市町	構	<b>築</b> 物	90	1	0	12		297,	(千円) 779, 735	25		283		(千円) 5, 614	38		8,	122, 0	5	i1		275, 3	63 623, 576
村長	機械	及び装置	0	2	0			481,	732, 591			47	1, 24	0, 622			8,	146, 7	58			463, 0	93, 864
が価	船	<b>治</b> 舶	0	3	0			8,	159, 432			4	4, 90	1,870			3,	257, 5	61			1, 6	544, 309
格等	航	空機	0	4	0			2	441, 720				44	1,720					0			4	41, 720
を決	車両	及び運搬具	0	5	0			15, 2	230, 820			12	2, 60	6, 502			2,	615, 6	11			9, 9	990, 891
定	工具,	器具及び備品	0	6	0			201,	025, 886			199	9, 542	2, 279			5,	236, 4	.88			194, 3	305, 791
した	調	整額	0	7	0				0					0									
もの	小	計 (ハ)	0	8	0		1,	004, 3	370, 184			972	2, 17	8, 607			27,	378, 4	56			944, 8	300, 151
法十 第九	定し,	豆が価格等を決 配分したもの	0	9	0			333, 9	907, 813			287	7, 692	2, 135									
三条	道府県外決定し,	知事が価格等を 配分したもの	1	0	0			37, 7	726, 996			35	5, 19	6, 880									
百関八係	小	計 (二)	1	1	0			371, 6	634, 809			322	2, 889	9, 015									
		の規定により道府 と決定したもの(ホ)	1	2	0				0					0									
合計	(ハ) +	(二) + (ホ)	1	3	0		1,	376, 0	004, 993			1, 295	5, 06	7, 622									
同内	市町	村 分 の 額	1	4	0							1, 295	5, 06	7, 622									
上訳	道府	県 分 の 額	1	5	0																		

地	方グ	类区	]体:	ュー	ド	表都	爭号
2	8	1	0	0	0	7	1

### 第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

								(	1)				(2)				(3)					(4)	
							決	定	価	格	課	税	標	準	額	課細報無	税	標	準定の	額	の	内	訳
	種	類		行	番	号	1/	Æ	ТШ		环	1元	1示			課税標 適用を	受ける	す例規	ル (イ)	(イ)	以外	のもの	(口)
			-	0			12			(千円)	25				(千円)	38		(	千円)	51			(千円)
市町	構	築	物	0	1	0	12		5,	950, 901	23			5, 95	0, 901	30				31		5, 9	50, 901
村 長	機械	及び	装 置	0	2	0			4,	273, 816				4, 27	3, 816							4, 2	73, 816
が価	舟	r, D	舶	0	3	0			:	290, 656				14	6, 830			143	8, 825				3, 005
格等	航	空	機	0	4	0				0					0								0
を	車 両	及び道	重搬 具	0	5	0				13, 301				1	3, 301								13, 301
決定	工具,	器具及	び備品	0	6	0			3,	721, 689				3, 72	1, 689							3, 7	21, 689
した	調	整	額	0	7	0				0					0								0
もの	/]	\	計 (ハ)	0	8	0			14,	250, 363			1	4, 10	6, 537			143	3, 825			13, 9	62, 712
法十 第九	総務大 定し,	臣が価村 配分し	各等を決 たもの	0	9	0																	
三条	道府県	知事が作	価格等を したもの	1	0	0													_				
百関 八係	/]	\	計 (二)	1	1	0				0					0								
法第74 県知事	3条第1項 が価格等る	の規定に を決定した	こより道府 たもの(ホ)	1	2	0																	
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	3	0			14,	250, 363			1	4, 10	6, 537								
同内	市町	村 分	の額	1	4	0							1	4, 10	6, 537								
上訳	道府	県 分	の額	1	5	0																	

地	方グ	〉共[	]体:	コー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7	2

#### 第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								(	1)				(2)			(3)		(4		
	種	類		行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定 適用を受けるもの(イ	0 (2)	の以外の	内りもの	訳 (口)
						_				(千円)					(千円)	(千)	])			(千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		291,	828, 834	25		277	7, 49	4, 713	8, 122, 0	8 51		269, 3	72,675
村 長	機械	及び	装 置	0	2	0			477,	458, 775			466	6, 96	6, 806	8, 146, 7	8		458, 8	20, 048
が価	船		舟白	0	3	0			7,	868, 776			4	4, 75	5, 040	3, 113, 7	66		1, 6	41, 304
格等	航	空	機	0	4	0				441, 720				44	1, 720		0		4	41, 720
を	車両及	及び追	重搬 具	0	5	0			15,	217, 519			12	2, 59	3, 201	2, 615, 6	1		9, 9	77, 590
決定	工具,	器具及	び備品	0	6	0			197,	304, 197			195	5, 820	0, 590	5, 236, 4	8		190, 5	84, 102
した	調	整	額	0	7	0				0					0					0
もの	小	言	計 (ハ)	0	8	0			990,	119, 821			958	8, 07	2, 070	27, 234, 6	1		930, 8	37, 439
法十 第九	総務大臣 定し,	豆が 価* 配 分 し	各等を決 たもの	0	9	0			333,	907, 813			287	7, 69	2, 135					
三条	道府県5決定し,	口事が信 配分し	西格等を したもの	1	0	0			37,	726, 996			35	5, 19	6, 880					
百関 八係	小	3	<b>汁</b> (二)	1	1	0			371,	634, 809			322	2, 889	9, 015					
	3条第1項の が価格等を			1	2	0														
合計	( / ) +	(=)	+ (ホ)	1	3	0		1,	, 361,	754, 630			1, 280	0, 96	1, 085					
同内	市町	村 分	の額	1	4	0							1, 280	0, 96	1, 085					
上訳	道府	県 分	の額	1	5	0														

地	方グ	共区	]]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	3

#### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
					決	定 価 格		標 準 <u>(B)</u>		税標準額	決定価格		標 準 <u>(B)</u>	課税標準額
		区 分	行	番 号				例 率 (C)	(A)	$\times$ (B) (D)			例 率 (C)	$(A) \times \underline{(B)} \qquad (D)$
						(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千円)	(A) (千円)		(C)	(C) (千円)
	第 1 項	(送電用資産・電気事業用)	90	1 0	12		25 1	3	29		42	55 2	57	59 71
法		(変電所・電気事業用)	0	2 0			3	4				3	5	
	第 2 項	(新線構築物)	0	3 0		6, 398, 370	1	3		2, 132, 790		2	3	
fatra		(新線立体交差化施設)	0	4 0			1	6				1	3	
第	第3項	(ガス事業用資産)	0	5 . 0		84, 061	1	3		28, 020	113, 660	2	3	75, 774
	第 4 項	(農業協同組合等共同利用設備)	0	6 0			1	2						
三	第 5 項	(外航船舶)	0	7 0			1	10				1	6	
_		(準外航船舶)	0	8 . 0			1	4						
	第 6 項	(内航船舶)	0	9 0		6, 515, 123	1	2		3, 257, 561				
百	第7項	(国際路線用航空機)	1	0 0			1	5				2	15	
			1	1 0			1	10						
	第 8 項	(離島路線用航空機)		2 0			1	3				2	3	
兀		(小型離島航空機)	1	3 0			1	4				1	2	
	第 9 項	(日本放送協会)	1	4 0		1, 409, 392	1	2		704, 696				
+	第10項	(日本原子力開発機構)	1	5 0			1	3				2	3	
'		(新幹線に係る鉄軌道用資産)	1	6 0			1	6				1	3	
	第13項	①(青函・本四 鉄道施設)	1	7 0			1	6						
九		②(青函·本四 新線構築物)		8 : 0			1	18				1	9	
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)		9 0			1	36				1	18	
h		④(青函・本四 変・送電用資産)	2	0 0			1	8				3	20	
条				1 0			1	12				1	10	
	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)		2 0			1	6				1	3	
$\mathcal{O}$			2	3 0			2	3				5	6	
~		(宇宙航空研究開発機構)	2	4 0		13, 604	1	3		4, 535		2	3	
		(海洋研究開発機構)		5 0			1	3				2		
三		(熱供給事業用資産)		6 0		344, 666	1	3		114, 889	1, 090, 073	2	3	726, 715
		(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)		7 0		<u>-</u>	2					4	5	
	第 19 項	(水資源機構)	2	8 0			1	2				3	4	

-105-

	地	方公	共区	]体:	コー	ド	表看	番号
1	2	8	1	0	0	0	7	3

#### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
				決定価格	課税	標 準 <u>(B)</u>	課税標準額	決定価格	課 税	. 標 準 <u>(B)</u>	課税標準額
		区 分	行番号		の特	例 率 (C)	$(A) \times \overline{(B)} \qquad (D)$		の特	· 例 率 (C)	$(V) \times \overline{(B)} $ $(D)$
				(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
法	第 20 項	①(特定地方交通線)	9 9 0	12	<sup>25</sup> 1	27 4	29	42	55	57	59 71
123		②(新線構築物)	3 0 0		1	12			1	6	
第		③(新線立体交差化施設)	3 1 0		1	24			1	12	
717		④(河川事業鉄軌道用資産)	3 2 0		1	24			1	12	
_			3 3 0		1	6			5		
三		⑤(変・送電用資産)	3 4 0		3	16			9		
			3 5 0		1	8			3	·	
百		(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3 6 0	526, 556	1	3	175, 519	110	2	3	73
		(科学技術振興機構)	3 7 0	99, 412	1	2	49, 706				
四	第 23 項	(農業・食品産業技術総合研究機構)	3 8 0		1	3			2	3	
	teta er		3 9 0		1	6					
+		(関西国際空港㈱)	4 0 0		1	2					
		(特定鉄道路線構築物)	4 1 0		1	4			1	2	
九	第 26 項	(信用協同組合等)	4 2 0		3	5			56	100	
	<i>b</i> . =		4 3 0		58	100					
条	第 28 項	(変・送電用資産(鉄道事業用))	4 4 0		3	4			9		
//	<i>bb</i> . ~	/ I I I = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 5 0		1	2		779, 811	3	5	467, 886
D	第 29 項	(中部国際空港)	4 6 0		1	2					
0)			4 7 0		1	3			2		
=		(社会保険診療報酬基金)	4 8 0		1	6			1	3	
=	第32項	(自動車安全運転センター)	4 9 0		1	6			1	3	
1	第 33 項	(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	5 0 0		1	2					

-106-

概調償一7

地	方グ	共区	]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	3

#### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区分	行	番	号	決 定 f(A)	<ul><li>話格</li><li>(千円)</li></ul>		標準(B) 例率(C) (C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円	決 定 価 格 (A)(千円)		標準 <u>(B)</u> 例率(C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
	旧第12項 (新造車両)	9 5	1	0	12		25 1	27	29	42	55	57	59 71
法	旧第13項(立体交差化施設)	5	2	0			_	-					
t)	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	5	3	0		3,824	1	2	1, 912				
	旧第21項 (車庫構築物)		4				1	2			3	4	
第	(車庫構築物・立体交差化施設)		5				1	6			1	3	
	旧第25項(住宅・都市整備公団)		6				1	2			1	3	
_条	旧第25項(日本電気計器検定所)		7				1	3			1	6	
三	旧第26項(日本消防検定協会)		8 9				1	3			1	6	
	The second secon		0				1	2			_		
百	旧第27項(小型船舶検査機構)	6	1	0			1	3			1	6	
			2				1	2					
	旧第28項(軽自動車検査協会)		3		:	27, 711	1	3	9, 237		1	6	5
匹			4			362	1	2	181				
124	旧第32項(雪崩・落石等対策設備)		5				3	4			2	3	
=	四份00萬(京尺书2月春梅人)	_	6				5	6			1	0	
+	旧第32項(高圧ガス保安協会)	_	7				1	3			1	6	
'	旧签94页 (去纳拉兴曼红光效田次文)		8				1	2			1	0	
	旧第34項(有線放送電話業務用資産)		9				1	6			1	2	
	<u></u> 화				15 4	23 081		- -	6 470 046	1 083 689	_	_	1 270 452
	合計		1		15, 42	23, 081	-	_	6, 479, 046	1, 983, 682	_	-	1, 270, 45

-107-

:	地	表番号						
2		8	1	0	0	0	7	4

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8	
					決定価格		標 準 (B)	課税標準額	決定価格		. 標 準 (B)	課税標	
	区 分	行	番	号			例 率 (C)	$(A) \times \overline{(B)} \qquad (D)$			· 例 率 (C)		
					(A) (千円)		(C)	(C) (千円)			(C)	,	C) (千円)
	第 1 項(外国貿易用コンテナー)	90	1	0	6, 196, 814	<sup>25</sup> 4	<sup>27</sup> 5	4, 957, 452	42	55	57	59	71
	第 2 項 (倉庫等)	0	2	0		1	2		309, 057	3	4		231, 793
2/4-	2N = 2N OB/1 47		3			5	6		,	7			,
法	第 3 項 (公共の危害防止施設等)		4		11, 437, 847	1	6	1, 906, 307	1, 436, 696	1	3		478, 899
			5		115, 966	2	3	•		1	2		· ·
			6			3	4						
附	第 4 項 (公害防止設備)	0	7	0		1	3			2	3		
1-11		0	8	0	21, 828	1	2	10, 914		3	4		
	第 5 項 (公共危害防止構築物)		9			1	3			1	2		
			0			3	5						
則	第 6 項 (公害防止優良更新施設)		1			1	2			2	3		
	第 7 項 (産業廃棄物焼却施設等)		2		73, 271	2	3	48, 848		5	6		
	第 8 項(国内路線用航空機)		3			2	3			1	2		
	第10項(緑化施設)		4			1	2			1	3		
第	第 11 項(鉄道駅の耐震補強工事)		5			2	3						
	第13項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)		6			1	2			3	5		
	第14項 (沖縄電力㈱)		7			2	3						
	(沖縄電力㈱ 変・送電用資産)		8			2	9			4	9		
+			9			2	5			1	2		
	第 15 項(廃棄物再生処理用機械設備)		0			2	3			3	4		
			1			4	5				_		
_	第 16 項(大規模地震防災応急対策用資産)		2			2	3			4	5		
五.	here a set ( ) I to de Ne Maler ( ) - dec Marta		3			3	4						
	第17項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)		4		1 544 050	1	2			0	0		
	第 18 項(高度テレビジョン放送施設)		5		1, 544, 859	3	4	, ,		2	3		
条	<b>第 10 15 (片世紀加 1 老烟排放乳件)</b>		6		70.050	1	2		0.40, 0.20	4	_		104 605
米	第 19 項 (広帯域加入者網構築設備)		7 8		79, 350	3	3	52, 900	243, 369	4	5		194, 695
	第 20 項(電気通信信頼性向上設備)		9			3	4		229, 737	4	5		183, 789
	为 40 农 (电X)进行信积性的上放调/		0		564, 261	5			229, 131	4	5		100, 109
		J	U	U	504, 201	i O	0	410, 210					

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	7	4

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係つづき)

都道府	守 県 名	兵庫県
市町	村 名	神戸市

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
					決定価格	課税	標 準 (B)	課程	税標準額	決定価格			課税標準額
	区 分	行	番	号		の特	例 率 (C)	(A)	$\times$ (B) (D)		の特	例 率 (C)	$(A) \times (B) $ $(D)$
					(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
法	第 21 項(有線テレビジョン放送施設)	3	1	0	12	3	4	29		42	55 7	8	59 /1
附		3	2	0		4	5						
	第22項(雨水貯留浸透施設)	3	3	0		1	2						
則	第23項(地方卸売市場)	3	4	0		1	2				2	3	
第	第24項(電気動力源自動車用設備)	3	5	0		2	3						
	第 25 項(鉄道駅総合改善事業)	3	6	0	93, 582	3	4		70, 187				
1 +	第26項(国際船舶)	3	7	0		1	15						
五.	第 27 項 (離島航路事業用内航船舶(349条の3⑥との連乗後))	3	8	0		1	3				1	6	
条	第 28 項(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	3	9	0		2	3				3	4	
木	合 計	4	0	0	20, 127, 778	_	-		8, 752, 781	2, 218, 859	-	-	1, 089, 176

-109-

概調償一10

地	地方公共団体コード											
2	8	1	0	0	0	7	8 5					

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(1)		(2)	(3)			(4)			(5)	(6)	(7)			(8)	
						決	定值	<b>斯格</b>		[ 標 準 (B)				額	決	定価格		色標準(B)				į
		区 分	行	番 -	号				の特	序例率(C)	(A)	×		(D)			の特	f 例 率 (C)	(A)	$\times$ _		
							(A)	(千円)		(C)			(C) (=	千円)		(A) (千円		(C)			(C) (千F	
	第 29 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	90	1	0	12			25	27	29				42		55	57	59			71
		②(新線構築物)	0	2	0				1		3						1	3				
法		③(立体交差化施設)		3						12								1 6				
		④(河川事業鉄軌道用資産)		4						12								1 6				
				5					1		3							5 12				
附		⑤(雪崩・落石等対策設備)		6					ć		3							1 3				
			0	7	0					5 12	2											
		⑥(変・送電用資産)	0	8	0				Ş	3 8	3						(	9 20				П
則			0	9	0				]	4	1						:	3 10				
	第30項	(鉄道車両安全向上設備)	1	0	0				]	4	2						]	4				
	第31項	(牛処理衛生設備)		1					]		2											
第				2					]		2						4	2 3				
		(バリアフリー化改良工事)	_	3					4	2 (	3											
				4					]	4												
+		(貨物鉄道に対する貸付資産)		5					]		3						2	2 3				
		(公共荷さばき施設)		6					]		2											
		(一般廃棄物処理施設)		7					]		2						]	4				_
五		(新造車両)		8			5, 0	48, 646	]		2		2, 524,	323								
		(PFI公共施設)		9				2 100		2				004								
I		(都市利便施設)		0	_			6, 408		-	2			204								
条		(ICカードを利用するための機械)		1				19, 893	3		ł l		14,	920			4	1 5				
				2							3											
		(国立大学校舎)		3					-		2											
	<b>弗 44 埧</b>	(スーパー中枢港湾)	7	4	U					1	2											

-110-

地	地方公共団体コード												
2	8	1	0	0	0	7	5 5						

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
				決	定価格		说標準(B)		税 標 準 額	決定価格		標 準 <u>(B)</u>		準 額
	区 分	行 番	号				寺 例 率 (C)	(A)				例 率 (C)	$(A) \times (B)$	(D)
					(A) (千)		(C)		(C) (千円)		(B)	(C)	(C)	(千円)
	第 45 項(都市鉄道利便増進施設)	9 2 5	0	12		25	2 27 3	29		42	55	57	59	71
	第 46 項(次世代通信網構築設備)	2 6	0				3 4			546, 264	4	5	4	37, 011
法	第 47 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	2 7	0				1 2				3	5		
	第 48 項(テレワーク電気通信設備)	2 8	0				2 3							
	第 49 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	2 9	0		1, 354, 00	)5	1 2		677, 002					
17.44	第50項(日本電気計器検定所)	3 0	0				2 3							
附	第51項(日本消防検定協会)	3 1	0				2 3							
	第 52 項 (小型船舶検査機構)	3 2	0				2 3							
	第53項(軽自動車検査協会)	3 3	0		3, 1	.3	2 3		2,075					
則	第 54 項(鉄道再生事業)	3 4	0				1 4	:						
	第 55 項(鉄道事業再構築事業)	3 5	0				1 4							
	第56項 (バイオ燃料製造設備)	3 6	0				1 2	1						
h-h-	第 57 項(能楽堂)	3 7	0				1 2							
第	第 58 項(LGWAN-ASP専用設備)	3 8	0				2 3							
	第59項(事業用太陽光発電設備)	3 9	0				2 3							
	旧第1項(農山漁村電気施設)	4 0					2 3							
+	旧第3項(特定自転車駐車場)	4 1	0				2 3							
	旧第10項(特定駐車場)	4 2					5 6	i			7	8		
	旧第12項(地域エネルギー利用施設)	4 3	0		15, 94	19	5 6	i	13, 291		7	8		
	旧第13項(救急医療用機器)	4 4	0		5, 30	)2	5 6	i	4, 418					
五	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	4 5	0				3 5				1	2		
	旧第15項(地方卸売市場)	4 6					4 5				3	4		
	旧第15項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	4 7			6, 507, 33	.6	1 2		3, 253, 658	1, 263, 309	1	5	2	52,662
条	旧第15項(老人保健施設)	4 8			1'	1	5 6	i	142	95, 129	7	8		83, 238
''	旧第17項①(立体交差化施設)	4 9	0				1 6							
	②(旧交納付金法附則第19項)	5 0	0											
	③(旧交納付金法附則第20項)	5 1	0											

-111-

地	方グ	共民	]]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

						(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
					決	定価格	課税			税標準額	決定価格	課 税		課税標	準 額
	区 分	行	番 -	号			の特	例 率 (C)	(A)	$\times$ (B) (D)		の特	例 率 (C)	$(A) \times (B)$	(D)
						(A) (千円)	(B)	(C)		(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C)	(千円)
	旧第18項(遺伝子組換え技術等に係る公共危害防止設備)	<sup>9</sup> 5	2	0	12	44, 769	25 5	6	29	37, 307	3, 250	<sup>55</sup> 3	57 4	59	2,437
法	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	5	3	0		4, 605, 307	1	2		2, 302, 653					
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	5	4	0			2	3							
附	旧第21項(共同研究施設)	5	5	0			1	2				3	4		
	旧第26項(電線類の地中化設備)	5	6	0		4, 381	9	10		3, 943		7	8		
則	旧第27項(脱特定物質対応設備)	5	7	0			5	6							
V.1	旧第28項(新世代通信網構築設備)	5	8	0		93, 764	3	4		70, 323		4	5		
第	旧第28項(障害発生防止電気通信設備)	5	9	0			5	6							
舟	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	6	0	0			_	-							
	旧第35項(生物系特定産業技術研究推進機構)		1				2	3							
十	旧第35項(不正アクセス防止設備)	6	2	0			4	5							
	旧第36項(物品製造・鉱物掘採事業用資産)	6	3	0			9	10							
五.	旧第45項(雲仙岳噴火災害に係る代替鉄道事業用資産)		4				2	3							
	旧第45項(地下駅火災対策)	6	5	0		27, 387	2	3		18, 258					
条	旧第46項(地下浸水対策)	6	6	0			2	3				1	2		
木	旧第49項(特定特殊自動車)	6	7	0		172, 270	1	2		86, 135					
	合 計	6	8	0		17, 908, 681	_	_		9, 011, 652	1, 907, 952	_	-	7	775, 348

-112-

地方公共団体コード 表番号 <sup>1</sup>2 8 1 0 0 0

# 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

都道府県名 兵庫県 神戸市 市町村名

							(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
							決定価格		標 準 (B)			決定価格		標 準 <u>(B)</u>	課 税 標 準 額
		Σ	分	行	番号	号			例 率 (C)	(A)	$\times$ (B) (D)			例 率 (C)	$(A) \times \overline{(B)}$ $(D)$
							(A) (千円)		(C)		(C) (千円)	(A) (千円)		(C)	(C) (千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	90	1	0	12	<sup>25</sup> 1	3	29		42	55	57	59 71
法			①(三島特例)	0	2	0		1	2						
			②(新線構築物)		3			1	6				1	3	
附		三条	③(新線立体交差化施設)		4			1	12				1	6	
		島	④(新造車両)	_	5	_		1	4						
則	第	の 特	⑤(新幹線鉄軌道用資産)		6			1	12				1	6	
			⑥(青函・本四 鉄道施設)	0	7	0		1	12						
第		例三	⑦(青函・本四 新線構築物)	0	8	0		1	36				1	18	
		と各	⑧(青函・本四 新線立体交差化)	0	9	0		1	72				1	36	
+	2	法	⑨(青函・本四 変・送電用資産)	1	0	0		1	16				1	24	
	4	項		1	1	0		3	40				1	20	
五.		第	⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	2	0		1	6				1	3	
		三と		1	3	0		1	12				5	12	
条		百の	⑪(車庫構築物)	1	4	0		1	4				3	8	
	項		⑫(車庫構築物・立体交差化施設)	1	5	0		1	12				1	6	
0)		四連	⑬(雪崩・落石等対策設備)		6			3	8				1	3	
		+			7			5	12						
_		九乗	⑭(変・送電用資産)		8			1	4				3	8	
		70		1	9	0		9	20				3	10	
法五		1 項	①(承継特例)	2	0	0		3	5						
附多	承	と旧金 三交法連	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		1			-	_						
	特	:二父伝 ー :島納と <sub>垂</sub>	③(三島特例)		2			3	10						
第一		ーへに ・島納と ・付の	④ (三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		3			-	_						
十三	第	2 項 (基	盤整備事業)		4			-	_						
			第12項 (三宅村特例)	_	5	_	·	1	2						
			第15項 (能登半島地震特例)		6	_	·	1	2						
法附具	則第·	十六条の	二 第17項 (新潟県中越沖地震特例)		7		·	1	2						
			旧第11項 (立体交差化施設)		8			1	3						
			旧第14項 (新潟県中越地震特例)		9			1	2						
		台	<b>計</b>	3	0	0	0	-	_		0	0	-	-	0

地	方グ	、共 🖯	]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	8

#### 第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

			(1)	(2)
区 分	行 番	子 号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	90 1	. 0	22, 010	<sup>21</sup> 8, 726, 252
150 万以上 160 万円未満のもの	90 2	0	12 377	<sup>21</sup> 584, 647
160 万以上 170 万円未満のもの	90 3	0	352	<sup>33</sup> 580, 345
170 万以上 180 万円未満のもの	90 4	0	326	<sup>33</sup> 570, 188
180 万以上 190 万円未満のもの	9 5	0	329	<sup>21</sup> 609, 185
190 万以上 200 万円未満のもの	90 6	0	316	21 616, 753
200 万以上 250 万円未満のもの	90 7	0	1, 289	21 2, 886, 306 2, 886, 306
250 万以上300 万円未満のもの	90 8	0	993	21 33 2, 722, 686
300 万以上1,000 万円未満のもの	90 9	0	5, 587	<sup>21</sup> 30, 932, 31 <sup>33</sup>
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 0	0	2, 232	<sup>21</sup> 31, 606, 961
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 1	. 0	990	24, 104, 469 24, 104, 469
3,000 万以上1億円未満のもの	<sup>9</sup> 1 2	0	1, 649	<sup>21</sup> 88, 790, 238
1 億 円 以 上 の も の	<sup>9</sup> 1 3	0	1, 197	1, 111, 063, 525
計	<sup>9</sup> 1 4	0	37, 647	1, 303, 793, 87 <sup>33</sup>
法第389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1 5	0	12 185	<sup>21</sup> 287, 710, 97 <sup>3</sup> 1
の 条 関 係 知事配分分	<sup>9</sup> 1 6	0	4	<sup>33</sup> 35, 196, 880
訳 法第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7	0	12	21 33

地	方グ	共民	]]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	9

#### 第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

			(1)	(2)
区 分	行 番	号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	90 1	0	7, 276	2,971,299
150 万以上 160 万円未満のもの	<sup>9</sup> 0 2	0	112	<sup>33</sup> 173, 651
160 万以上 170 万円未満のもの	<sup>9</sup> 0 3	0	12 99	163, 571
170 万以上 180 万円未満のもの	90 4	0	93	<sup>33</sup> 162, 549
180 万以上 190 万円未満のもの	<sup>9</sup> 0 5	0	12 82	<sup>33</sup> 151, 906
190 万以上 200 万円未満のもの	90 6	0	91	<sup>33</sup> 177, 430
200 万以上 250 万円未満のもの	90 7	0	349	<sup>33</sup> 781, 401
250 万以上300万円未満のもの	90 8	0	268	<sup>33</sup> 737, 359
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9	0	1, 046	5, 548, 130
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 0	0	227	3, 148, 051
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 1	0	63	1,524,493
3,000 万以上1億円未満のもの	<sup>9</sup> 1 2	0	33	1, 298, 044
1 億 円 以 上 の も の	<sup>9</sup> 1 3	0	12 2	239, 952 239, 952
計	<sup>9</sup> 1 4	0	9, 741	<sup>33</sup> 17, 077, 836
計 法第 389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1 5	0	12	21 33
の条関係知事配分分	<sup>9</sup> 1 6	0	12	21 33
	<sup>9</sup> 1 7	0	12	21 33

地	方グ	共民	]]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	0

#### 第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

150 万以上 160 万円未満のもの 0 2 0 12 265 21 410,99元 160 万以上 170 万円未満のもの 0 3 0 12 253 21 416,77元 170 万以上 180 万円未満のもの 0 4 0 12 233 21 407,63元 180 万以上 190 万円未満のもの 0 5 0 0 12 233 21 457,27元 190 万以上 200 万円未満のもの 0 6 0 12 247 21 457,27元 190 万以上 250 万円未満のもの 0 7 0 12 247 21 255 21 439,32元 200 万以上 250 万円未満のもの 0 7 0 12 940 21 2,104,90元 250 万以上 300 万円未満のもの 0 8 0 12 72 725 21 1,985,32元 300 万以上 1,000 万円未満のもの 0 8 0 12 72 25 21 1,985,32元 300 万以上 1,000 万円未満のもの 0 9 0 12 4,541 21 25,384,18元 1,000 万以上 3,000 万円未満のもの 0 1 0 0 12 2,005 21 28,458,91元 2,000 万以上 1,000 万円未満のもの 0 1 1 0 12 927 21 22,579,97元 3,000 万以上 1 億円 未満のもの 0 1 2 0 12 1,016 21 87,492,19元 1 億円 以上 のもの 0 1 3 0 12 1,195 21 1,110,823,57元 計					(1)	(2)
150 万以上 160 万円未満のもの	区 分	行	番	号	納 税 義 務 者 数 ( 人 )	課税標準額(千円)
160 万以上170 万円未満のもの	150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	14, 734	<sup>21</sup> 5, 754, 95 <sup>33</sup>
170 万以上 180 万円未満のもの 90 4 0 12 233 21 407,638 180 万以上 190 万円未満のもの 90 5 0 12 247 21 457,278 190 万以上 200 万円未満のもの 90 6 0 12 225 31 439,328 200 万以上 250 万円未満のもの 90 7 0 12 940 21 2,104,908 250 万以上 300 万円未満のもの 90 8 0 12 725 21 1,985,328 300 万以上 1,000 万円未満のもの 90 9 0 12 4,541 31 25,384,188 1,000 万以上 2,000 万円未満のもの 91 0 0 12 2,005 21 28,458,918 2,000 万以上 1,000 万円未満のもの 91 1 0 0 12 927 21 22,579,978 3,000 万以上 1 億円未満のもの 91 2 0 12 1,616 21 87,492,198 1 億円以上のもの 91 3 0 12 1,195 21 1,110,823,578 計 法第 389 大臣配分分 91 5 0 12 185 21 287,710,978 3,5196,888	150 万以上 160 万円未満のもの	90	2	0	12 265	<sup>21</sup> 410, 99 <sup>33</sup>
180 万以上 190 万円未満のもの	160 万以上170 万円未満のもの	90	3	0	12 253	<sup>21</sup> 416, 77 <sup>3</sup> 4
190 万以上 200 万円未満のもの 90 6 0 12 225 21 439, 32 22 25 21 439, 32 200 万以上 250 万円未満のもの 90 7 0 12 940 21 2, 104, 90 20 250 万以上 300 万円未満のもの 90 8 0 12 725 21 1, 985, 32 20 300 万以上 1,000 万円未満のもの 90 9 0 12 4, 541 21 25, 384, 18 21,000 万円未満のもの 91 0 0 12 2,005 21 28, 458, 91 20 2,000 万以上 3,000 万円未満のもの 91 1 0 0 12 927 21 22, 579, 97 20 3,000 万以上 1 億円未満のもの 91 2 0 12 1, 616 21 87, 492, 19 20 12 1, 110, 823, 57 3 1 1 億円以上のもの 91 3 0 12 1, 195 21 1, 110, 823, 57 3 1 1, 286, 716, 03 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	12 233	407, 638
190 万以上 200 万円未満のもの	180 万以上190 万円未満のもの	90	5	0	12 247	<sup>21</sup> 457, 27 <sup>3</sup>
250 万以上 300 万円未満のもの 90 8 0 12 725 21 1,985,322 300 万以上 1,000 万円未満のもの 90 9 0 12 4,541 21 25,384,183 1,000 万以上 2,000 万円未満のもの 91 0 0 12 2,005 21 28,458,913 2,000 万以上 3,000 万円未満のもの 91 1 0 12 927 21 22,579,978 3,000 万以上 1億円未満のもの 91 2 0 12 1,616 21 87,492,193 1 1,110,823,573 計	190 万以上 200 万円未満のもの	90	6	0	12 225	<sup>21</sup> 439, 32 <sup>3</sup> 3
300 万以上1,000 万円未満のもの 90 9 0 12 4,541 21 25,384,188 1,000 万以上2,000 万円未満のもの 91 0 0 12 2,005 21 28,458,918 2,000 万以上3,000 万円未満のもの 91 1 0 0 12 927 21 22,579,978 3,000 万以上1億円未満のもの 91 2 0 12 1,616 21 87,492,193 1,110,823,573 計 4 0 12 27,906 21 1,195 21 1,110,823,573 1,110,823,573 27,906 21 1,286,716,038 27,906 21 35,196,888 28	200 万以上 250 万円未満のもの	90	7	0		
300 万以上1,000 万円未満のもの 0 9 0 1       0 9 0 4,541       25,384,186         1,000 万以上2,000 万円未満のもの 91 0 0 12       2,005 21       28,458,916         2,000 万以上3,000 万円未満のもの 91 1 0 0 12       927 21       22,579,976         3,000 万以上1億円未満のもの 91 2 0 12       1,616 21       87,492,193         1 億円以上のもの 5 0 1 3 0 12       1,110,823,573         計 次原 389 条 関係 知事配分分 91 6 0 12       大臣配分分 1 5 0 12       185 21       287,710,971         知事配分分 91 6 0 12       4 21       35,196,883	250 万以上300万円未満のもの	90	8	0	725	$1,985,32^{33}$
2,000 万以上3,000 万円未満のもの 91 1 0 12       927 21       22,579,976         3,000 万以上1億円未満のもの 91 2 0 12       1,616 21       87,492,193         1 億円以上のもの 91 3 0 12       1,110,823,573         計 3 0 12       1,195 21       1,110,823,573         計 5 9 4 9 所       1 4 0 12       27,906 21       1,286,716,038         計 5 9 条 関係 知事配分分 91 6 0 12       1 6 0 12       4 21       35,196,886	300 万以上1,000 万円未満のもの	90	9	0	12 4, 541	<sup>21</sup> 25, 384, 18 <sup>3</sup>
3,000 万以上1億円未満のもの 91 2 0 12     1,616 21     87,492,193       1 億円以上のもの 91 3 0 12     1,195 21     1,110,823,573       計	1,000 万以上2,000 万円未満のもの	91	0	0		
1 億円以上のもの     91 3 0 12     1,119 21     1,110,823,573       計     91 4 0 12     27,906 21     1,286,716,038       計の内     大臣配分分 91 5 0 12     185 21     287,710,971       知事配分分 91 6 0 12     4 21     35,196,886	2,000 万以上3,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1	1	0	927	<sup>21</sup> 22, 579, 97 <sup>33</sup>
1 億円以上のもの1 3 0     1,110,823,573       計     9 1 4 0 12     27,906 21     1,286,716,038       計の内     大臣配分分 9 1 5 0 12     185 21     287,710,971       公内     知事配分分 9 1 6 0 12     4 21     35,196,886	3,000 万以上1億円未満のもの	91	2	0	1, 616	<sup>21</sup> 87, 492, 19 <sup>33</sup>
計     1     4     0     27,906     1,286,716,038       計の内     大臣配分分 91 5 0 12     185 21     287,710,971       公内内     知事配分分 91 6 0 12     4 21     35,196,880	1 億 円 以 上 の も の	91	3	0	1, 195	1, 110, 823, 573
計の内内     大臣配分分 1 5 0     185     287,710,971       カ事配分分 1 6 0 12     4 21     35,196,880	計	91	4	0	27, 906	1, 286, 716, 038
の	伝 第 309	91	5	0	185	21 287, 710, 971
	の条関係知事配分分	91	6	0	12 4	<sup>33</sup> 35, 196, 880
		91	7	0	12	21 33

V
市町村交付金に関する概要調書等報告書

ţ	也	表番号						
2		8	1	0	0	0	78	9

## 平成21年度 市町村交付金の交付額等に関する調

都	道府	県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		<b></b>				(1)	(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)				(8)
								玉			•			<u>J.</u>	産		
						ŕ				(	<u>通</u> 知	価格	)				
	区	分	行	番	号		土		地		家	屋	償却資産	行	番	문	価格計(D)
						件 数	数	量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価格(C)	1.1	ш	1)	
						11 30	25/4	$(m^2)$	(千円)	11 35	$(m^2)$	(千円)	(千円)				(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 1/6	6 の適用があるもの	9 ()	1	0	225	18	36, 478	<sup>30</sup> 15, 977, 637	40	46	56	66 75	9 ()	1	1	15, 977, 637
付	特例の適用がある 1/3	3の適用があるもの	0	2	0	7		966	165, 185	$\overline{}$				0	2	1	165, 185
資	4) (/)	5の適用があるもの	0	3	0				·	60	89, 089	9, 130, 971		0	3	1	9, 130, 971
	上記以外	0 t 0	0	4	0	198	1	78, 135	8, 703, 737	1	573	7, 086	223, 999	0	4	1	8, 934, 822
産	計		0	5	0	430		315, 579	24, 846, 559	61	89, 662	9, 138, 057	223, 999	0	5	1	34, 208, 615
空す		6の適用があるもの	0	6	0	100		_0,0.0	= 1, 010, 000		00, 002	-,,200,001	220, 000	0	6	1	0
一 港 る		3の適用があるもの	0	7	0									0	7	1	0
の固		5の適用があるもの	0	8	0									0	8	1	0
用定	1 / 9	2の適用があるもの	0	9	0									0	9	1	0
に資	P =	4の適用があるもの	1	0	0									1	0	1	
供産	計		1	1	0	0		0	0	0	0	0	0	1	1	1	0
玉	有 林 野 に 係	る土地	1	2	0	2	4, 1	50, 900	51, 688					1	2	1	51, 688
発は供		公営企業に係るもの	1	3	0									1	3	1	
電送す所電る	発電所の用に供する固定資産特定多目はある	的ダム法の規定の適用を受	1	4	0									1	4	1	0
・施固変設																	
電の定 所用資	変電所又は送電施設の月	用に供する固定資産	1	5	0									1	5	1	0
別用員	計		1	6	0	0		0	0	0	0	0	0	1	6	1	0
水に	地にダム以外のもの	の用に供する土地	1	7	0									1	7	1	
道供	カ係 公 ダムの用 1/2	2の適用があるもの	1	8	0									1	8	1	
施する	🖺 🗼   に供する  3 / 4	4の適用があるもの	1	9	0									1	9	1	
$\sim$	電の 固定資産 特例率	室の適用がないもの	2	0	0									2	0	1	
設固		2の適用があるもの	2	1	0									2	1	1	0
等定	法の規定の適用 3/4 を受ける多目的 3/4	4の適用があるもの	2	2	0									2	2	1	0
の資	ダムに係るもの 特例率	室の適用がないもの	2	3	0									2	3	1	0
用産	<u></u>		2	4	0	0		0	0	0	0	0	0	2	4	1	0
石 油	備蓄施設の用に供	する固定資産	2	5	0									2	5	1	0
	合	計	2	6	0	432	4, 4	66, 479	24, 898, 247	61	89, 662	9, 138, 057	223, 999	2	6	1	34, 260, 303

地	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	8	9				

# 平成21年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき) -

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)				(16)
							公			有	資		J.	産		
									(	通知		)				
	区	分	行	番	号	-	土	地		家 <b>T</b>	屋	償却資産	行	番	号	価格計(D)
						件 数	数量	価 格 (A)	件 数		価 格 (B)	価 格 (C)				
			9			12	( m²)	(千円)	40	(m²)	(千円)	(千円)	9			(A)+(B)+(C) (千円)
貸	法第4条第1項の 特例の適用がある	1/6の適用があるもの	0	1	2	132	747, 230	57, 943, 101					0	1	3	57, 943, 101
付	村門の適用がある	1/3の適用があるもの	0	2	2	5	2, 227	386, 125					0	2	3	386, 125
資	0 0	2/5の適用があるもの	0	3	2				134	854, 490	78, 304, 162		0	3	3	78, 304, 162
産	上 記 以	外のもの	0	4	2	13	24, 954	2, 345, 489	4	15, 845	1, 435, 695	37, 025	0	4	3	3, 818, 209
生		計	0	5	2	150	774, 411	60, 674, 715	138	870, 335	79, 739, 857	37, 025	0	5	3	140, 451, 597
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの	0	6	2								0	6	3	0
港る	特例の適用がある	1/3の適用があるもの	0	7	2								0	7	3	0
の固	もの	2/5の適用があるもの	0	8	2								0	8	3	0
用定	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	2								0	9	3	0
に資	エ記以外のもの	1/4の適用があるもの	1	0	2								1	0	3	
供産		計	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0
玉	有 林 野 (	に係る土地	1	2	2								1	2	3	
発は供	※電話の田に供	地方公営企業に係るもの	1	3	2								1	3	3	0
電送する・施	する固定資産	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1	4	2								1	4	3	0
・変電の	変 電 所 又 は 达 電 肌	<b></b> 直設の用に供する固定資産	1	5	2								1	5	3	0
所用資 又に産		計	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	1	6	3	0
水に		のものの用に供する土地	1	7	2	3	268, 008	2, 850, 439					1	7	3	2, 850, 439
道供	<sub>方係</sub> 公 <sub>る</sub> ダムの用	1/2の適用があるもの	1	8	2	/							1	8	3	0
施す	■富ょ□に供する	3/4の適用があるもの	1	9	2								1	9	3	0
		特例率の適用がないもの	2	0	2				1	19	3, 407	3, 679	2	0	3	7, 086
設置	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	1	2								2	1	3	0
辛定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	2	2								2	2	3	0
の資	ことりつか日町	特例率の適用がないもの	2	3	2								2	3	3	0
用産		計	2	4	2	3	268, 008	2, 850, 439	1	19	3, 407	3, 679	2	4	3	2, 857, 525
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	5	2								2	5	3	
	合	計	2	6	2	153	1, 042, 419	63, 525, 154	139	870, 354	79, 743, 264	40, 704	2	6	3	143, 309, 122

-118-

地	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	8	9				

#### 平成21年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
						国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増減額
	区	分	行	番	号	算定標準額 (千円)	交付金額 (円)(A) (注: 百円未満の端敷は生 にないものであること	算定標準額 (千円)	交付金額 (円)(B) (注: 百円未満の端敷は生 にないものであること	(A) + (B) (C) (円) 注:百円未満の端数は生 じないものであること	(D) (円) (注: 百円未満の端数は生 じないものであること	(C) - (D)
貸	法第4条第1項の		9	1	4	<sup>12</sup> 2, 662, 937	<sup>22</sup> 37, 280, 900	<sup>34</sup> 9, 657, 183	<sup>44</sup> 135, 200, 500	<sup>56</sup> 172, 481, 400	68 79 175, 419, 200	△ 2,937,800
付	特例の適用があるも の	1/3の適用があるもの	0	2	4	55, 062	770, 800	128, 708	1, 801, 900	2, 572, 700	2, 827, 300	△ 254,600
資	0 0	2/5の適用があるもの	0	3	4	3, 652, 385	51, 133, 100	31, 321, 664	438, 503, 200	489, 636, 300	485, 112, 700	4, 523, 600
産	上 記 以		0	4	4	8, 934, 815	125, 086, 700	3, 818, 208	53, 454, 800	178, 541, 500	183, 581, 100	△ 5,039,600
生		計	0	5	4	15, 305, 199	214, 271, 500	44, 925, 763	628, 960, 400	843, 231, 900	846, 940, 300	△ 3, 708, 400
空す	法第4条第1項の		0		4					0		0
港る	特例の適用がある		0	7	4					0		0
の固	5 O	2/5の適用があるもの	0	8	4					0		0
用定	上記以外のもの	1/2の適用があるもの	0	9	4					0		0
に資	工品外// 19 0 19	1/4の適用があるもの	1	0	4							
供産		計	1	1	4	0	0	0	0	0	0	0
玉	有 林 野	に係る土地	1	2	4	51, 688	723, 600			723, 600	722, 900	700
発は供	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	3	4					0		0
電話電施・	する固定資産.	特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1	4	4					0		0
・変電所の固定資	変電所又は送電放	・ 施設の用に供する固定資産	1	5	4					0		0
対用な		<b>=</b>	1	6	4	0	0	0	0	0	0	0
水に	地にダム以外の	のものの用に供する土地	1	7	4			2, 850, 439	39, 906, 100	39, 906, 100	37, 801, 100	2, 105, 000
道供	方係ダムの用	1/2の適用があるもの	1	8	4					0		0
地施す	営を対して、	3/4の適用があるもの	1	9	4					0		0
施っる	□ 産の 固定資産	特例率の適用がないもの	2	0	4			7, 086	99, 200	99, 200	90, 300	8, 900
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの	2	1	4					0		0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	2	4					0		0
の資	で又りる多日的	特例率の適用がないもの	2	_	4					0		0
用産		計	2	4	4	0	0	2, 857, 525	40, 005, 300	40, 005, 300	37, 891, 400	2, 113, 900
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	5	4					0		0
	合	<u> </u>	2	6	4	15, 356, 887	214, 995, 100	47, 783, 288	668, 965, 700	883, 960, 800	885, 554, 600	△ 1,593,800